



ISSN 1345-8019

市大社会学

大阪市立大学社会学研究会
OCU Journal of Sociology.

市大社会学オンライン創刊号（通巻 第14号）
2017年3月30日発行
編集『市大社会学』編集委員会

< 論文 >

中国人の「知日」の実践

—— 一般書籍における「日本（人）」イメージを考察する ——

祝 方悦

[要旨]

これまでの中国における「日本」および「日本人」のイメージは、官製のマスメディアの影響によってある程度固定されたものだった。近年、日本において、ポピュラー文化および観光立国が推進されるにつれて、中国の人々にとって日本文化、日本社会がより目に見えるようになり、「日本」は「経済大国」というイメージだけにとどまらず、より身近なものとして消費されるようになった。自分自身で日本文化を消化し再構築するような、高いモビリティを持つ文化仲介者が体験した「日本」は、中国のメディアコンテンツの中に数多く出現している。その中で語られた「日本（人）」は、従来の固定的なイメージから大きく離れて、美しい、醜い、不可解、賞賛、批判、などの多くの多様な情報が詰まった文化仲介者の解釈によるものに変化している。

本論は、近年の中国において出版された日本関連の一般書籍に着目し、それらの著書において「日本（人）」のイメージがどのように構築されているかを明らかにしようとするものである。また、その語りのパターンを分析しつつ、モビリティと解釈学の概念を用いて「知日」実践との関連性を考察したい。

キーワード：一般書籍、日本（人）イメージ、モビリティ

はじめに

これまで日中関係の多くは経済や政治方面で語られてきた。1972年に日中国交が回復して以来、とりわけ、80年代には「日中友好」時代の幕が切って落とされた。この時期に中国政府が刊行した教科書および大衆メディアには「構築された」日本のイメージがうかがえる。一方、80年代から90年代にかけて、日本政府によって「10万人留学生計画」が実施され、とりわけ中国人留学生の来日が盛んに続いてきた。それ以降の若い世代の知日派が語る「日本」イメージは、教科書などで記述された「日本」のイメージとは大きな違いが見られる。「日本」はよりコンテンツ化され、「知日」実践者によって新しく構築されるようになった。歴史教科書における「日本」は、多様に描かれた現代社会の「日本」に大きく上書きされるものであった。商品化された日本に関する一般書籍に目を向けると、現代「日本」イメージがいかにも構築されたかという問いが浮上する。日中関係が緊張を深めている現在、一般書籍を通して、民間レベルにおける相手国（日本）へのイメージパターン

を探り、「日本(人)」がどのように語られているかを見ていきたい。本論の目的は、日本に滞在した中国人が実践・再解釈した「日本」イメージに関連する、中国で出版された現代の一般書籍に書かれた「日本」イメージのパターンを類型化することである。

既成の文化アイデンティティは文化間の移動と接触を経て強く揺さぶられる。アイデンティティは個人の帰属意識を問うテーマである。しかし、文化は常に変化していくものであるから、文化的アイデンティティの探求はより複雑な考察が必要である。浅井亜紀子は、文化的アイデンティティは本質的なものではなく、他者との相互作用の中で作られていくものであるという観点を以て、「語学指導などを行う外国青年招致事業」(JETプログラム)における外国人教師を対象に、彼女らが日本での生活を解析することを通して文化的アイデンティティを再考していると分析した(浅井 2006)。

広い意味での文化は、①有形物、②思考・価値・姿勢、③規範的あるいは予期された行動パターンから成り立つ(Ferraro 1990=1992)。異文化とは、「私」と「他者」、自集団と他集団という関係性の中で、「私」あるいは「自文化」にとっての「異なる文化」(他文化)を知るための知的営みである(藤巻編 1992)。文化と見なされた思考や行動パターンが生まれ環境に取り組みられた自文化の働きで解釈されていくこと自体が文化的行動であり、またはその「異文化」に対する思考がさらに文字化され有形物となり、文化として伝承されていくのである。

留学生たちが身を以て日本を体験し、異文化に接触し、衝突、受け入れなどの複雑なプロセスを記録したのは文化間の移動によって初めて実現できたことであり、主体性が最大限に強調されている。アーリがいうように「…そうした移動が諸々の社会的営為と絡み合つて、…自己を超えた世界を感じ経験するうえで重要な位置を占めており、見方によれば、移動することで、世界は見られ、感じられ、経験され、知られるようになり、『情動』の対象とされるようになっている。つまり、移動は実に多くの点で、存在論的かつ認識論的なのである」(Urry 2007=2015: 93-94)。

ギデنزは、「二重の解釈学」について次のように述べる。それは、行為者の解釈を調査者が再解釈する行為であり、調査者は現地の人々の自文化に対する解釈を再解釈し、現地の人々の文化といえるものを構築することになる(Giddens 1977=1986)。友枝敏雄は、この方法論に言及した際に、知識には二重性があると述べ、身体技法となった日常的で言語化不可能の知識と、日常の行為を言語(科学的)によって説明可能な知識、に捉え直した(友枝 2006)。本論においては、主体となるのは日本に滞在する/した中国人たちであり、彼らが「日本」に関する知識の実践者となる。彼らが執筆した一般書籍に綴られた「日本」は、文化のメカニズムによって析出された単なる「日本論」ではなく、日中比較や批判的な観点も多く含まれる。それらの論述の多くは科学的ではないが、その「知日」の実践者たちは同時に説明者でもあるという二重のポジションに立つ。筆者は、その彼らの書いた本を考察していきたい。

1 研究の背景および問題意識

1.1 中国の出版事情

周知のように、近代化が遅れた中国において、1992年の改革開放以前には、出版物への規制は明

確であり、出版物の多くは国家のプロパガンダに過ぎなかった。出版業に関する条例は憲法に定められているが、「出版の自由、言論の自由」にはほど遠い状況であると言えよう。

市場経済となった現在においても、印刷物の出版、販売は、政府の許可を得なければならない。出版社と書店のみならず、印刷会社や広告代理店、すべてが国営企業で運営される。昔の出版形態が残留しており、政府に統制された検閲に通ったコンテンツのみが世に送られるのである。「新聞出版総署」という出版物を監視・監督する中央官庁の監督の下で、「書号」（ISBN）の取得の有無は直接的に出版の可否につながっている。

現在、中国の出版社は582社あるが、すべて国営である。現体制での民営のメディア組織の設立は極めて困難であると考えられている。各都市には有力出版グループが存在し、傘下には何社もの出版社を抱える構造になっている。ただし、こうした国営メディア企業の下に、「文化公司」と呼ばれる民営の編集プロダクションがあり、ここが出版社と組んで書籍や雑誌を発行している。雑誌の出版も「刊号」という政府の許可が必要で、刊号は政府所有の出版社しか所有できないことになっている。

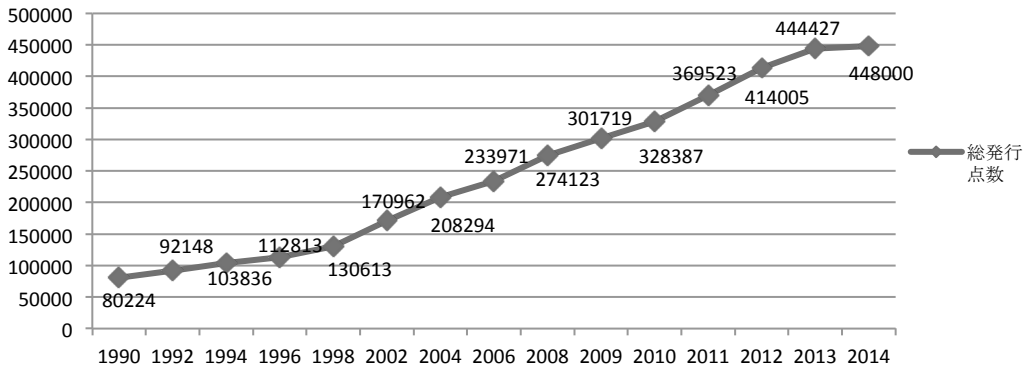


図1 中国における出版状況（総発行点数の推移）（1990-2014）

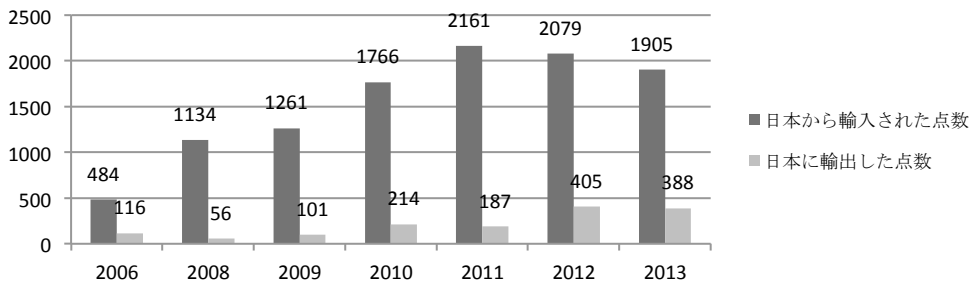


図2 中国における出版状況（両国の輸入点数の比較）（2006-2013）

図1・図2の出典：中華人民共和国新聞出版総署，および，日本出版学会編（2010）より筆者作成。

図1から分かるように、紙媒体の書籍は2014年の発行点数が4万4800点に上り、20年前より5倍近

く増加した。80年代から90年代にかけて、人気だった古典小説・武俠小説のほか、台湾・香港の「言情小説」（恋愛小説）が大陸において大ブームになったきっかけとして、書籍の種類が多様化し、人々の読書意欲がさらに刺激されたことが考えられる。しかし、図2で示したように、日本へ輸出した書籍は同国から輸入した書籍のほぼ十分の一しかなく、「知日」と「知中」への関心の差が顕在化された一面と捉えられよう。

言うまでもなく、中国においてメディアは国際政治状況に大きく作用される。中国の出版業界はその変化の影響が大きい。2012年、尖閣列島問題で日中関係が悪化し、同年9月、北京市当局は同市内の一部の出版社に、日本人作家の作品など日本に関する書籍の出版禁止の通達を出した。その規制によって、中国で大ブームを起こした村上春樹らの小説の撤去が余儀なくされた。ほかに日本（人）を紹介する中国人著者の書籍も一時的に棚から外された。インターネットにおいても、日本のアニメやマンガのダウンロードが禁じられ、ネットユーザから不安の声が多く上がった。一方、「amazon@中国」においては、日本関連書籍の販売は禁止されておらず、市場では手に入らないものが簡易に購入できる。つまり、異なる販売ルートから、とりわけ非常時の下で、書店とネット販売で扱われるコンテンツの差異が発生し、国際政治環境による政府規制の部分的な「緩和」が垣間見えるのである。これは本論においてamazonで選書する理由の一つになる。

しかし北京で行われた調査によると、そういった現象は、2014年5月時点で、国立図書館および書店において日本関係の書籍の大半が再び販売されるようになっており、書店側の政府規制による自粛が解禁されたようである。国家関係が極端に悪化した場合は、相手国のすべての情報とコンテンツを遮断するというメディア操作が中国ではしばしば見られ、2012年「殴る、壊す、奪う」と名付けられた悪質な反日デモはその最も激烈な表象¹⁾となった一方、「愛国無罪」だと銘打つデモブームもまたメディアを通しての現象である。近頃のメディアでは、愛国を名義にして社会への不満を訴える口実と場所とを確保していることが確認できる。

1.2 「知日」の定義、および実践者

1.1で述べてきたような、規制の多い中国の出版事情を背景に、本論ではそこから距離を置く文化実践者としての「知日」実践者に着目する。

まず、本論における重要概念、「知日」についての先行研究を見ておこう。新堀（1986）は、客観的資料が乏しい状況においてではあるが、知日家を、知識および社会的影響力の程度から次の四つに分類した。

タイプⅠからⅣまでは成層化されている。タイプⅠは、日本について広くかつ深く知識を持ち、幅広い活動を通して大きな社会的影響力を持つ日本学者によって構成される。Ⅱは、日本に関して専門的研究を行っているわけではないにしても、Ⅰ以上に大きな社会的影響力を持つタイプ。Ⅲは、日本専門学者を中心とする。Ⅳは、知識も専門的ではないし、活動や影響も狭い地域や私的サークルに限定されている。

表1 知日家の四類型

知識 影響力	深	浅
	I	II
大		
小	III	IV

出典：新堀（1986）から筆者作成。

「知日家」は、必ずしも「親日家」と呼ばれることを喜ばない、日本や日本人に対する態度、感情を特徴とする。特に研究者ともなると感情的に中立の態度を尊ぶ。知日家は、日本をよりよく知ろうと努力する態度、少なくとも日本に対して積極的な態度をもっている。同書では、多く知日家の名前を挙げているが、以下のように知日家の概念を定義している。

……かれらはすべて知日家であるわけではないが、知日家は親日家、日本びいきの一面をもたねばならないと考えられる。親日家の反対は排日家、日本びいきの反対は日本ざらいということになるが、どんなに日本をよく知っていても、排日家や日本ざらいは知日家とは呼ばないからだ。……知日家というコトバ、知日家の定義自体があいまいであり、なぞである。それにもかかわらず、知日家というコトバは広く用いられ、どんな人を知日家と呼ぶかにはかなりの合意がある。（新堀 1986:7-8）

本論では、知日家は具体的に誰なのか、どのような人物なのかについては定義することはしない。なぜなら、文化仲介者の活発な文化宣伝によるイメージの再構築は、その仲介者の文化背景を含む多元的な社会コンテクストの絡み合いによって形成された過程と考えるからである。知日家の先行研究における定義が曖昧であり、主体性を持つ文化実践者が知日家と同様であるか否かは今の段階で明確ではないので、本論では、そういった「文化仲介者」を意味して「知日」実践者と呼ぶことにする。

1980年代から90年代にかけて、中国から日本への留学ブームが興った。その時期に来日した留学生の多くは既に帰国し、公務員、研究活動、企業への就職、投資経営などさまざまな場面で活躍している。その中には、日本で体験したことと、留学以前に持っていた日本のイメージとの相違、困惑や納得などを、書籍に綴る者たちがいた。2000年以降、そういった書籍が大量に市場に登場し、

テレビで放送されたドキュメンタリー——『日本にいる日々』²⁾が巻き起こした大反響もあって、「知日」実践を通じた日本に関する情報が瞬く間に広まった。それによって、日本のイメージが刷新され、現代日本社会を直視する個々の中国人留学生が感じ取った日本が表現されていく。『日本にいる日々』は、1990年代に来日した中国人留学生を題材にしたドキュメンタリーであり、中国人女性監督とフジテレビとの共同作品である。映像化されたリアリティーに富んだ留学生活の諸相は、初めて公共電波を介して視聴者に届けられた。そのドキュメンタリーをきっかけに、他国の留学生生活シリーズもどんどん制作されていった。当時、中国では大きなカルチャーショックが起こり、中国における「日本（人）」イメージの新たな第一歩となったと言っても過言ではない。それについては別の論考で論じることとし、ここでは省くが、日本での留学生活や日本事情は、中国においても常に関心事であると言える。

2 日本（人）イメージについての先行研究

2.1 言論NPOによる世論調査の概要

この節では、日本（人）イメージについてのいくつかの先行研究をまとめ、本論にとって意味のある論点を抽出する。まず、言論NPOを紹介しよう。

言論NPOは、日本のメディアや言論のあり方に疑問を感じた多くの有識者が、日本の主要課題に対して建設的な議論や対案を提案できる新しい言論の舞台をつくろうと2001年に設立した認定NPO法人である（言論NPOホームページ）。中には、中、韓、米、民間レベルの多国間会話を実現するために、「言論外交」と呼ばれる「新しい外交」に取り組んでいる。公表された世論調査のデータが、学術研究や民間交流に多く使用されてきた。

2005年8月、言論NPOは、反日デモ直後の北京で両国の有識者が本音で議論を行う「北京-東京フォーラム」を立ち上げた。交渉を重ねて実現したのは、世論調査を行うことであった。世論調査の実現によって、最も両国関係が深刻な時期での両国民の認識を明らかにし、この対話を両国民の意識を反映させながら進めることで相互理解をより深めることが目的とされた。以下では、その概要を紹介しておく。

図3にあるように、2005年以降継続的に行われてきた言論NPOの世論調査によると、日本における中国イメージは、良くない印象が年々増加し、良い印象を持っているという回答を大きく上回っている。中国における日本イメージは、2012年まではやや好印象の方に上昇していったものの、2012年の尖閣諸島問題を契機に2013年に大きく良くない方向へと転落している。

同調査は、日本人の中国認識は圧倒的に日本のテレビニュースに依存していることを明らかにした。中国人の日本人との直接交流の度合いは乏しいが、認識形成において情報源は日本人より多様化しており、ニュースの他、ドラマ、映画、出版物も比較的多く利用している。

中国における日本に関する情報源の割合は、日本世論とは傾向が異なり、テレビニュースが情報源の中心になっているが、テレビドラマ、映画、書籍を通じて日本に対する印象や認識を形成していることがうかがえる。

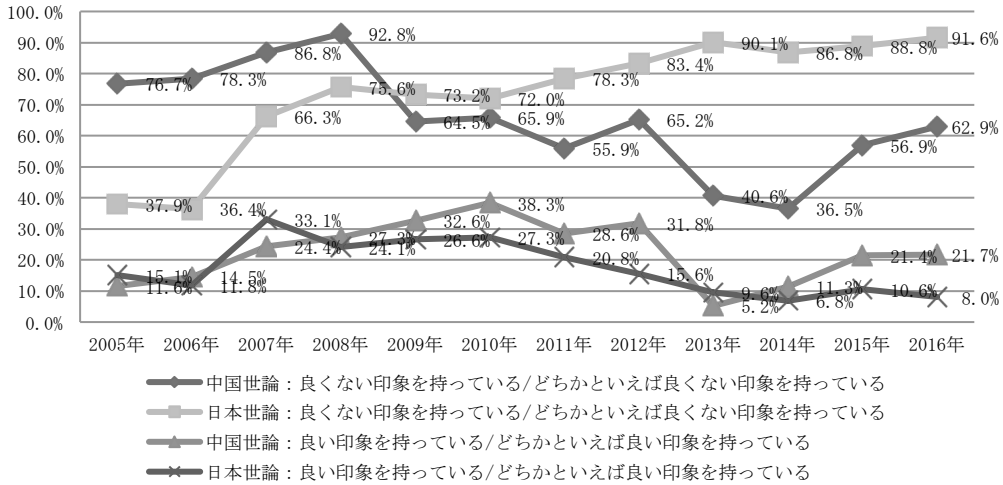


図3 日中の相手国に対する印象（2005-2016）

出典： 言論NPOホームページより筆者作成。

しかし、この「世論調査」に反映されるような日中両国の国民が相手国に対して持つイメージは二元論的な色合いを持つ。同調査は、量的調査によくみられる質問形式を採用したので、「重要／重要でない」、「良い／悪い」というイメージが二極化され、それぞれのイメージの形成経緯や理由を特定することはできない。その上、対象者にとっては質問項目を増減する余地がなく、聞き逃しや回答不十分になりがちであるため、相手国に対しての実際のイメージよりも、評価結果の傾向が極端に現れているのではないだろうか。本論では、イメージに関して、同調査に不足している部分、調査しきれていないイメージの具体例、二元論では語りきれない「日本（人）」イメージの形成、従来のイメージからの変化についても明らかにしていきたい。

2.2 日中両国の相手国に対するイメージに関する先行研究

言論NPO以外にも、1980年代以降、日中両国において相手国に対するイメージ調査や意識調査が継続的に行われてきており、両国の民間における世論調査は、留学、旅行、ビジネス、国際イベントなどの民間交流の流れを正しく把握するために重要な役割を果たしている。また学術面では、異文化コミュニケーションやカルチュラル・スタディーズの観点から、メディアを通して構築されたイメージが体系的に述べられ、メディア（主にテレビ、インターネット）との相互作用が論じられてきた（劉 1998；李 2006など）。

これまでの世論調査において、マスメディアによる中国イメージの構築についての研究は多数展開されてきた。たとえば、「日本人にとって中国人はまだ距離のある存在で、典型的な人物をイメージし、多様性を認識するような状況にはない」（上瀬ほか 2010： 85）と論じるものや、「日本人は知識不足から中国に対してステレオタイプ化された内容を抱いているという傾向が継続している」などが指摘されている（原・塩田 2000；鮑戸・原 2000）。

一方、日本イメージの研究ではどうか。劉（1995）はマスコミの役割は非常に大きく、報道姿勢の揺れと偏りが見られ、日本人のイメージは「勤勉」に限定されていると指摘した。また、日本「国」と日本「人」に対する感情が異なること、「日本好き」の割合が高い傾向が見られた。上述した原・塩田（2000）の研究でも、日本人の中国イメージでは「国としての中国」の方を好む図式が説明された。また劉は「中国人の対日イメージ問題を考える時、戦争責任問題を抜きには語れない」（劉 1995: 44）とも主張する。

中村（2014）は、中国における日本イメージの多重性について考察を行っている。中国同時代文学を読むことを通して、中国の若者の消費文化の中から日本のブランド、小説、アニメ、音楽番組といった現代日本のイメージが異なる視点で語られている。「複数のチャンネルを通して、中国の中の一つに収斂されることのない流動的な日本のイメージを追跡することにより」（中村 2014: 93）、日中の多様な交流の可能性を模索することの大切さを指摘している。

以上のように、これまでメディアを介した日本（人）イメージが多面的に研究されてきた。さまざまな調査によって日本イメージの社会的表象の可能性が示唆されているが、一般書籍に反映されたイメージに関する研究はわずかである。本論は、マスメディアや創作作品ではない主体性をもつ「知日」実践の実態に注目し、日本に長期滞在経験のある著者に絞り、移動を伴う従来のマスメディアと異なるイメージの生成を踏まえながら、彼らが「体感」した「日本」（人）イメージをパターン化し、イメージの非固定性を説明することに意義がある。

次に、イメージの変化の時代区分を見ておこう。園田（2012）は日本人の中国に対する親近感について三つの時期に分類している。第一に、1972-1988年：日本人の中国に対する親近感は「きわめて高い」時期。第二に、1989-2003年：「親しみを感じる」とする回答と「親しみを感じない」とする回答が約半数で拮抗している時期。第三に、2004年-現在。「親しみを感じない」が上回って、急激に悪化した時期。ここでは、対中イメージの悪化は天安門事件と尖閣列島の衝突事件から説明される。日本では、過度な国際ニュースのバイアスによって、対中イメージが「反日」的な性格を持ち、「日本人の政治的な行為が中国の対日イメージに影響する」こと、日本国内での議論が少ないことを指摘している。また、セレクトされた文化イベントにおいて、「相互イメージの不安定化」が起っていると結論付け、さまざまな場面における異なるイメージ変動の可能性を示唆している。

藤田（2006）は、2005年に「反日の嵐」を繰り返し報道したメディアによって、「嫌中」感情がどのように醸成されたかについて、日本で出版された中国関連書籍を4冊取りあげて分析している。4冊とも中国を増悪するような内容であった。

小川・石森（2007）は、高校生交流プログラムの実行によって、交流前と交流後のイメージの変化をインタビュー形式で明らかにした。この論文では、「相手国に関する予備知識がない場合、そのイメージは非常に漠然としているか偏っているか」「交流によって高校生のイメージはより鮮明に具体的になる」「その具体的なイメージによって相手国への興味関心がより高まると同時に、国際交流への意欲などの肯定的な姿勢を生み出す」と、3つの結論が述べられた。小川・石森は、交流の大切さだけでなく、交流による具体的な変化を指摘し、相互理解の主体性と個人の能動性を強調したうえで、実体験の重要性を再三述べている。

これらの研究は、中国に対するイメージが、マスメディアの影響によってステレオタイプになりつつあることを批判的に論じている。そこでは、両国のイメージが国際状況やメディアによって大きく揺らぐことが明らかにされた。その中で、マスメディアによるイメージの形成は不可避と説明され、それ以外の回路でのイメージに影響する情報の収集や実践が重要視されている。本論で論じる中心となるのは、そういった「主体性を伴う実践」である。

さらに、一般書籍について、書籍自体が研究対象となる国際イメージ研究は少ないが、小学校教科書を用いた真鍋（1985）の内容分析研究が挙げられる。小学校の教科書に日本以外の国名が出現する頻度、紹介される分量（ページ数）などをカテゴリーで分類し、世間が外国に対して、どのような印象を持つかを小学校教科書から見出す研究である。本論では、藤田（2006）や真鍋（1985）の研究法に倣い、研究対象となる一般書籍の質的データを採取したい。

中国では、非公的組織が現代日本の文学作品から日本の社会を知るという動向がみられる。その多くはソーシャルネットワークを介した個人グループによる文学批評の趣味のサイトである。韓国においては「日流」について多くの研究があり、韓国における日本関連の一般書籍の位置を論じる研究書がある。一方、中国では、日本文化が広く知られ消費されているわりに、一般書籍における日本のイメージが学術レベルで取りあげられることは少ない。濱下（2007）によると、韓国では、1998年の日本大衆文化解禁後日本への研究関心が高まったが、それ以降、日本文化論は限界を迎えたという。それとは対照的に、中国においては、そういった細分化された情報の消費はインターネットと書籍の両方に存在すると思われる。例えば、専門書ではない一般書籍は、論理的に日本社会の形成や社会構造を述べる日本論より、自己と相対化した日本社会を一人の外国人として感じ取ったカルチャーショックを言語化したものが大半である。日本（人）に関する、インターネットに見られる散乱した情報と、内容がまとまった日本事情の書籍（あるいは、『知日』などの日本事情専門雑誌）は話題を呼んでいる。

以上は、すでに形成された「イメージ」が論考の軸となる研究である。本論は、マスメディアや小説、マンガ、ゲームなどの創られた作品ではない情報ルートから入手した「知日」の実践形態に関心があり、実践者の能動性を強調しながら、まず「知る」ことという新しい対日イメージをパターン化するものである。日本社会全般について情報提供を担った一般書籍、ノンフィクションで描かれた日本の日常を取り上げ、それらの実践を解釈することにしたい。

3 研究方法

3.1 中国のAmazonを用いた対象書籍の選択

1.1「中国の出版事情」で述べたように、日本の情報、あるいは日本における経験談を、個人のブログ以外に中国の読者と共有することは容易でないが、比較的政治問題を回避した社会・文化を取り扱う一般書籍であるなら、「日本」あるいは「日本語」と分類される場合が多い³⁾。したがって、本論の対象書籍を確定するにあたり、その検索手順としては「書籍」→「日本」→「社会」の順にした。

中国のamazonとは、正式名を「□□□中国 (ya ma xun zhong guo)」といい、大手B2C会社であ

る。そのビジネスモデルはアマゾン本社とほぼ同様、サイトデザインから販売スタイルまで厳格にAmazonに沿っている。Amazon中国の前身は「金山ソフト株式会社」が2000年5月に開設した「卓越網」である。図書オンライン販売から、現在は家電、アパレル、図書、食品、子供用品販売など多岐に渡る。2004年8月、前身の卓越網が米国アマゾン社に買収され、完全子会社となった⁴⁾。この買収によって、世界で小売通販をリードするアマゾン社の特長と卓越網が擁している中国市場経験の豊かさを結合し、通販ユーザーの経験度も上昇し、中国の電子ビジネスの成長をも促進している。

他方、書籍販売電子市場は中国国内最大規模に値する当当網（トウトウdangdang.com）も注目されるが、2012年から売り上げの割り当てが亜馬遜中国に抜かれ（ほかの通販会社は図書をほとんど扱っていない）、現在、中国における最大の書籍インターネット販売は□□□中国（amazon@china）に入れ替わった（図4）。

以上が、本論において、研究対象を選定する手続きとして、一般書店の小売販売ではなく、amazonにおける販売書籍から検索する理由である。

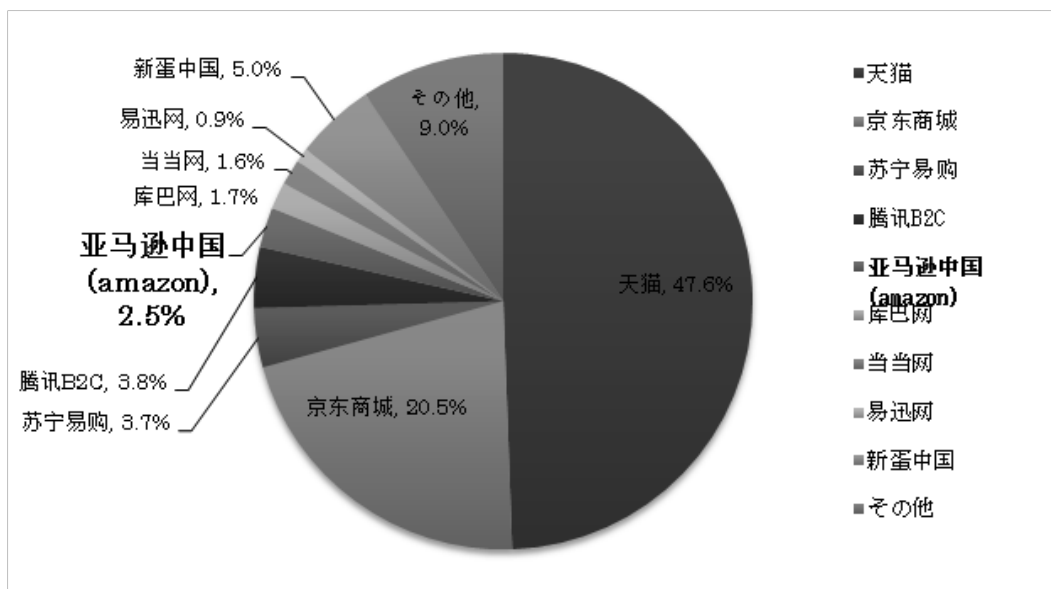


図4 2012年上半期、中国B2C通販取引の市場シェア状況

出典：中国インターネット新聞より引用。

3.2 対象書籍の選定手順と内容分析の分類

本論の研究対象書籍を選ぶにあたって、購入システムの国際共通性および書籍通販の大手Amazonにおける書籍のレビューを考慮した。Amazon中国版公式サイト（卓越）において、「図書」「日本」「社会科学」の順番で検索できた1184件の図書について、「キーワードに関連する順」に並べ替え

た。その中から、「評価4つ星以上」に絞り、著者は日本で3年以上生活の経験（留学あるいは就労）を有するものを条件として、他には人気度やプレビュー件数などを考慮した結果、4冊の書籍に絞ることができた。

さらに、それらの書籍に登場する日本社会の表象を、①社会・宗教、②文化、③政治・経済、④歴史、⑤人情、⑥生活、⑦日本人、⑧在日外国人の8つの項目に分類した。各項目でどのようにイメージが構成されているか、中国における日本イメージの受容の実態がある程度把握できるだろう。本論では、モビリティの経験を持つ著者の経歴や中国の若者社会の事情などの観点を重視していることから、それらの書籍のテキストの意味について考察を行う。

「日本」とは、外国人が評価する、一般に概念化された日本を代表するイメージとする。国際世論調査における外国の「イメージ」というのは、「国」という枠組みに縛られることなく、日本文化、日本人などを含むものであるという（真鍋 1985）。本論で言及する「日本（人）」イメージには、この概念が適合すると考える。

3.3 研究対象リスト

以下に列挙するのは、対象書籍として選定された具体的な書籍名と著者プロフィール、内容の特徴の説明である。分類表では、No. 1～No. 4として、数字で記述する。

No. 1 『曖昧な日本人』李兆忠著、2010年11月、21万字、35元（約580円）。

著者プロフィール（筆者による訳、以下同）：1957年上海生まれ。1982年、中国社会科学院文学所に就職。1989年から4年にわたって日本で留學生活を経験した。帰国後、もとの職に戻った。本著は1998年の『曖昧な日本人』初版に修正を加え、文学的にも精練されたものである。日本人の文化、性格を読み解く書籍と位置づけられている。

No. 2 『日本有病』李小牧著、2011年4月、18.6万字、29.8元（約500円）。

著者プロフィール：1960年8月27日、中国湖南省長沙市生まれ。1988年、私費留学生として来日、東京モード学園に入学する。訪れた新宿歌舞伎町に魅了され、「歌舞伎町案内人」として活動開始。同時に中国の人気ファッション誌『時装』の東京特派員。在日中国人向け新聞『僑報』発行人を務めた。2002年8月、デビュー作『歌舞伎町案内人』（角川書店）がベストセラーとなり、2004年8月映画公開。現在は講演、執筆活動を展開。マスコミ登場多数。

No. 3 『日本VS中国』姚耀著、2011年1月、16万字、28元（約460円）。

著者プロフィール：1970年上海生まれ。越境する文化学者、上海対国際人材育成センター特任講師、中国語教育家。大学卒業後、日本、アメリカ、シンガポールなどの企業に勤め、日本を含むインドなどのアジアの国の越境する文化を研究する。

No. 4 『日本が分かると言うな』王東著、2010年7月、15万字、26元（約430円）。

著者プロフィール：「中国には対日態度について今抱えている問題は反日、恐日、親日でもない。日本を知らないというところにある。」東京で15年間在住。

表2 対象書籍における各ジャンルの分量

資料 項目	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
章の数	19	4	24	4
節の総数	100	83	70	93
①社会・宗教	6	18	15	19
②文化	45	12	26	29
③政治・経済	1	1	12	2
④歴史	4	1	3	2
⑤人情		3	5	2
⑥生活	9	8	6	24
⑦日本人	35	32	3	14
⑧在日外国人		8		1

筆者作成.

表2は、各項目がその書籍全体に占める節の数を表したものである。どの書籍も「節の総数」が非常に多く、コラムと似たフォームで、文字数の少なめ（おおよそ1000から1500字）短編形式になっており、著者の見た「日本（人）」イメージが比較的容易に理解できる。内容について、①社会・宗教、②文化、③政治・経済、④歴史、⑤人情、⑥生活、⑦日本人、⑧在日外国人の8項目に分けてみたところ、コラム一つに対して複数のジャンルが当てはまる文章が多数あった。その際、テキストに登場するキーワードの多い項目に分類した。このような分析は、恣意性があることは否定できないが、書籍のテーマと内容の方向性によって、紙幅が多く使われた内容を概観することはできる。マスメディアが報道すべき③政治・経済関係の項目は多くなく、それとは対照的に、①社会・宗教、②文化、⑥生活、⑦日本人の項目がかなりの分量を占めた。これらの書籍はそれぞれ異なるコンセプトを持ちながら、全書に共通する特徴が挙げられる。それは、従来の日本の固定的なイメージが反映した内容がきわめて少なく、情報統制下におかれたマスメディアの発信するコンテンツとは距離を置き、パーソナルレベルの関心を自問自答、あるいは「答え探し」のレトリックを用いた内容から構成されている点である。印象に残るシンプルかつ現代風を感じるレトリックに富んだ表現は、一般人向けの書籍という位置づけが明確であり、Amazon中国におけるランキングにランクインした一因とも考えられる。

4 語られた「日本」、その類型化

移動することによって、身体が体感するように機能し、固有イメージと異文化の競り合いを引き起こすだろう。移動がもたらした文化体験（異文化を見る→体験する→自分化と比較する→自己反省あるいは異文化への批判）はまだ形成中の中国人の「日本（人）」イメージの基盤になり、従来と異なるイメージに根拠付けられるといえよう。

この節では先に述べた手順で選定した4冊の書籍から、「日本」イメージの類型化を試み、その典型的な記述部分を引用する。特に大部分の紙幅が費やされた内容①②⑥⑦から、「日本（人）」イメージの類型として、叙事性（見る）、日常性（体験）、比較性（比較）、「知日」性（反省）、批判性（批判）の5つのパターンにまとめられる。典型的な記述を引用した後、それぞれ考察を加える。

4.1 叙事性

日本人は「□□展翅九万里⁵⁾」ではなく「螺□壳里做道□⁶⁾」が得意げだ。日本人は人と人の生まれつきの能力差を問題視しない。学校教育において、競争、差別化を提唱せず、すべての学生を同一視し、彼らが最大限に主観能動性を発揮するように教育社は励んでいる。能力的に弱小者にとって激励されるわけである。——No.1 『曖昧な日本人』p.24.

ある日、大雨の夜中に、池袋駅に向かう途中、歩道のガードレールに寄りかかっている小太りの青年を見かけた。彼はちゃんとした革靴を履いて、スーツを身に纏い、雨に打たれていた。全身は嘔吐物にまみれ、雨でボトボト流れ落ちていった。そして彼は空を仰ぎ、獣のように吠えていた。そう、全身の力を出し切った叫びだった。夜の雨の繁華街で起きたこの出来事、強烈な超現実主義の場面に遭遇した。——No.4 『日本が分かると言うな』p.9.

叙事性について、著者たちは日本で見た「風景」を多く物語っている。日本（社会）に対して好意的であるとは想像できず、傍観者として日本で起きた出来事を観察し、見たままの風景を叙述する。これらの書籍には、日本文化を介して自分の考えを改め、自分に適した思想、方法を取り入れる姿勢が見られた。中には批判の視点で記述する著者がいるが、これらの文章には、アイデンティティを感じさせない叙事性を持っている。それは先入観によるものではなく、日本の街に起きた出来事を記録するように、その場所は偶然に「日本」の世界だったとも捉えられる。

4.2 日常性

歌舞伎町で出会った不思議。①区役所は歌舞伎町のだ真ん中。②風俗店を整理する警察官が風俗店を消費している。③客引きの黒人に強引に店に引っ張られる日本人。④道端で泥酔する若者。⑤とりあえずビール。⑥はラーメン。⑦（焼き）餃子という食べ物。⑧スーツ姿の客引きは運動靴。

⑨「若者文化」に合わせる男性客。——No.2『日本有病』pp.43-44.

私は肉体労働の経歴がそれほどではないが、二年ちよつとの間に、皿洗い、プラスチック製の工場ドラックケースの製造、フリーマーケット、厨房の手伝いを経験した。一番長かったのは焼き肉屋さんの店員だった。これらの仕事は肉体的には疲れる仕事だが、精神的にはとても充実していた。私のような労働ができない、生産の知識を持たない人間の成長には必ず役に立つと思う。オフィスに居すぎると昔日本で肉体労働をしていた日々が懐かしくなる。成長面で言うと、あれは日本で最も貴重な経験なのかもしれない。——No.4『日本が分かると言うな』p.38.

ストーカーの心理状態は「執着」といわれ、「いたずら電話」と同様に人間の孤独感と自分の存在の不確定感を検証するものだ。電話あるいはストーカーの行為で相手に不愉快な思いをさせることは、赤の他人と相互関係が発生するため、「我騒がす、ゆえに我あり」という認識が得られる。——No.4『日本が分かると言うな』p.83.

これらの記述は、日常の会話、日常の風景、日常の思考を記録するエッセイの形式を採っている。異国に住みつく外来者にとって、このような日常性の記述は比較的伝わりやすく、興味を持たれる部分であろう。同時に、読者は実践の日記から異国情緒を体験するに違いない。異国における日常は、自国では十分にインパクトのある刺激になるため、読者にとって、相手国のイメージの記述と意識する前に、魅力的な文章に引き込まれ、新しいイメージが形成されることにもつながると考えられる。

4.3 比較性

中日の「国」への理解を比較するのはとても意義のあることだ。両者最大の差異は前者が「国」に対して漠然とした概念しかもたない、後者が疑いなく「国」と認めることにある。中日の異なる国情と歴史文化的背景は反映されるだろう。中国の伝統的な思考の中で、「国」は相対的な概念に過ぎず、「国」の上に「天下」があると考えるからだ。……幾度も民族生存の危機に追われ、民族主義、国家主義より国際主義が先に働く。この根深く揺るぎない「天下意識」は中国人の現代国家意識の形成に紛れもなく一種の妨げになり、中国国内の諸不安要素に加え、中国人の現代国家観念が確立できず、全体的には凝集力が欠いている。同族、民族、故郷への愛情によって伝統的な中国人の愛国特色が構築された。

しかし日本人には「日本国」はとても明確な概念になるだろう。日本人のルーツがどんなに複雑で何千年も外界から隔離する年月を経た今、地理的に孤立されていることが260年の鎖国を行った人為的孤立に強化されるため、日本人に強烈な民族自我の一体感が生じて、思考や行動パターンに高度な同一性が見られる。——No.1『曖昧な日本人』pp.31-33.

中国人は自文化に対する理解が未だに国粹概念に留まっている——四大の発明で自文化が海外より何年早かったか、ほこりだけの孔子孟子を外国人に訳して説明するのに熱中する。文化とは物質産物と精神産物の総体。中国人は文化的概念に曖昧であって、物質と精神の間をぶらぶらしている。……中国人には四大発明を持ってコロンブスより早くアフリカに到達したにも関わらず、いくつかの陶器の壺以外に、「精神産物と物質産物の総体」の何を残した？日本は自分の「異文化」を宣伝する面では我らより自然的かつ効率的だった。……第二次世界大戦で世界とりわけアジア諸国に災難をもたらした日本は「ソフトパワー」を通して戦争のイメージを変えようとしていた。 —No. 3『日本VS中国』 pp. 15-17.

(天皇一家が船に乗るニュース写真の引用) これは天皇一家が休暇を過ごす写真だ。写真に写ったのは天皇の家族を除き経験豊富な船員とボディガード。さて、質問です！「この写真から伝わる日本文化と民族性の情報とはなんでしょう？」 そう！救命胴衣！天皇一家は救命胴衣を着用している！中国では、洪水に遭われた地域に視察に来る政府官僚、芸能人が救命胴衣を着たニュースを観たことがある？ 天皇は日本の象徴だが、天皇とその家族が法律制度の上に超越しているわけではないのである。 —No. 3『日本VS中国』 pp. 33-34.

近年、この類の一般書籍において中日を比較する内容をよく見かける。異文化を話題にする際、文化の差異を認めるだけではなく、なぜ違うのかを真っ先に問うことが重要になっている。それと対照的にマスメディアによるステレオタイプの報道はこの点を常に見落す傾向が顕著である。しかし、異文化をある立場で認識したあと、自文化を振り返り、「自」と「他」の違いを確認しながら差異をつけるような実践(者)は、その異文化の中で疎外されていると言わざるを得ない。社会問題から日常までさまざまな情報を収集し、比べ、認識を深めるのを繰り返し実行していくと、異文化と自文化をさらに問い直す余地があり、異文化への理解が多面的になり、自文化への理解も次第に昇華していくだろう。

4.4 「知日」性

中国人の日本人に対する認識を制約したイデオロギーが二つある。一つは大中華主義。二つは大西洋主義。「大中華」は中国人が外部の世界に特有な心理の現れ、文化上の優越感にある。具体的には日本のすべてが中国の模倣に過ぎない、日本のもつすべてが中国は古くから有していた。……「大中華」と比べたら「大西洋」がもっと複雑だ。天朝大国の中国は西洋のような「蛮夷」を見下していた。19世紀中期、情勢が一気に変わった。古老の中国は西洋の先進武器による攻勢に耐えられず「中体西用¹⁾」から「全般西洋化」への転換を余儀なくされた。……文豪郭沫若が指摘したように中国の文壇の大半は日本留学生によって築かれ、中国の新文芸も日本風の洗礼を受けた。……「大中華」日本観だの「大西洋」日本観だの、日本を独立した研究体として認めないからだ。前者が固有文化の自大による日本文化の特殊性を無視したというなら、後者は日本を中国の国内問題を解決する手段あるいは方法としか見ていなかった。今になっても中国の知識界で日本の話をする

古典である『菊と刀』が依然として飽きずに語られている。あれほど人材に溢れた中国に日本を知っている人がいないんじゃないかなと思った。——No. 1『曖昧な日本人』 pp. 5-7.

なぜ日本を知らないのか。我が国の知識人が日本を紹介する本を三冊しか読んでないと思う。『菊と刀』、『日本論』、それにとある日本事情の流行書籍。普通の読者なら漫画本数冊と村上春樹くらいだろう。……学術レベルにおいて日本に対する研究が普遍的学術の弊害に陥られ、学問をする人は誠心誠意に欠け、考え方は陳腐化し、政治的な束縛が強い。……百年経った今も、我々はまだ時間を無駄にしている。——No. 4『日本が分かると言うな』 p. 3.

これらは古い書籍に記載された日本観を信奉し続けることを批判的に解説する一例である。文化はフローであり、変わらないものではない。文化を観察する者は、その常に流動している文化を時代ごとあるいは状況に応じて捉え直すことが求められている。国籍、民族、人種の違う解釈による文化の流動性を念頭に置かなければならないと、著者たちは、自分らの「知日」の実践を経て、情報が氾濫している現代においても、まだ「知る」ことができない現状に不満をこぼしている。No. 4『日本が分かると言うな』に書かれているように「日本に対する態度の問題は、反日、親日でもなく、「知日」しないところにある」のである。

4.5 批判性

日本人と接触し、最も感銘を受けたのは隠れもしない民族優越感。方程式で説明できる。やはり日本がいい。加藤周一が言うように「大抵、不快なこと、良くないこと、嫌なことを隠蔽し、日本国内で悪いことが起きないような印象が植え付けられる」。——No. 1『曖昧な日本人』 p. 30.

周りを見ると、たくさんの日本人が「美しい国」を実現するために「牢獄生活」を送っている。新宿にある小さな居酒屋で妻や会社を愚痴るサラリーマンは会社と家庭に身を置く場所をなくし、上司に辞表を出せず、妻と離婚できず、毎日のように酒で憂さを紛らわそうとする。企業で働いている人たちは国の経済と家庭を支えている人物のはずなのに、苦悩と理不尽に悩まされる現実。いつも思う。日本は自由の国と称しながら自分自身には縛られていないか？

——No. 2『日本有病』 p. 49.

この段階は思考段階である。比較することによって、自文化と異文化を照らし合わせて固定イメージから再認識することができよう。文章には主観的な発言が多いようだが、文化アイデンティティの働きで、文化への納得と文化への反発と2つの反応が考えられる。自文化の、ある行動パターンが異文化環境において強く否定される、あるいは、異文化環境における自文化の実践が困難であると認識した場合、異文化は既成の文化アイデンティティと衝突しやすい。つまり、異文化の行動

パターンを実行せざるを得ない場面では、文化的違和感と自分の持つ異物性が自分の存在を不安にさせるのだろう。このように、「知日」の実践者たちは、見る、体験、比較、反省、批判という5つのプロセスを経て、日本を知るようになっていく。

おわりに

1990年代以降、日本のポピュラーカルチャーの浸透とインターネットの普及によって、中国における「日本（人）」イメージの変化が顕著になってきた。本論は、このような背景の下で、「知日」実践者の著書（一般書籍）を研究対象にし、その実践を通じた「日本（人）」のイメージの形成を明らかにするものであった。

まず、前提として、ギデンズの二重の解釈学を用いて本論を位置づけることを試みた。本論の研究対象は、文化実践者の目のなかの「日本」であるため、筆者によるイメージの解釈は二重の解釈となる。二重の知識理論の試みが本論で展開された。先行研究に関しては、これまで日中について相互イメージの関連する研究が多く行われてきた。イメージは不変のものではなく、国際情勢、マスメディア、ポピュラーカルチャーなどいろいろな文脈のなかで捉えなければならない。本論は、「日本（人）」イメージを検討する際に、「知日」実践者による言論から新たなイメージが形成されていることに着目し、モビリティーズの概念を導入した。研究対象となる一般書籍に大まかなジャンルに分け、内容分析を行った結果、大国の特徴に現れがちな政治・経済関連の内容は少なく、著者たちが実際に目にした日本社会・生活の諸像が多く綴られている。次に、移動に伴うこうした「知日」の実践から、従来にはなかった形で形成され始めている新たなイメージとして、典型的な5つのパターンを類型化した。

最後に、移動という視点の重要性を改めて強調したい。移動は多種多様で、空間的な移動、社会的なポジションの移動、公共交通の意味での移動など、多くの文脈から語られている（Urry 2007=2015）。「知日」するための「移動」以前に、知ることは接触が必須であるから、「体感」に欠け二次創作された大多数のマスメディアは、相手国を知るための手段としてみます疑われていくだろう。

本論では展開する余地がなかったが、雑誌『知日』から「知日家」まで、ほかのメディアを介してどのように「日本（人）」イメージが表現されているのか、また、現在日本に滞在中の文化実践者たちが感じている文化間の差異をメディア視点でどう説明していくか、などの論点は今後の課題としたい。

【注】

- 1) 反日デモに見せかけ、国内社会への不満を解消する手段としての集団行為と見なす研究が多数ある。
- 2) 中国では1999年に初放送。（原題：《我口的留学生活——在日本的日子》）
- 3) amazon@中国におけるカテゴリー。
- 4) 中国サイトナビ。

- 5) 「鲲鹏」は中国古代文学作品に多く挙げられた巨大な鳥に変身した巨大な魚という幻想的な生き物を指す。この文章は鲲鹏が羽を伸ばし、九万里の高空を飛び回ることを意味する。引用元は毛沢東詩「念奴娇・鸟儿」(1965年)。
- 6) 中国の諺である。巻貝の中で難しいことをすると意味する。「道場」は中国語において一般的に仏教行事をする場所を指す。
- 7) 中国近代化の初頭、基礎となる伝統と思想が中国体制であると変えず、列強に対抗するために科学技術が西洋に学ぶと提唱された。よく日本近代の「和魂洋才」と区別される。

[文献]

- 鮑戸弘・原由美子, 2000, 「相手国イメージはどのように形成されているか——日本・韓国・中国世論調査から(その2)」『放送研究と調査』8: 56-87.
- 浅井亜紀子, 2006, 『異文化接触における文化的アイデンティティのゆらぎ』ミネルヴァ書房.
- Ferraro, Gary, P., 1990, *The Cultural Dimension of International Business*, Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall, Inc. (=1992, 江夏・大田監訳『異文化マネジメント——国際ビジネスと文化人類学』同文館.)
- 藤巻正己編, 1992, 『異文化を「知る」ための方法』今昔書院.
- 藤田昌史, 2006, 「最近在日本出版中国関連書籍報告」『三重大学国際交流センター紀要』創刊号(通巻第8号), 111-23.
- Giddens, Anthony, 1977, *Studies in social and political theory*, New York: HarperCollins Publishers Ltd, Inc. (=1986, 宮島喬他訳『社会理論の現代像: デュルケム, ウェーバー, 解釈学, エスノメソドロジー』みすず書房.)
- 濱下武志, 2007, 『東アジアの中の日韓交流』慶應義塾大学出版会.
- 上瀬由美子・萩原滋・李光口, 2010, 「北京オリンピック視聴と中国・中国人イメージの変化——大学生のパネル調査分析から」『メディア・コミュニケーション: 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』60: 67-88.
- 李洋陽, 2006, 「中国人の日本人イメージに見るメディアの影響——北京での大学生調査の結果から」『マスコミュニケーション研究』69: 22-40.
- 真鍋史, 1985, 『世論の研究: 内容分析と質問調査による接近』慶應通信.
- 中村みどり, 2014, 「中国の消費文化と日本のイメージ——中国同時代文学を読む」『文化論集』45: 77-93.
- 日本出版学会編, 2010, 『白書出版産業 2010』文化通信社.
- 小川佳万・石森広美, 2007, 「高校生の中国に対するイメージの変化に関する一考察——交流プログラムの効果」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』56(1): 29-42.
- 劉志明, 1995, 「中国人の対日イメージと中日関係」『国際協力論集』3(2): 39-60.
- 新堀道也, 1986, 『知日家の誕生』東信堂.
- 園田茂人, 2012, 『日中関係史 1972-2012 社会・文化』東京大学出版会.
- 友枝敏雄, 2006, 「規範の社会学(1)」『人間科学共生社会学』2, 109-24.
- Urry, John, 2007, *Mobilities*, Cambridge: Polity Press. (=2015, 吉原直樹・伊藤嘉高訳『モビリティーズ』作品社.)
- Webページ
- amazon中国 (<http://www.amazon.cn>)
- 中国インターネット新聞 (<http://www.news320.com/2013/03/28101.html>) .
- 言論NPO公式HP(<http://www.genron-npo.net/>).
- 李小牧公式HP, 「李小牧について」(<http://www.leexiaomu.com/about/>).
- 中華人民共和国新聞出版総署 (www.gapp.gov.cn)

ayashuku@yahoo.co.jp

The Chinese practice of “knowing Japan” : concerning the image of “Japan(ese)” in Chinese general books

ZHU, FangYue

ayashuku@yahoo.co.jp

To the present, a relatively fixed image of “Japan” and “Japanese” was produced within China by the government-controlled mass media. With the recent rise of popular culture and tourism within Japan, however, Japanese culture and society have become more visible to Chinese people, allowing them to consume “Japan” more personally, not only from its image as an “economic superpower.” A “Japan” personally experienced, digested, and reproduced by highly mobile cultural mediators is now proliferating within Chinese media contents. This expression of “Japan(ese)” differs drastically from the heretofore fixed image : praised and criticized variously, the interpretations of cultural mediators - ranging in content from beautiful to despicable to incomprehensible - are a wealth of information.

This paper attempts to clarify how the image of “Japan(ese)” is currently being constructed by focusing on relevant general books recently published in China. While analyzing narrative patterns within these texts, I also consider the relationship between mobility and hermeneutic concepts and the act of “knowing Japan” .

Keywords : general books, the image of “Japan(ese)”, mobility

政策にみる看護職の育成

——「看護師不足」対策の実際と問題点——

永山 博美

[要旨]

本稿の目的は、看護師の人材育成に関する政策が看護職に与える影響について検討することである。少子・超高齢社会の進展による医療・福祉の担い手が重視される中、常に「看護師不足」といわれる看護師に対して様々な政策が打ち出されてきた。

本稿ではまず「看護師不足」とされてきた歴史的経緯を振り返り、その対策について概観した。「看護師不足」は日本の健康医療政策を駆動していた主柱のひとつであり、その主眼は離職者や潜在看護師対策であった。しかし、実施されている対策は離職者や潜在看護師のニーズに対応しているとは言い難い。このような状況は、今後の看護師の働き方に大きな影響を与える可能性がある。

キーワード: 看護師不足, 医療政策, 人材

はじめに

国は現在、少子・超高齢社会をみすえた保健・医療・福祉制度の再構築をおこなっている。推計では、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年の高齢者人口（65歳以上）は約3500万人と考えられており、全人口の約30%にあたる。特に懸念されているのは、認知症を持つ高齢者の介護の問題と、主に首都圏で今後急増する独居高齢者の問題である¹⁾。同時に、高齢者の有病率または有訴率（何らかの自覚症状を持つ人の割合）も高く、医療と介護、福祉の連携が重要になってくるのがこれらのデータから推測される（広井 [1997] 2006: 183-4）。そのような状況から、今後必要となる医療や介護の担い手育成の問題がこれまで以上に重要になっている。人材の育成は時間を要する上に、今後少子化の影響によって18歳人口が減少するため、いかにして医療や福祉の担い手を育成するかは喫緊の課題といえるだろう（井上 2016）。

医療従事者の育成においては、以前から重要課題とされてきた。看護師は医療従事者の中でも最も人数の多い職種であり、2015（平成27）年度の報告では、看護職²⁾として勤務している者は約157万人に達し、その約60%が病院に勤務している。一方で、看護師資格を有しながら看護職についていない潜在看護師は約71万人といわれている。2025年をひとつの目処に今後ますます看護師の需要が見込まれており、その必要数は約200万人と推計されていることから、「看護師不足」として国は看護職に対して様々な政策を実施することによって看護師の増員に力をいれてきた³⁾。しか

し、今後の医療政策の方向性を考慮するならば、これらの政策が生み出す看護師の増員は、今後の看護師の働き方を変えるばかりでなく、看護師の余剰を生み出しかねない。

「看護師不足」がもたらす様々な法制定の中で、本稿では特に1992（平成4）年に制定され、その後改正を繰り返している「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に注目する。この法律によって看護師は保健医療の重要な担い手としての自覚の上に、「自ら研修を受ける等の自己研鑽」が義務化された。医療従事者の必要性が増す中で、質の高い看護師の確保と看護師自身のワークライフバランスを重視しつつ、看護師が長く働き続けることができるような環境の整備が目指され、発令された。しかし、「看護師不足」とされながらも「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」⁴⁾の報告では看護師の需給見通しは概ね達成されている。また、法案が目指している「質の高い看護師」の確保や看護師個々のワークライフバランスを考慮するならば、この法律は実際に看護師の支援につながらないだけでなく、むしろ看護師の置かれている状況を悪化させる可能性がある。本稿ではまず、従来からいわれている「看護師不足」とはどのようなものかについて述べる。次に「看護師不足」に関する政策を中心に概観し、その問題点を指摘する。最後に、看護師の置かれている現状を視野に入れつつ、今後の展望について考察する。

1 「看護師不足」とその対策

「看護師不足」とは何か。古くは戦前から、また国民皆保険制度が創設され、病院および病床数が増加する中で看護師の需要が増し「看護師不足」となった経緯がある。地域で訪問看護を中心に活動していた時期もあった（土曜会歴史部会 1973）が、保健師助産師看護師法⁵⁾の制定や医療制度の中に取り込まれる形で、主に病院の中で勤務することが中心となった。医療法改正によって病床数の増加に歯止めがかかるまで看護師の需要は常にあったが、近年、「看護師不足」が特に大きく取りざたされるようになったのは、診療報酬の改定に伴って看護職員の配置基準が引き上げられてからである。2006（平成18）年の診療報酬改定において、高度急性期医療を担う病床として7対1入院基本料が新設された。この基準は、患者7人に対して看護職員が1人勤務している状況を指し、この看護師配置によって診療報酬は最も高額になる（岩澤・筒井 2016: 10-1）。診療報酬制度は医療機関の収入と直結していることから、病院は看護師を一定数確保しようとして、主に都市部において争奪戦となり、その結果として地方や小規模の病院は「看護師不足」に陥った。従来から大学病院や公的な病院といった大規模な病院に比較して、中・小規模の病院は労働条件や労働環境がそれほど整っていないため、就職先として選択されない傾向がある。これらの問題によって一部の病院に「看護師不足」がもたらされており、この状況は現在でも続いているといえるだろう。

「看護師不足」に関わるもう一つの問題点は潜在看護師の問題である。潜在看護師とは看護師資格を有しながら看護職として勤務していない看護師を指す。現在、看護職についていない潜在看護師は約71万人といわれており、国や看護職の職能団体である日本看護協会はこの潜在看護師の活用を検討しているものの、復職率はそれほど良くない。そのため、新たな看護職の養成に力を入れているのが現状である。それでは、「看護師不足」に対して具体的にどのような法が制定され、実施されてきたのだろうか。看護職の需要と供給に関する政策は古くからおこなわれているが、近年の政策では、教育や労働環境の改善といった様々な支援の他、多様な勤務方法の創出や休暇制度など

が設けられてきた。また、離職者が一定数存在しており、常に「看護師不足」といわれてきた現状から、離職防止キャンペーン⁶⁾や離職している看護師のための研修や実技訓練、離職者に向けた復職相談等がおこなわれるようになってきている。そのような中で、2014（平成26）年6月「医療介護総合確保推進法」が成立し、2015（平成27）年10月には「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正された。この改正によって、現在医療に従事している看護師への管理が強化されると共に、離職した看護師は各都道府県にあるナースセンター⁷⁾に離職した旨を届けるように努力義務化された。同時に、各都道府県のナースセンターはハローワークと連携し、失業者もしくは離職者の復職に向けた新たな支援が開始されることになった⁸⁾。次節では、この法律の詳細についてみていく。

表1 近年の看護職数の推移

	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014
保健師	38,366	39,195	40,191	43,446	45,028	47,279	48,452
助産師	24,340	25,257	25,775	27,789	29,672	31,835	33,956
看護師・准看護師	1,097,326	1,146,181	1,194,121	1,252,224	1,320,871	1,373,521	1,426,932

（出典：2016/2017「国民衛生の動向」）

2 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の実践と成果

2.1 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の変遷

看護職の人材確保対策にかかわる法の歴史は長い。看護職の人材不足に対する検討会については1960（昭和35）年から、施策は1974（昭和49）年の第一次看護婦需給5ヵ年計画以降、現在に至るまで様々な形で継続しておこなわれている。1985（昭和60）年より医療法改正がおこなわれるようになり、国民に信頼される医療の提供と適正化、都道府県における地域の医療計画の策定、増床が続いていた病床数の規制や医療機関の機能分担と連携などが検討され、実施されるようになった（東京大学医療政策人材養成講座編 2009：78-83）。この流れの中で、看護師については、人材不足を補うための看護師業務の他職種への移譲の検討や、看護の質の向上のための教育や研修の充実、労働環境の改善について提言がなされてきた。同時に、准看護師制度の廃止への取り組み、専門看護師や看護教員の育成など、日本看護協会を中心に組み込まれてきた。保健師助産師看護師法制定以降、様々な法律が制定される中、高齢者の増加を見据え、1989（平成元）年に高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）が策定された。医療・福祉に関するマンパワー対策が本格化する中で、1992（平成4）年「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が成立することになった。この法律の制定において以下のような目的が掲げられた。

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、処遇の改

善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずることにより、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。（看護行政研究会 2015：94）

この目的のもと、看護師は保健医療の重要な担い手としての自覚のもとに、高度化し多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応すべく、研修等を受けるなど自ら進んで自己研鑽に励み、自信と誇りをもって看護業務にあたることが責務となった。また、看護師自身だけでなく、国や地方自治体、雇主である病院等の開設者に対しても看護師の確保と労働環境の改善に向けた努力を、国民に対しては、看護の重要性に対する関心と理解を深めることをその責務とした。

それでは、実際にこの法案が制定されたことで、看護師らに対して具体的にどのような支援がなされたのか、その内容を見ていきたい。この法律は発足以降数年ごとに改正がおこなわれており⁹⁾、特に近年の改正内容は、より看護師個人に対する政策側の関わりが強化されている（勝又ほか 2015）。近年の主な改正点としては次のような内容であった。まず2009（平成21）年の改正では、保健師および助産師の教育時間が6ヵ月から1年に延長された。また、看護師は自ら研修等を受けて資質の向上を図ることが努力義務とされると同時に、病院開設者はその責務として看護師の研修を実施することやその機会を確保すること、新人看護師や離職者は研修を受けることが努力義務とされた。2012（平成24）年の改正では、看護業務改革を病院全体として取り組むこと、雇用管理者は十分な知識を持つ経験者であることが要望された。また、看護系大学教員による看護師等への教育や研修支援の取り組みが明記された。2015（平成27）年の改正では、離職者の情報提供体制づくりやナースセンターへの看護職の届出制を努力義務として開始すると共に、病院に看護師等確保推進者を置くことが義務づけられた。各都道府県のナースセンターは法の改正に伴ってその機能を強化し、より柔軟な対応ができるような支援体制づくりを提案している。例えば、無料職業紹介事業では、看護師が離職した後から相談を受ける、または支援を開始するのではなく、離職する前から求職者として相談にのれるように業務規程が改正された。また、離職した場合には居住地のナースセンターへの届出を（努力）義務として規定し、ハローワークとの連携を強化して情報を共有することで看護職の潜在化を防止する効果的な復職支援ができるとしている。本法案によって、離職を予防するための教育と働き続けるための環境づくりを病院全体で対応しつつ、何かしらの理由で離職する場合には、離職する前から本人の承諾を得て相談という形で介入し、個々の看護師の希望に沿った再就職を斡旋するという名目で日本看護協会とハローワークで情報を共有し、スムーズな復職を目指すというものであった。

2.2 「看護師不足」対策としての教育と労働環境

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が施行され改正を繰り返す中で、どのように「看護師不足」を解消するための政策がとられてきたのだろうか。「看護師不足」対策を詳細に検討していくと、主に次の2点に集約できると思われる。以下では、その2点について具体的に記述する。

2.2.1 看護師教育の充実

現在、日本における看護師資格には准看護師資格と（正）看護師¹⁰⁾資格が併存しており、新たな看護師の養成は主に（正）看護師が養成されている。准看護師資格は第2次世界大戦後の混乱期に医療が整備される中で起きた看護師不足を補う形で誕生した資格であったが、長い年月を経て、近年は（正）看護師養成所が増加し、（正）看護師の需要が准看護師にとって変わることとなった。ただし、現在でも医師会が運営する専門学校によって准看護師養成はおこなわれており、年間1万3000人の准看護師が養成され、病院や診療所、近年においては介護施設などに就職している。一方、年々高度化・多様化していく医療に必要な基礎的知識や技術が必要になる中で、准看護師の（正）看護師資格取得に向けた支援がおこなわれるようになり、准看護師養成課程への補助金を廃止することによって看護師の養成を（正）看護師に一本化する地方自治体も出てくるようになった¹¹⁾。

看護師養成所が現在でも多数ある中で、近年の看護師養成は大学化の傾向が強くなっている。日本において初めて看護大学ができたのは、1950（昭和25）年に短期大学が、1952（昭和27）年に看護大学が開校した。その後、1975（昭和50）年ごろより徐々に看護系大学が増加し、2014（平成26）年の時点で看護系大学は228校に増え、看護系大学における大学院も年々増加している。また、看護の専門性を高める動きとして資格認定制度が創設されている。この資格は、1987（昭和62）年4月に当時の厚生省「看護制度検討会報告書（21世紀に向けての看護制度のあり方）」において、専門看護師と看護管理者の育成が提言されたことを契機に検討され、1994（平成6）年に専門看護師制度、1995（平成7）年に認定看護師制度、1998（平成10）年に認定看護管理者制度が発足した。2014（平成26）年6月には「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設され、2015（平成27）年3月には制度の詳細が定められた省令および施行が通知され、10月より研修制度が開始されている。

このような看護師養成および看護師教育の流れの中で、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」によって積極的におこなわれた看護師教育とは次のようなものであった。まず、看護師の資質の向上に向けた取り組みとして、看護師らに対して、多方面にわたる基本的な知識、専門性、新たな課題への対応等、幅広い知識や識見を身につけられるような研修への支援体制を作り、生涯にわたって研修をおこなっていくこと、そのための研修システムの構築や有給研修制度の導入、環境の整備、院内における教育の充実、看護系大学教員による看護師への教育や研修がおこなわれるようになった。同時に、病院施設において指導的管理者の立場にある者については、その人間性や社会性を高めながら看護教育の方法や管理に関する知識と技術の向上が義務付けられ、そのための研修を受ける必要性が付与された。例えば、2010（平成22）年から努力義務化された新人看護師研修は、医療機関の機能や規模に関係なく、全ての医療機関で新人教育が実施されることを目指して厚生労働省がガイドラインを作成・公表した。その内容は、まず運営する側の体制づくりとして新人看護師教育の基本的な理念や研修体制に関する研修、新人研修の具体的な内容として1年間に到達可能な看護技術や看護に必要な理論に関する講義や演習といった具体的な内容で、医療機関によってこれらの研修の時期を設定し、実施する。一方、新人看護師はこれらの研修に参加することが課せられた（日本看護協会 2014）。中堅看護師への研修はより専門的な実務研修となっており、例えばがん看護や感染看護、リスクマネジメントといった研修内容を5日程度の短期研修として1年間に3回程度、受講するといった内容となっている。実施指導的管理者の研修に関しては、看護教育を企画・運営等をするために必要な能力の習得を目指した研修などが用意されており、これらを受講す

ることが義務付けられた。なお、各医療機関でおこなわれるこれらの研修の企画・運営の主体は各都道府県であるが、一部の事業を委託することも可能となっており、院内・院外において様々な研修が用意されている。

看護師の養成に関わる教育の充実および看護師の資格を取得した後においても様々な教育が準備され、より質の高い看護を実践できるような取り組みがなされている。このような取り組み以外にも、例えば日本看護協会主催でおこなわれる教育や領域別に学会等でおこなわれる教育など実際に多くの研修機会が用意されている。

2.2.2 業務の配分と移譲および労働環境の改善

看護師等医療従事者の業務負担軽減のための方法として様々なことが検討された。そのひとつは、看護師がこれまで引き受けていた業務を専門とする医療従事者へ移譲し、多職種連携によるチーム医療をおこなうことによって業務を分散または減少させる動きや、資格を持たない補助員もしくは委託業者等に業務委託をすることによって看護師の業務負担を軽減することであった。1985（昭和60）年からおこなわれた医療法改正によって、様々な医療業務に対して委託業者が参入してきており、医療を担うようになっていたが、本法案によって、より労働環境の改善対策が推し進められた形となっている。例えば、定期的におこなうベッドメイキング（シーツ交換）は、患者の状態に合わせて安全に交換する必要があることから長らく看護師業務となっていた。しかし、重症患者以外の比較的軽症の患者が使用した場合や、患者が退院した後のベッドメイキングを看護師がおこなう必要があるかどうかを検討された結果、看護助手の業務または業者などに業務委託されることになった。また、院内の物品管理に関する業務も委託業者や助手業務へと移り、看護師が患者のケアに集中できるような体制づくりが進められた¹²⁾。同時に、労働環境の改善の一環でもある7対1入院基本料の導入による残業の軽減を図る等の取り組みがなされるなど、より具体的な取り組みによって看護師等医療従事者の労働環境の改善が図られた。

業務の移譲やチーム医療における連携、あるいは看護師数を増加させることによる業務改善の他、例えば週40時間労働制や完全週休二日制の導入、月8回以内の夜勤体制づくり、計画的な年次有給休暇取得への取り組みといった労働時間の是正や、患者ケアの向上に向けた看護業務の見直し、医療従事者間における適切な業務連携のルールづくりを病院等施設全体で取り組むことなどが義務付けられた。特に夜勤や休日勤務のための支援として、夜勤回数を制限するだけでなく、院内保育体制の整備や夜間保育、延長保育等保育体制の充実、看護師の安全と健康を確保するための管理体制として宿舎の整備、リフレッシュのための施設の確保等においても対策が取られることとなった。離職の多い看護職に対して、離職対策として就業者の意向をふまえた働きやすい勤務条件づくりや職場づくりも病院全体で取り組まれることになった。

実施されている政策を見ていくと、看護師の離職を防止するための対策は常に進化していることが見受けられる。しかし、病院全体で看護師の労働環境について検討していくことが明記される以前から医療制度改革によって病院内の業務の多くは看護助手や委託業者らに任されるようになっていた。また、看護師の多くが女性であり、結婚や子育てによって離職していることも多いことから、一部の病院では以前から院内保育の充実や夜勤の免除または減免、育児休暇などによってその対策

は取られていた。様々な看護師に対する政策が打ち出されているにもかかわらず「看護師不足」という現象が続いている原因はどこにあるのか。次節では、看護師の離職理由から政策の課題を明らかにしたい。

3 「看護師不足」対策の問題点—離職看護師の実態と支援のミスマッチ

現在、全国にある准看護師養成所や（正）看護師資格を取得できる看護師学校養成所および看護系大学による看護師養成数は、1年間に約5万人となっている。何らかの理由による離職や定年退職などによる減少はあるが、その一方で新卒者の看護師および潜在看護師の再就職があることから、1年間に約3万人の看護職が増えていると試算されている。しかし、年間3万人の看護師が増えていくものの「看護師不足」対策は継続されている。なぜ、様々な対策がなされてもおお「看護師不足」になるのだろうか。その理由としてあげられるのは年々引き上げられる看護師の需要数にある。2025年に向けた看護師の必要数から算出された毎年の目標数が基準となり、1年間に新たに供給される看護師数よりも多い目標数が設定されるために「看護師不足」がおこる。もう一つの理由として、「看護師不足」対策が潜在看護師や離職者のニーズにそぐわないことが考えられる。

厚生労働省が2011（平成23）年におこなった調査によると、看護師の離職理由で回答が多かったのは「出産・育児のため」および「結婚のため」であり、合わせて39.8%であった。次いで「他施設への興味」が15.1%、「人間関係がよくない」が12.8%と続き、「超過勤務が多い」「通勤が困難」「休暇が取れない」「夜勤の負担が大きい」「責任の重さ・医療事故への不安」がそれぞれ10%程度となっている（図1）¹³⁾。さらに、再就職をするために必要な支援・活用したい制度として、「時間外労働の免除」が49.5%、「休日労働の免除」および「短時間勤務」が同率で44.9%、「夜勤の免除又は夜勤回数の軽減」が33.9%、「院内・院外保育（就学前）」が20.9%であった（図2）。そして、再就職をする際に希望する雇用形態としては、「パート・アルバイト」が40.0%、「正社員」が30.4%、「短時間正社員」が18.8%、希望する勤務形態は「日勤のみ」が85.2%、「2交代」が7.3%、「3交代」が4.1%であった（図3）。

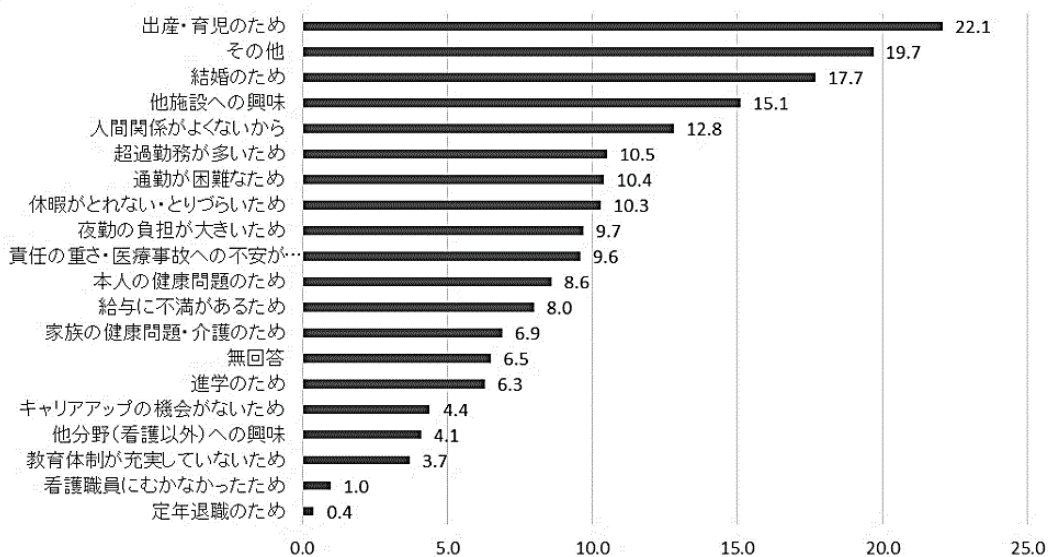


図1 看護師の離職理由（数字は%，出典：厚生労働省 2011年「看護職員就業状況等実態調査結果」）

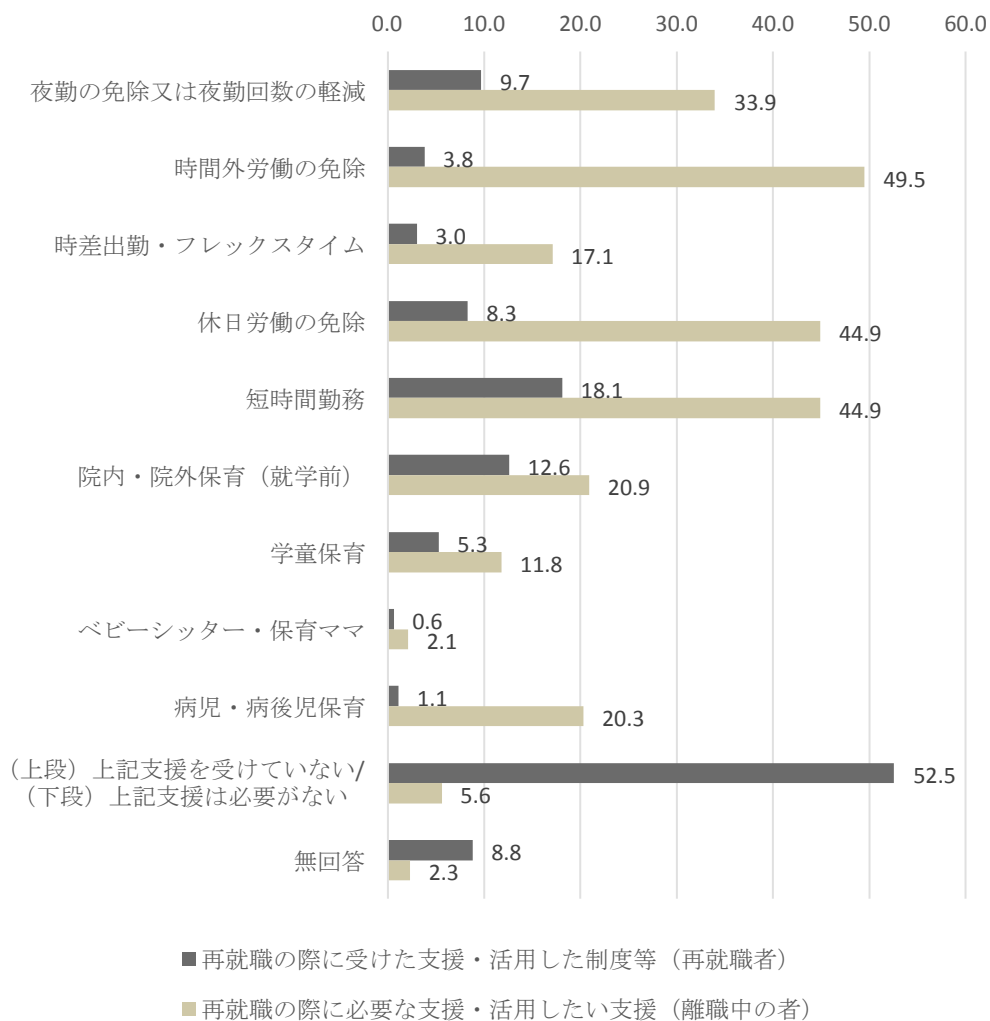


図2 再就職の際に受けた支援・活用したい制度等

(数字は%, 出典: 厚生労働省 2011年「看護職員就業状況等実態調査結果」)

再就職をした看護師が再就職先を選んだ理由としては、「通勤に便利だから」が56.5%、「勤務時間が希望に合っているから」が51.0%、「短時間勤務ができるから」が20.4%、「休暇がとりやすいから」が15.6%であった。これらのデータから、離職者や潜在看護師は結婚や出産を機に離職している者が多く、再就職をする際は通勤が便利で、残業や休日勤務がなく、夜勤回数が少ない（または夜勤が免除された）パートやアルバイトといった比較的勤務時間が短い勤務先を希望していること、子供がいる場合には子供を預けることができるような環境を望んでいる。結果として、2節でみてきたような看護師に対する国の対策と離職者や潜在看護師の希望とにズレがあり、再就職へつながる支援とはなっていないことがこれらのデータから読み取ることができる。

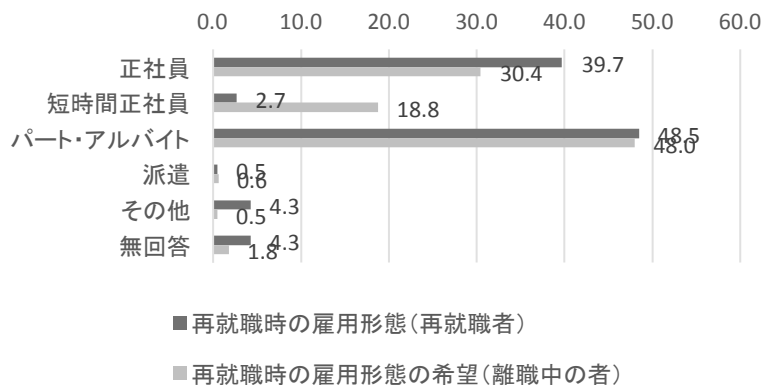


図3 再就職者が希望する雇用形態

(数字は%, 出典: 厚生労働省 2011年「看護職員就業状況等実態調査結果」)

また、看護師が病棟で勤務する場合夜勤は避けられないが、離職者や潜在看護師の多くは夜勤免除や日勤のみの勤務を希望している。夜勤は日勤と異なり、看護師数が極端に減り、担当する患者数が増えることによって身体的・精神的負担が大きいといわれている。調査結果(図1)の離職理由にもあるように、夜勤を負担に感じている看護師が多いことが推測される。その夜勤回数は看護師配置数の増加や様々な勤務形態の創出といった「看護師不足」対策で減少したのだろうか。病院に勤務する正職員を対象とした調査¹⁴⁾では、例えば三交代勤務または変則三交代勤務者の夜勤回数はこの25年ほとんど変化がなく、月8回が最も多く33.7~41.0%, 月11回~12回, および13回以上と回答した者も2013(平成25)年で6.9%あり、増減を繰り返している。また、近年は二交代勤務が増えており、夜勤時間は1回につき16時間が一般的だが、この二交代勤務または変則二交代勤務者の夜勤回数について最も回答が多かったのは、調査年度によって多少異なるものの、月3~4回が31.8~47.9%, 月に5~6回の場合は33.3~43.7%となっており、月7~8回および月に9回以上と回答した者が2013(平成25)年で7.4%であった。本来、入院基本料金の算定要件として看護師の夜勤は「月72時間以内」とされているが、1990年ごろのモデル事業を経て「夜勤専従看護師」が登場した。この「夜勤専従看護師」は夜勤勤務のみをする看護師で、その夜勤時間は月144時間が上限と決められている。この夜勤専従看護師の勤務実態を見てみると、2014(平成26)年の日本看護協会の報告では、既に38.7%の病院で採用されており、夜勤専従看護師の労働時間も増加傾向にある。これらのデータから、看護師数が増員されても夜勤回数は減っていないばかりか、逆に増加している場合もあり、夜勤に関する負担が軽減していないことがわかる。

一度何らかの理由で離職した看護師が再度看護師として働く割合は、離職期間が1年未満の場合は約半数であり、それ以上の期間離職していると期間が長くなるほど再就職の割合が低下し、再就職をしない者も約15%存在する。離職の期間が長くなると、新しい医療技術や医学的知識、医療機器などに対応できないのではないかとといった不安、診療報酬の改定に伴って変化するシステムの知識や看護業務の変化に応じた学習、看護技術の研修などが必要になってくることへの不安が生じる可能性がある。この点に関しては日本看護協会や病院主催の研修がおこなわれるようになっており、

不安の解消に役立つ可能性があるだろう。

都道府県によって多少異なるが、近年の雇用促進の一環として未就学の子供を持つ看護職は夜勤を免除されるだけでなく、週単位の労働時間が短縮される他、院内保育の充実がはかられることによって離職することなく働き続けることができるようになってきている。しかし、このような働き方ができる看護師がいる一方で、例えば他の看護師の夜勤回数が増加したり、夜勤専従看護師によって夜勤が担われるといったこともある。夜勤を避けたい一部の看護師への支援対策が夜勤専従看護師という夜勤のみの働き方を生み出すという、パラドキシカルな状況を生み出しているともいえる。看護師数が増えることで担当する患者数や夜勤回数が低く抑えられる可能性があるが、少なくとも、これまでの診療報酬制度の中で最も看護師数が多くなる7対1入院基本料の導入をもってしてもそれほど看護師の夜勤回数は減らなかった。なぜなら、7対1入院基本料の対象となる病院や病棟は急性期の重症患者を治療する部門であり、高度な医療が提供されている。患者の重症度が高いほど看護師等医療従事者の必要性が増す可能性があり、実際に看護師の夜勤を減らす効果はなかったと言わざるをえない。

「看護師不足」対策をいくつかの調査結果を踏まえて検討した。少なくとも離職または復職する際に重要な夜勤を含めた労働環境に関しては、現状が改善されているとは言い難い結果であった。多くの看護師は調査で明らかになった理由で離職し、復職しないまま潜在看護師となっていることが予測される。また、質の高い看護師の育成に関しては、新しい医療に関する知識や技術、システムに関する学習や研修はある程度期待されるが、その場合、まず前提として看護師個々に必要な研修が受けられるような労働環境の整備が不可欠であろう。

おわりに

少子・超高齢化を迎える日本が、医療や福祉の担い手となる人材の育成問題においてどのような政策によって乗り越えようとしているかを、看護職を中心に検討した。看護師は常に人材不足として対策がなされてきた歴史を持ち、近年、例えば教育においては必要な環境の整備や奨学金制度の充実¹⁵⁾、より質の高いケアや医療を提供できるような教育支援を、実際に医療に従事している看護師に対しては新たな教育や研修の充実、給与等待遇の改善がおこなわれている。また、新たな人材となる対象を18歳人口に求めるだけでなく、何らかの理由で失業者となった人や新たに医療・福祉業界を目指す人に対して「教育訓練支援給付金」制度が利用できるようにもなった¹⁶⁾。

看護師の新規資格取得者数は、近年の看護系大学の増加もあって年間約5万人、その内離職者と再就職者を含めて試算した数では、ここ10年間の平均によると1年間の看護職数は約3万人の増加となっている。それにもかかわらず「看護師不足」は続き、その解消に向けた検討がおこなわれているのが現状である。そこで問題視されるのは離職率と潜在看護師である。しかし、そもそも看護師の離職率は一般の勤務女性よりも低く推移している（岩田ほか 2016: 28-32）。また潜在看護師に関しては、その対策が離職者のニーズに沿った形では提供されていない現状があった。なんらかの理由で離職した看護師の多くは夜勤の免除や短時間勤務を希望しているが、そのような労働環境で勤務できる人はまだ少ない。

また、近年言われているのは医師を筆頭とする医療従事者の偏在の問題である。中・小規模病院や地方によっては医師の不在が問題となっている中、医師の派遣については本人のキャリア形成にかかる不安の解消に向けて大学と地域が連携して取り組まれる一方、看護師に関しては、国や都道府県の委託を受けたナースセンターや教育研修病院の指導看護師が実務研修指導を行って看護師のレベルアップをおこない、看護師確保が困難な病院に斡旋するというモデル事業がおこなわれている。はたして、この対策が「看護師不足」を解消することにつながるのだろうか。

現在離職している約71万人の潜在看護師のニーズに沿うような対策が取れるようであれば、新たな看護師を養成しなくとも目標とされている約200万人の看護師が臨床で勤務することは可能だろう。しかし現在のところ看護師養成に力を入れているのが現状である。今後、国の医療政策では病床数を減らし、医療の場を地域や在宅ケアに移行する計画をしており、看護師は病院から地域や在宅へ活躍の場が移る可能性がある。また、その後の人口減少が始まるのが既に予測されている（武川 2012: 178-9）中で、200万人に達した看護師が「質の高い看護師」であるための研修を受け、看護師個々のワークライフバランスを重視した働き方ができるかどうか、現在の状況を鑑みると疑問が残る。医療従事者の余剰問題は例えば歯科医師の養成に関して同じ状況がみられ、歯科医師の質の低下を懸念して養成は徐々に削減されている¹⁷⁾。看護師に関してもそう遠くない将来、看護師の余剰や看護の質の低下による看護師養成の削減が検討される可能性や、看護師資格を持ちながらも希望に添った働き方や働く場所がなくなることはないだろうか。医療や福祉を担う人材育成は重要であり、喫緊の課題ではあるが、将来を見据えた慎重さが求められるのではないだろうか。

【注】

- 1) 2012（平成24）年度の推計では、全国の65歳以上の高齢者について、認知症の有病率推定値は15%、認知症有病者数は約462万人と推計。また、全国のMCI（Mild Cognitive Impairment:軽度認知障害といわれ、正常でも異常でもない状態）の有病率推定値は13%、MCI有病者数は約400万人とされている。2025（平成37）年には、認知症患者は約700万人と推計された。
- 2) ここで看護職とは、保健師、助産師、看護師、准看護師を総称している。
- 3) OECD 2014年のデータによると、人口1,000人あたりの看護師数はコロンビアの1.1人からスイスの17.6人まで広がりがある。日本においては、人口1,000人あたり看護師数は11.0人でOECD諸国35カ国中12位となっており、国際的にみて看護師数は人口比で多いとは言えない。
- 4) 看護職員需給見通しとは、看護職の確保に関する基本的な資料として5年ごとに策定されるものであり、需給を達成するために様々な対策が講じられている。第七次看護職員需給見通しは2011（平成23）年から2016（平成27）年までをその対象としており、第七次における看護職需給見通しの結果は95.7%から101.0%であった。
- 5) 本法律の制定当時は「保健婦助産婦看護婦法」であったが、2001（平成13）年に各名称が変更されたため、法の名称も「保健師助産師看護師法」となった。
- 6) 日本看護協会は「働き続けられる職場づくり（看護職確保定着推進事業）」を2007（平成19）年から3年間おこない、例えば労働条件の改善策として、正規職員としての多様な勤務形態の創設を促した。
- 7) ナースセンターには厚生労働省が指定する「中央ナースセンター」と各都道府県知事が指定する「ナースセンター」がある。「看護師等の人材確保の促進に関する法律」において、厚生労働省は、看護師等の就業の促進や確保を図るための活動を行うことを目的とする一般社団法人または一般財団法人に業務を委託するとし、その指定条件として、当該区域内において病院等に勤務する看護師に関する調査やその相談、無料の職業紹介、啓発活動を行うことなど、様々な業務内容の遂行が可能な団体とした。その業務委託先となった日本看護協会は第2次世界大戦後にGHQの指導により設立され、今日に至るまで看護職の職能団体として各都道府県において看護職にかかわる様々な活動をおこなっている。「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が施行された翌年、この「ナースセンター」の業務は日本看護協会に委託され、日本看

- 護協会内に「中央ナースセンター」が、各都道府県の看護協会に「ナースセンター」が設置された。
- 8) 看護職に対してはより条件にあった就職の斡旋をおこなう。また、一定の条件のもと、失業者には教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付金）を用いて、看護職等いくつかの医療職になるために教育を受ける人を対象に資格取得に関する支援金を出すようになった。この制度は平成26年10月から実施された。
 - 9) 医療法や保健師助産師看護師法、介護保険法など関連する法案の改正に伴って本法案も頻繁に改正されている。近年の主な改正内容については本文に記述しているとおりでである。
 - 10) 正式には「看護師」と「准看護師」であるが、「准看護師」と比較する場合に「正看護師」または「正看」と表記することがある。本稿においても「看護師」および「准看護師」を併記する場合に、「看護師」を「(正)看護師」と表記する。
 - 11) 例えば神奈川県では、2015（平成27）年度の入学生を最後に、准看護師学生の募集を停止し、現在在籍している学生の卒業をもって運営費の補助金を中止することになった。
 - 12) 例えば、厚生労働省「病院勤務医の負担軽減の状況調査」、日本病院会「看護業務の役割分担に関する実態調査」を参照。
 - 13) 本調査は、厚生労働省が各都道府県を通じて看護師等学校養成所に協力を依頼し、20歳代から50歳代の看護職3万9134名を調査対象として2万466名の回答を得た結果である。回収率は52.3%、有効回答率52.1%であった（図1および図2に関しては、回答を3つまで選択可能となっており、そのためデータの合計が100%を超えている。また、図1の結果において、離職理由として2番目に「その他」があるが、その具体的内容についての記載がなく、どのような理由が存在するかが不明という不備がある）。このような結果は、日本看護協会が2007（平成19）年に調査した「潜在ならびに定年退職看護職員の就業に関する意向調査」の結果とほぼ同じであった。日本看護協会の調査は、日本看護協会のNCCS（ナースセンターコンピュータシステム）に登録している看護職で、調査の時点で求職登録が有効で未就業の者1万2036名に調査票を郵送配布したもので、有効回答数は4097（有効回答率は34.0%）であった。その結果は、個人の状況に関する離職理由として「妊娠・出産」が30.0%、「結婚」が28.4%、「子育て」が21.7%であり、職場環境に関する離職理由では「勤務時間が長い・超過勤務が多い」が21.9%、「夜勤の負担が大きい」が17.8%、「責任の重さ・医療事故への不安」が14.9%であった。
 - 14) 日本看護協会が4年毎におこなっている「看護職員実態調査」結果が厚生労働省「第一回看護職員需給見通しに関する検討会」の資料として使用されている。本調査は多種多様な職場で働く看護職がどのような労働環境で勤務しているか、また、看護職の職業意識を調査する目的で実施されている。調査対象は日本看護協会会員で、看護師、准看護師、保健師、助産師ごとに層化無作為に抽出された約1万5000人から2万人（調査年によって人数にばらつきがある）を対象におこなわれている。ここで扱われているデータは、1989（平成元）年から2013（平成25）年の調査結果であった。ただし、二交代勤務（変則二交代勤務を含む）についてのデータは1993（平成5）年からのデータになっている。
 - 15) 多くの都道府県で実施されている医師や看護師への奨学金制度は、形は貸与であるが、資格取得後に都道府県内の施設で一定期間勤務することによって奨学金の返還が免除されるものが多い。
 - 16) 厚生労働省では、2014年10月からキャリア形成支援の一環として専門的な教育訓練のための給付制度を開始した。
 - 17) 昭和60年代、歯科医師不足に対して歯学部・歯科大学が増設されたが、10年余りで歯科医師過剰と判断され、以後、閣議決定によって養成数を段階的に削減している。そのような中で学生数の減少に伴う質の低下や大学運営の危機など、様々な問題が起こっている。歯科医師過剰問題について歯科医師会は、自らの管理のもとに歯科医師の在り方を模索している。詳細については、厚生労働省「第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会 参考資料」を参照のこと。

[文献]

- 土曜会歴史部会, 1973, 『日本近代看護の夜明け』医学書院。
- 広井良典, [1997] 2006, 『ケアを問い直す—〈深層の時間〉と高齢化社会』ちくま新書。
- 井上恒男, 2016, 『英国における高齢者ケア政策——質の高いケア・サービス確保と費用負担の課題』明石書店。
- 保健師助産師看護師法60年史編纂委員会（編）, 2009, 『保健師助産師看護師法60年史——看護行政のあゆみと看護の発展』日本看護協会出版会。
- 岩田正美・大沢真知子ほか編, [2015] 2016, 『なぜ女性は仕事を辞めるのか—5155人の軌跡から読み解く』青弓社。
- 勝又浜子ほか編, 2015, 『看護法令要覧平成27年版』日本看護協会出版会。
- 看護行政研究会, 2015, 『看護六法 平成27年版』新日本法規出版株式会社。

- 厚生労働省, 2011, 「看護職員就業状況等実態調査結果」 (2016年11月20日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017cjh.html>) .
- , 2014, 『平成26年版 厚生労働白書』 (2016年11月20日取得, <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14-2/>).
- , 2014, 「第115回 社会保障審議会介護給付費分科会 第115回 参考資料」 (2016年11月20日取得. http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000065682.pdf P3).
- , 2014, 「第1回看護職員需給見通しに関する検討会 資料3-1,参考資料1」 (2016年11月20日取得. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000072897.html>)
- 厚生労働統計協会 (編), 2016, 『国民衛生の動向 2016/2017』 厚生労働統計協会.
- 日本医療労働連合会, 2015, 「2015年度 夜勤実態調査」 『医療労働』 584:6-13, (2016年11月20日取得, <http://irouren.or.jp/publication/iryorodo584.pdf>) .
- 日本看護協会, 2008, 『看護白書 平成20年版』 日本看護協会出版会.
- , 2014, 『「継続教育の基準Ver.2」 活用のためのガイド』 勝美印刷株式会社.
- , 2015, 「日本看護協会調査研究報告」 (2016年11月20日取得. <https://www.nurse.or.jp/home/publication/seisaku/series.html>)
- 関口恵子, 2013, 「看護職不足の諸要因と新しい看護職のありかた」 『法政大学大学院紀要』 (70) : 163-75.
- 武川正吾, 2012, 『政策志向の社会学--福祉国家と市民社会』 有斐閣.
- 岩澤和子・筒井孝子, 2016, 『看護必要度第6版』 オーム社.
- 東京大学医療政策人材養成講座編, 2009, 『「医療政策」入門--医療を動かすための13講』 医学書院.
- 山中浩司編, 2005, 『臨床文化の社会学』 昭和堂.

大阪市立大学大学院文学研究科 後期博士課程 人間行動学専攻社会学専修
ながやま ひろみ
nagayama.hiromin@gmail.com

Development of human resources of nurses in the national health policy : Practice and problems of measures against "nurse shortage"

NAGAYAMA, Hiromi

nagayama.hiromin@gmail.com

In this paper, the influence of national health policies of fostering human resource in nursing is critically examined. Since the importance of training medical and welfare workforce in this time of the declining birthrate and super-aged society cannot be over-emphasized, various policies have been implemented to prevent further "nurse shortage".

Firstly the historical background how "nurse shortage" has come about and their political countermeasures is traced. It seems that the national health policy has been primarily set to solve the "nurse shortage", so it their countermeasures were expected to work as there were many nurses who had resigned and remained unemployed. However, implemented countermeasures have not met the needs of resigned and many remained unemployed nurses. There is a possibility that the situation might have great influence on how to work in the future nurse.

Key word : nurse shortage, health policies, human resource.

「踊り子」とは誰か

——よさこいとナショナリズムの共振をめぐる フォト・エスノグラフィー——

ケイン樹里安

[要旨]

よさこい踊りをめぐっては、伝播拡大する現代的な文化現象としての側面だけでなく、ナショナリズムとの共振という側面からも研究が進められてきた。しかしながら、人々がどのようなプロセスを経てよさこいの「踊り子になる」のか、そして「踊り子である」ためにどのような実践がなされているのかという、より根本的な問いからの考察が必要だと思われる。そこで本研究では、フォト・エスノグラフィーというビジュアル調査を実施し、踊り子の身体文化実践に迫ることで、上記の問いに部分的に応えてみたい。

キーワード：社会的身体、ビジュアル調査、ナショナリズム

1 よさこい踊りへのまなざし

1.1 伝播拡大した群舞とナショナリズムの共振？

約10万人と推計される人々——「踊り子」——がよさこい踊り（以下、よさこい¹⁾）を全国200カ所と推計されるよさこい祭りやイベントで踊っているという（芳賀 2012）。よさこいとは「鳴子」という木製のシンプルな打楽器を手に持ち、楽曲の一部に『よさこい鳴子踊り』をはじめとする各地域の民謡のフレーズを含めさえすれば、リズム、音楽、振り付け、衣装などにほとんど制約のない自由なフォーマットの踊りである（内田編 2003）。内田忠賢らが整理するように、そもそもよさこいとは、戦災と不況、さらには南海大地震による被害を前に、街の活性化を企図して高知市の商工会議所を中心として1954年に産声をあげた極めてローカルな祭りであり、踊りであった。よさこいは多様な担い手によって表現形態の差異化と細分化が進展するなかで全国各地へ、そしてグローバルな規模で伝播拡大するなかで踊られている。地理学や都市民俗学を中心とする都市祭礼研究においては、伝播拡大のメカニズムやそれに伴う地域表象および地域文化の再編、地域—祭り—担い手という照応関係が相対化した神仏不在の都市祭礼として、その形態と変容が明らかにされてきた（内田編 2003；渡会 2008；矢島 2015）。

「とにかく踊りたい」という欲望を持った「素人」や踊りを目にすることで「感動」した『『普通の』人々』による創意工夫によって多彩な表現形態が生み出されつつ伝播拡大したよさこいは地

域活性化の契機としても受容されてきたが（矢島 2015: 78-109），一方で，その「和風」を基調とした衣装や楽曲を含めたパフォーマンスがナショナリズムを喚起させるものとして批判的に取り上げられるようになった。

たとえば，精神科医の香山リカによれば，よさこいが生み出す熱狂は2002年の日韓ワールドカップにおけるサッカー日本代表への応援と同じく排外主義的なナショナリズムへと漸次的に人々を動員する「ぶちナショナリズム症候群」であり「愛国ごっこ」のひとつであるという（香山 2002）。香山によれば，もはや踊り子は「自由な自己表現への足場としてそういうニッポン的な恰好をしているだけなのか，それともすでに信条の部分まで硬直化したナショナリズムに支配されつつあるのか，その線引きは非常に難しく，「無自覚」に極右政権に投票する人々と「本質的には同じなのではないか」と疑義を呈している（香山 2002: 148-53）。ナショナリズムとよさこいの共振の可能性を示唆する論調は社会学者によるヤンキー文化論やマーケティング・アナリストによる消費社会論に引き継がれ（難波 2009；三浦+スタンダード出版社 2008），都市祭礼研究においても言及されるほどインパクトをもちえている（内田編 2003；内田 2009）。

上述の議論に対して，調査対象の選定および「実証研究を経ることなく，半ば演繹的に『ぶちナショナリズム症候群』という『診断』」を提出し「わかりやすいナショナリズム主体のモデルを構築してしまう」ことで「主体を取り巻く現実のダイナミズムが単純化」（川端 2007: 52）されているという批判が都市祭礼研究に加えナショナリズム研究から提出される一方で（内田 2009；川端 2007），ポピュラー文化研究の立場からは，人々のナショナルな帰属感覚に影響をもたらす文化現象だからこそ，よさこいに注目すべきだとする議論が提出されている。遠藤薫によれば，明治・大正期の近代化およびグローバル化の過程で生じた北原白秋らによる新民謡運動——知識人によるローカルな俚歌・俗歌・座敷歌・童謡の収集を通じた「伝統」的な「民謡」の編曲・創作によるローカルな伝統の創出——から戦争直後の「民謡」／盆踊りブームは，現代のよさこいに連なる，人々の帰属感覚に影響をもたらした文化現象であるという（遠藤 2014）。ここで参照すべきは，1920年代半ばから1930年代における「民謡」の生産・流通・消費のプロセスにおける「『地方』の文化仲介者の側の民謡の創作や知識人への新民謡の委属」と「その売り込みを通じた積極的なアイデンティティの構築」こそが，ひるがえって「ナショナルな『意識の枠組み』を浮上させていく」役割を担ったことであり，その「民謡」は「当初からしばしば盆踊りという人々の身体的な参与」を念頭に置いて作られていたという武田俊輔の指摘である（武田 2001: 13-5）。武田によれば，地域振興や観光客誘致という目的のもとに，芸妓組合・地方新聞社・電鉄・観光協会・「民謡」保存会といったローカルな文化仲介者が開催した大々的な娯楽としての地方対抗で「民謡」や盆踊りの優劣を競う「競演大会」こそが，人々の住まうローカルな空間を越えた広大かつ抽象的な空間としてのネーションを暗黙のうちに措定させる，より超越的な視点——「新しい意識の枠組み——ほとんど意識されないでいながら，その視野を規定し，それを通して我々がみる眼鏡のフレーム」（Anderson 1991=1997: 111）——を浮上させ，ナショナリズムへの人々の自発的かつ「身体的な参与」（武田 2001: 13）を促す役割を果たしたのだという。

上述までの議論を敷衍するならば，まさしくお盆の時期である毎年8月9日の前夜祭，10・11日の本祭，そして，とりわけ8月12日に開催される「よさこい全国大会」という地域対抗の競演大会が

よさこい発祥の地である高知で開催され、加えて、「地域を超えた競争的連帯」（矢島 2015: 244）を生じさせるよさこいチームによる各地域への「遠征」による競演は、ローカルなアイデンティティの再構築をフックとしたナショナルな認識枠組みを浮上させる身体的な参与を伴う契機であろう。上記までの議論をふまえれば、よさこいがナショナリズムと共振しうる可能性は否定しきれないように思われる。

人々のナショナルな認識枠組みを揺さぶるスペクタクルが上演されるであろう2020年の東京オリンピックとよさこいを結びつける試みが開始された現在において²⁾、よさこいとナショナリズムとの共振を経験的かつ批判的に検討する作業は喫緊の課題となるのではないだろうか。

1.2 後景化した踊り子の身体

しかしながら、個別のローカルな祝祭空間で、それぞれのよさこいを披露する人々がいかにしてナショナリズムに動員されていくのか、その水路づけのありようが明らかだとはいえない。武田自身が「『地方』のアイデンティティとその競合がナショナルな想像力に繋がる仕方については、今後一層議論が深められる必要がある」（武田 2001: 15-6）と述べているように、人々の身体実践とナショナリズムとが共振する理路は十全に明らかにされていない。

そこで、本稿では「踊り子とは誰か」という根本的な問いを立てることから議論をはじめ、よさこいとナショナリズムとが共振しうる結節点の示唆を試みる。具体的には、人々がどのようなプロセスを経て踊り子になるのか、そして、人々は踊り子であり続けるために具体的にどのような身体文化実践を繰り広げているのであろうか、という点にまずは迫りたい。なぜなら、ナショナリズムへの「身体的な参与」を明らかにするためには、まずはその前提となる、踊り子という社会的身体が立ち現れるプロセスを、彼ら・彼女らの具体的な身体文化実践から追尾する必要があるからである。N. Crossleyが「男のように歩くこと」「女の子のように投げること」といった特定のカテゴリーと振る舞いの結びつきとそれをめぐる価値づけについて論じることで、人々の身体が社会的身体にほかならないことを考察しているように（Crossley 2001=2012: 283-92）、踊り子の具体的な身体文化実践に迫ることで、踊り子をめぐる社会的世界のありよう、ひいては、いまだ漠然としたナショナリズムとの共振のありようを考察するための示唆を得ることができると思われる。

だが、都市祭礼研究を中心とするよさこいを対象とした先行研究では、ローカルな文化仲介者を介した伝播拡大のメカニズムやそれに地域表象・地域文化の再編の歴史的経緯が子細に明らかにされてきた一方で、人々の眼前で動く身体が、すなわち、踊り子という社会的身体が立ち現れるプロセスそのものへの問いは所与の前提とされてしまい、相対的に後景化されてきたように思われる。しかしながら、大淵裕美が論じたように、自身と他者の肉体を適切に動かすための「型」の習得と、言葉やジェスチャーやものを介し互いの日常生活の「身体秩序」を再編する営みを通じて、はじめて人々が特定の舞踊を踊ることができるのだとすれば（大淵 [2007]2011）、その踊る身体が立ち現れるプロセスに迫ってこそ、彼ら・彼女らが属する社会的世界のありようとそこで生起するとされる「身体的な参与」のありようを明らかにする手がかりが得られるはずだ。

2 フォト・エスノグラフィーへ——調査の方法と対象

では、どのような調査対象を選定し、踊り子の身体文化実践にアプローチするべきであろうか。ここで参考にしたいのは、踊る身体やナショナリズムを担う主体にアプローチする諸研究が調査者と近い関係にあるフィールドを選択することで、人々が実践を繰り広げる社会風景をありありと描き出していることである。たとえば、大淵は「自分の巣立った『バレエ教室』」における踊る身体に照準し（大淵 [2007]2011: 119）、川端は自らの「ホームタウン」の友人を中心とする親密な人々の「日常の雰囲気にとっぷりと浸かる」（川端 2007: 51）なかでナショナルな主体が立ち現れる過程を分析している。そこで本稿では、両者のアプローチに示唆を受けつつ、調査者自身と近い関係にあるよさこいチームを調査対象として選定する。

調査対象は倭乃國^{わのくに}という2014年に結成され、現在は活動を休止しているよさこいチームである。大阪と奈良を拠点にする6つのよさこいチームと公募によって集められた踊り子総勢150名による合同チームであり、小学生から70代までの幅広い年齢層の男女によって構成されている。少人数での参加が厳しい高知や原宿のよさこい祭りへの参加と新たな刺激を得ることでそれぞれの活動を活性化することなどを目的に結成された。倭乃國を調査対象とする意義としては、音楽・衣装・振付などパフォーマンスを構成する要素を、各地にプロデュースチームをもつ実績のある外部の専門家集団に「委属」（武田 2001: 15）しているために、先行研究で指摘されたナショナルな想像力が駆動されるとされる要素を備えていること、よさこいとナショナリズムとの連関において注目すべき競演大会（高知よさこい祭りの全国大会、原宿表参道元氣祭りスーパーよさこい等々）に多数参加していること、そして、調査者が倭乃國を構成する1チームである河内連^{かわちれん}の代表を務め、倭乃國では副代表と煽り（マイクパフォーマー）をもう1人の副代表とともに務めたため、本稿において重要なフィールドとの近さが担保されていることが挙げられる。

さて、本稿においては、明瞭なかたちで立ち現れているわけではなく、人々が必ずしも意識化しているわけではないとされるナショナリズムとの共振を問うため、人々の語りを聞き取るのみの社会調査法は研究目的をかんがみると適さないように思われる。つまり、いまだ耳を傾けられることがなく、そして、いまだ語られえないが、たしかに身体に刻み込まれた文化的・政治的・地域的な「痕跡」や「身体化されたコミュニケーション形態」に耳を傾ける必要があるということだ（Back 2007=2014: 129-98）。そこで、本稿では社会学者レス・バックが提案する「眼によって聞く」（Back 2007=2014: 171）方法論、すなわち写真を用いたビジュアル調査を採用する。なぜなら、よさこいとは、まずもって人々の眼前で繰り広げられるビジュアルな身体文化実践であり、しばしば「和風」と評される衣装というビジュアルな要素こそがナショナリズムとの共振を示唆するとして批判的に取り上げられてきたためである。さらに、調査者がフィールドと近い立場にあるため、調査者とフィールドとの関係性の「論証（デモンストレーション）」（Harper 2004=2012: 9）を示す写真を用いることで、調査者のポジショナリティを再帰的に検討しうる状態を確保する必要があるからだ。

そこで、本稿では、写真を活用した参与観察法である「フォト・エスノグラフィー」という探索的な方法論を採用する。フォト・エスノグラフィーとは、複数の静止画像を集合させ、論理的に配

列させたエスノグラフィーであり、フィールドで撮影した写真を分類し、比較し、パワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトを用いて時間空間的な秩序づけや必要に応じた編集作業を行うことで、組み写真の要領で社会的現実を再構成する成果物のことであり、それを制作するために行われる参与観察法のことである(岩谷 2016)。本稿では、制作したフォト・エスノグラフィーを再度分解し、議論を進めるための論拠として文章中に埋め込み、文字情報による分析とともに並列的に提示することで、議論を進める。そして、写真とは人々の記憶・感情・情報を喚起し(evoke)、画面に写り込まない社会的文脈をも想起させるメディアであるために、文字情報に限られてしまいがちであった質的研究の方法論と成果物をもつ可能性を拡張するというD. Harperの議論を援用し(Harper 2002)、単独の写真およびその組み合わせから調査者が喚起された記憶・感情・情報をも提示することで分析を進めるとともに、調査者のポジショナリティをも「論証」しうる状態を確保したい³⁾。また、ビジュアルな資料は徹底して構築されたものであるため、対象や現実なるものをそのまま客観的に写し出すとする素朴な実在論は否定するほかないが、議論を進めるための実際上の理由から「実用的な実在論」の立場に立つことは適切なスタンスだとされており(Knowles and Sweetman eds. 2004=2012: 9)、本稿もこの立場に立つ。

調査期間は2014年6月8日から12月23日まで行い、写真は合計464枚撮影した。調査者は1人の踊り子および煽り(口上やかけ声を担うマイク・パフォーマー)として、またチームの運営に関わるスタッフとして参加しながらフォト・エスノグラフィーの制作を行った。撮影機材は、スマートフォンisai LGL22 (OS: android) にデフォルトで内蔵されているカメラアプリである。

3 踊り子になる／踊り子である——調査結果

以下では、人々が「踊り子になる／踊り子である(あり続ける)」ために織りなす身体文化実践とそのプロセス、すなわち、踊り子の社会的身体が立ち現れる実践とプロセスをあらわすフォト・エスノグラフィーの成果物を提示することで、調査結果を示し、分析を進める。スライド1は成果物のテーマを示し、それ以下のスライドでは身体を通じた文化実践を15の動詞によって表現した。各キャプションはフィールドで聞かれた言葉を優先的に採用したが、適当な言葉が見当たらない場合には、「化ける」といったような端的に当該の実践をあらわす言葉を便宜的に採用した。

3.1 踊り子になる／踊り子である

じかたしゃ
地方車(音響照明車)上から撮影した演舞直前・直後の踊り子の姿によってフォト・エスノグラフィーのテーマを表現した。



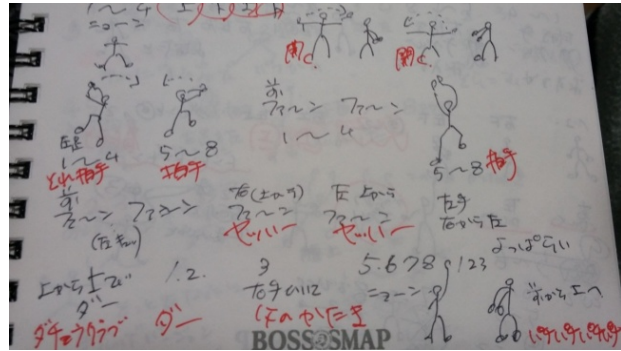


3.2 鳴らす

よさこいのアイデンティティを担保する打楽器が鳴子(なるこ)である。倭乃國は鳴子の柄の部分に親指をそわせて鳴らす「親指持ち」を採用したため、柄の部分で親指と人差し指で挟み込む「挟み持ち」に慣れていた踊り子にとっては、望ましいとされる身体の動作や鳴子の向きの変化を習得すること、最も基本的な鳴子の音を合わせるという集合的な行為に適切に加わる際の難易度が一挙に高まってしまい、当初は戸惑うばかりであった。身体の再秩序化は鳴子の持ち方から始まるのだ。

3.3 入れる

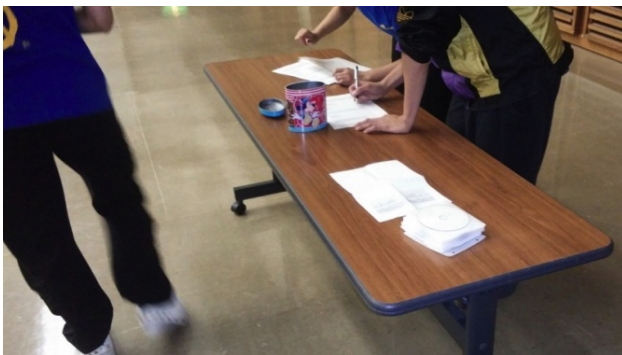
しばしばフィールドでは「振りが入る」「音を入れる」というように、振付の習得や音楽と身体動作を首尾よく連動させることを「入る／入らない」と表現していた。写真は、極私的な舞踊譜といえるような、さまざまなポーズをとった棒人間の周りに擬音語が書きこまれた参加者のメモを撮影したものである。たとえば、両腕を頭上から正面に向かって勢いよく振り下げる振付を現わした棒人間のそばには、お笑い芸人ダチョウ倶楽部の定番のギャグになぞらえた「ダーツ」という書き込みがみられるように、振付を既存の何かと関連づけるでも「入れる」という実践は遂行されていく。



3.4 真似る

示された手本を全員で「真似る」ことで、踊りは揃い群舞は成立する。振付師の先生がいない合同練習では代表や副代表、先頭やセンターで踊る踊り子、あるいは彼ら・彼女らに促された踊り子が手本を示すことになる。「綺麗にきっちりそろえるとこ

ろが日本の伝統文化の美しいところやき、そこ、きっちりしよう。はい、もう1回」といった振付師の指導の言葉のように、特定の所作がナショナルなものへと節合されるかのような発話が時折、練習で聞かれることもある。このような特定の象徴的な所作をナショナルな認識枠組みと節合する実践はナショナル・アイデンティティの再創出や再定義に繋がる契機にもなりうるだろう (Wullff 2003)。だが一方で、「はい、もっと腿上げて！もう先生とみんなとの闘いやからね！」といったような、より見栄えのよい演舞を目指すために具体的な〈望ましさ〉を提示し、発破をかけながら身体秩序の再編を促すという、よさこいに限らずあらゆる群舞の指導場面で見受けられる言明と機能的に等価であることも看過してはならない。



3.5 記す

踊り子個人々から練習場代をもらい、参加者名簿に○を記すスタッフたちの姿を撮影した。祭り参加者の出欠確認や注意事項の周知を行うマーリングリスト、祭りの申込書や名簿、踊り子の立ち位置を記した配列表に至るまで、踊り子の実践は「記す」ことの連続の上で成立している。

3.6 化ける

メイクと着替えを慌ただしく済ませ、外見も内面も踊り子モードへと変化する瞬間を撮影した。踊り子へと姿を変えれば、倭乃國の一員として礼儀正しい行動が求められる。通行人の妨げにならぬよう移動時は隊列を組むこと、祭りのスタッフやほ



かのチームに挨拶をすること、衣装を着崩さないこと、祝祭空間ではタバコを吸わないことなどが遵守すべき事柄とされ、注意喚起がなされ続ける。J. UrryとL. Larsenは観光客があたかも全制的施設にいるかのように規律正しく振る舞う姿を活写したが (Urry and Larsen 2011=2014: 313)、その姿は祝祭空間における踊り子と近似している。

3.7 合わせる

本番直前に自主的に行われるリハーサルを「合わせ」という。写真に写る男性の踊り子の口が開いているのは、歌とカウントを声に出しつつ合わせが行われているためだ。倭乃國の構成チームごと、そして個人ごとの「クセ」を発見し、修正を施し、



群舞としてのクオリティを上げるために必要な実践である。合わせにおいて、天候や舞台の材質、自分の体調や演舞のスケジュール、音響機材のスペックなど、あらゆる不確定な要因に左右されずに、常に〈望ましい〉演舞を行いうるよう促される。そして、倭乃國のように「男踊り」と「女踊り」という既存のジェンダー秩序を準拠点とした衣装や振付、そして動作の〈望ましさ〉をも差異化された作品を踊る場合には、踊り子個人が特徴づけられた〈望ましさ〉を身体化されているか否かも「合わせ」で入念にチェックされることになる。男踊りならば、力強く見せるためにあえて筋肉をあまり緊張させず動作を柔らかく保つ、徹底して腰を落としながらも袴に足を取られないように動くといったような特徴づけられた〈望ましい〉動作があり、女踊りならば、膝を内側に入れ込む「内足(うちあし)」を徹底して「しな」を出す、重い帯に体の重心を取られないように軽やかに動く、「男踊り」に近似した激しい踊りにならないよう徹底して力を抜くといった別様の〈望ましさ〉が求められる。また、倭乃國に限らず、女性の割合が多いチームの場合には、女踊りではなく男踊りに特化したり、あるいは双方の踊りを兼任することを求められる女性の踊り子が一定数必要となる。そのため、特定の踊り子に常に一定のより多い負担がかかることとなる。2節でCrossleyによる「男のように歩くこと」「女の子のように投げること」をめぐる議論を参照したが、まさしく倭乃國の男踊り・女踊りに端的に現れているように、踊り子の身体とは徹底して社会的なものに編み込まれゆくものなのだ

3.8 配る

主に高知のよさこい祭りで配布するために制作された倭乃國うちわを撮影した。手渡すことで観客をその場で即席のファンへと誘うグッズでもあり、「追っかけ」となった観客にとっては、ほかの会場で掲げることでその旨をアピールすることが可能となる交歓のツールでもある。うちわの片面にはチーム名が印字されており、反対の面には「よさこい鳴子踊り」の節で歌われる歌詞の一部が記載されている。各チームのパフォーマンスがある程度の「リアリティ」によって一貫性が保たれていない場合には、観客の興ざめを誘うことはすでに指摘されているが(矢島 2017: 147-9)、それは経験的



にもチームによって把握されているように思われる。倭乃國の場合は、うちわに記載されている「明日香よ 明日香よ」という歌詞が空間としては奈良県のみを表象し、大阪を排してしまうため、パンフレットに記載されるチーム紹介文や演舞直前の口上では関西の合同チームであることや飛鳥(あすか)時代をイメージしたこと、「明日が香り立つ、明日香るよさこい」「明日香る時代へ」と述べることで、より広範な地域性に加え、強く時間軸を前景化させることで、一貫性が生み出されることになった。



3.9 踊る

高知では流し(パレード)が主流であり、毎年8月10日・11日の本祭から参加するのであれば、文字通り3日間踊り歩くことになる。直視できないほどの照明と爆音を放つ地方車に向かって「踊る」ために、大勢の観客に「見られる」ために、練習に耐え抜いてきた苦労が熱狂のなかで報われる瞬間である。祝祭が終わり、心地よい疲労と全く出なくなった声にどこか達成感を感じていた調査者は、静かに打ちのめされてもいた。私は演者であり、演舞外ではスケジュール管理のために電話をかけ連絡網を回し続けるスタッフでもあった。熱狂の瞬間は、調査者としてシャッターを押せない決定的瞬間でも

あったのである。そのため、給水係・救急係・タイムキーパー・カメラマンを兼ねた「サポーター」や沿道のカメラマンたちが撮影した写真をSocial Networking Service(以下、SNS)上で取得しスライドを構成した。8月が終わる頃には踊り子の多くがSNS上のプロフィール画像を演舞中の写真に変えていた。

3.10 引っ張る

日々の練習や祭りなどの「本番」において、メンバーを鼓舞し士気を上げる実践を踊り子は「引っ張る」と呼ぶ。静かに出番を待ちながら、独特の緊張感のなかで、代表や副代表がなんとか全員に届くように声を張り上げる。100人を越える人々の士気が上がるさまを肌でひりひりと感じつつ、1人として浮足立たないように、緊張で体が硬くなってしまわないように、演舞直前の言葉や本番中の踊り、声、表情や目線で、踊り子それぞれがたがいを「引っ張る」実践を求められるのだ。

SNS上で取得した原宿表参道で組まれた円陣の写真と地方車付近で行われた代表をはじめとスタッフ」とサポーターによるミーティング——3日間で十分に踊り切るために数回連続で演舞するパレードをどのように迎えるべきかがこの時の議題であった——の写真とを合わせて「引っ張り」実践を表現した。したがって、本項の写真からは、熱狂のさなかにおいて、なおも努めて冷静な踊り子の姿も想起されるように思われる。適切なタイミングで「引っ張り」合うことで自他の士気を上げ、すべての演舞を踊り抜けるよう体力を振りわけるといった、スタッフに限らない個々の踊り子の細やかなマネジメントを看取する必要がある。



3.11 見る

自分のチームの出番の前後に観客として手拍子をしつつ「見る」こと、ゲリラ豪雨のあとに「サクラ」として会場を必死に盛り上げること、音響スタッフの役割を担いつつ「見る」ことは、いずれも他チームとの差異を通して自チームへの帰属感を確認する実践でありつつ、そのありかた

を問い返す契機ともなりうるものだろう。ところで、「見る」実践は非常に多義的である。4分半ほどで終了するほかのチームの演舞を「見る」ためには、休憩や移動、そして合わせの時間を意図的に調整する必要がある。それゆえ、「見る」という実践は、チーム間・踊り子間の親密さや尊敬を現わす行為としても、反対に、牽制する行為としても解釈されうる。また、サクラとして会場を盛り上げるさまを写した本項の写真から読み取られるべきことは、親密さをもった交歓だけではなく、自らのチームが出番を迎えた時にも会場が「あったまっている」状態の持続を企図した踊り子の実践の多義性だ。「見る」ことはごくありふれた、だが非常に多義的な実践なのである。



3.12 見られる

多くの踊り子がSNSのカバー写真にしていた高知中央公園での1枚をSNS上で取得した。上述の「踊る」と題したスライドとも関連するが、この写真が投げかける問いは、本当に踊り子や観客はAndersonのいう「眼鏡のフレーム」をもって2014年のよさこい祭りを眺めていたのか、という

問いだ。次々に登場する「和風」を基調としながらも「世界のあらゆる文化要素のブリコラージュで、ハイブリディティ（雑種性）の極致」（遠藤 2014: 92）と形容されるほどの多種多様な演舞は1チームにつき原則的に4分半ほどで終了し、本祭であれば201チーム、続いて全国大会では各地域の46チームに加え本祭の受賞チームがひっきりなしに人々の眼前に登場しては、消えていく。パレード演舞ならば、時間的に余裕のある会場かチーム側の都合でスローペースで進行しているのでなければ、より一層短い時間で観客の眼前を通り過ぎていくこともある。「いっぺんゆっくり見たいよあ」と踊り子がふともらした言葉が象徴的なように、3日間における競演場と演舞場を合わせた16会場を踊り歩いている踊り子に至っては、ほかのチームの演舞を絶えずちらっと目にするのみで、じっくりと眺める時間はないのだ。だからこそ、代表が演舞直前に踊り子全員にかけた「せっかく踊るので印象に残る演舞にしましょう」という言葉からわたしたちが見出すべきことは「引張る」実践だけでなく、観客にとっては、あらゆるチームの演舞時間はほんの一瞬にすぎないということであり、その刹那性である。

ところで、大正・昭和の君主の即位礼という絢爛豪華かつ「愛国」的な儀礼や商品に過度にあふれた祝祭空間においては、人々の知覚様式は刹那的かつ量的に眺め眺望するものとして発現してしまうため「諸々の視覚対象に含められた国民的意義は見物者の視界から消失」し、ただただ「『美しい』というだけ」の印象を残すのみで、脱文脈化されてしまっていたと指摘されていた（右田 2015: 388-90）。右田祐規の議論を敷衍すれば、多彩かつ量的に圧倒されんばかりのチームの演舞とその刹那性によって、あらゆる演舞を数日間にわたって「国民的意義」のあるものとして踊り子や観客が絶えず知覚し続ける——「見る」「見られる」——ということは、困難に過ぎるのではないだろうか。よさこい祭りという祝祭空間において発現する人々の知覚様式によって、そのショナルな想像力は頓挫する可能性をもつように思われる。

3.13 振り返る

メディアを介して振り返ることで「踊り子になる／である」実践は成立しているのではないだろうか。本項では、倭乃國の構成チームの集合写真が掲載されたブログのページをスマートフォンによって接写した写真と、忘年会で40分以上に渡って上映され続けた膨大な枚数の写真に見入る踊り



子の様子を撮影した写真を取り上げる。無数の動画像という「見られる」実践の痕跡をもって、踊り子は「振り返る」。些細な出来事にまつわる喜怒哀楽，帰属感やアイデンティティ，自分を含んだ踊り子個人およびチームとしての演舞の巧拙，つまり「踊る」「引っ張る」といった数々の実践の巧拙をも個別に，あるいは共同的に，メディアを介して再帰的に「振り返る」ことで「踊り子になる／踊り子である」実践は展開される。動画像の論評を手がかりに，思い出に浸りながら話に華を咲かせることも含めて，その再帰的な「振り返る」実践によって，踊り子は次の舞台に臨む準備を始めることにも，今後の活動のありようを模索することにもなる。

3.14 結びつく

チームの垣根，そして，観客と演者という「見る」「見られる」関係の垣根をも越えて踊られる「総踊り^{そうおどり}」が行われる直前に撮影した，1枚の写真の本項では取り上げる。青い衣装の河内連の踊り子の肩越しに写るのは，倭乃國を構成するチームで踊る母親の踊りを「見る」子どもの姿である。所属するチームを構成する趣味縁や学縁，地縁や血縁，加えて，ほかのチームや観客，祭りのスタッフをも含めた一時的／継続的な関係性が「結びつく」ことで，はじめて踊り子の社会的身体は立ち現れるように思われる。そこで生起する「結びつき」や共同性は互いの差異を感受させる契機ともなりえるため，ひるがえって，個々人を再びローカルな時空間に埋め込む契機にもなりえるだろう。



3.15 つぶす

煽りに必須の喉ケアグッズを撮影することで、調査者とフィールドとの関係性、そして踊り子としての自らのままならない身体との関わりを表現した。当然ながら、踊り子はまずもって自己と自己との肉体との関係の取り結びかたが肝要となる。リズム感や体の柔らかさ、さらには「センス」や「華」と呼ばれるような、ほかの踊り子とは一線を画すような人々を魅了する身体の動かし方に至るまで、踊りとは徹底して、自己の体をどのように方向づけるか、という実践の連続なのである。そして個人が自らの身体と向き合い続けるなかにおいてのみ、ほかの身体と共振し、「真似る」ことも「合わせる」ことも、ひいては「引っ張る」ことも可能となる。だが、よさこいに限らず、踊る人々の肉体はどこまでも傷つきやすく、その傷つきやすさと直面しながら実践を続けるほかない (Turner 2003)。喉が枯れきってしまい声が出ないことは「喉をつぶす」と表現される



ため、本スライドの見出しは「つぶす」とした。踊り子は自らの身体をよりよい演舞のためにその社会的身体をいかに「つぶす」かが問われる。高知直前には週3日の合同練習に加え、倭乃國ではない自チームの練習、自主的な個別の練習 (スタッフであればミーティングもここに加わる)、休日に開催される「本番」を加えれば1週間のほとんどがよさこいに費やされることになった。つまり、肉体だけではなく、ほとんどの余暇時間や仕事や学業に支障が出るほど休息の時間をも「つぶす」必要が生じるのだ。しかし、個々の踊り子はより良く「踊る」ことが、そして「引っ張る」ことが求められる。スタッフであればなおさら、より〈望ましい〉実践を繰り返すために首尾よく「つぶす」ことが求められていく。事務作業に追われ目の下にクマをつくり、体調を崩しながらも



ほかの踊り子を鼓舞しつつ笑顔で踊り、祭りが終わってから「まあこれが自分の仕事やから、みんなが楽しんでくれたらいいやん？」と語るスタッフの言葉からほとぼりするような矜持、むしろ、ある種の美学というべきものを個々の身体文化実践から読み取られねばならないように思われる。同時に、「つぶす」実践ゆえに、踊り子は絶えず、よさこいを踊る生活の持続可能性について思いを巡らせつつ、その都度、参加／不参加を判断しながら、個人にとっての可能な範囲でうまくマネジメントしつつ首尾よく「つぶす」実践を繰り返していることを看過してはならない。

3.16 終える

高知の3日間を彩った地方車はいわばチームの「顔」であり、そして神輿のような存在である。しかし、祭りの最終日に港で解体される運命にある。このスライドで表現したことは祭りも

演舞もチームもやがて「終える」ことになる、ということだ。そもそも強制ではない以上、当然ながらよさこいを始めることも続けることも自由意志である。楽しさを生み出し維持するためには時間的・身体的・精神的にも莫大なコストがかかる。個々の踊り子のライフステージの変化や倭乃國を構成するチームそれぞれの節目、そして踊り続けるために絶え間ない生活時間の調整を繰り返すことはいつまでも続けられるものでもない。祝祭空間が終わりを迎えるときだけでなく、個々の踊り子にとって首尾よく「つぶす」実践に限界がみえたときに「終える」実践が現れる。それは端的に言えば、「つぶす」ことへの身体的あるいは過重な義務感から生じる疲労、それらが組み合わさってみられる祭りへの参加率の低下などから判断されることで実行される。だが、「終える」実践は必ずしも悲観的なものではなく、可能な範囲で、別様のかたちで活動を続けるための模索を開始することでもある。倭乃國の場合は、活動のペースを次第に落としつつ2年間の活動を一端休止することで、構成チームがそれぞれの活動に専念しつつ、本稿執筆段階にまで続くメンバー間の相互交流を維持するという「終える」選択をした。

4 踊り子の社会的身体の視覚化へ——考察

先行研究においては、よさこいという伝播拡大する現代的な文化現象がナショナリズムと共振する可能性について示唆されてきた。しかしながら、その身体を通じて共振を担うはずの踊り子の社会的身体はいかにして立ち現れるのか、すなわち、そもそも「踊り子とは誰なのか」というより根本的な問い自体が後景化されてきたといえる。そこで本研究では、フォト・エスノグラフィーという探索的なビジュアル調査法を実施し、人々がどのようなプロセスを経てよさこいの「踊り子になる」のか、そして「踊り子である」ためにどのような実践がなされているのか、と問いかけ、人々の身体文化実践に迫ることから、よさこいとナショナリズムの共振をめぐる問いに部分的に応えることを目指した。

よさこいの「踊り子になる／である」という身体文化実践は、鳴らす・入れる・真似る・記す・化ける・合わせる・配る・踊る・引っ張る・見る・見られる・振り返る・結びつく・つぶす・終える、という15の動詞によって表されたように、相互に関連する具体的な実践が複雑に織り合わされたものである。

鳴子を手に（鳴らす）、振付や楽曲のモチーフやニュアンスを個別に把握し（入れる）、あるいは集合的に身体化する（真似る・合わせる）ことがよさこいの「踊り子になる／である」ためのまずは必要条件といえる。祭りやイベントにおける本番では、外見を変貌させ（化ける）、チームの士気を上げながら（引っ張る）、絶えずよりよい演舞が目指される（踊る）。非日常的な祝祭空間が立ち現れるには、踊りや衣装、そして楽曲だけでなく、スタッフをはじめとする個々の踊り子の努力が必須となるが（記す・引っ張る）、モノもまた演舞を構成し、踊り子を「当該のチームに所属する踊り子」として立ち現わさせる基盤となる要素である（鳴らす・配る）。また、踊り子の社会的身体は、多彩なよさこいの形態の差異を時に集中的に、時に散漫に知覚しつつ、そしてメディアを介しながら、自身のありようを問い返すような、まなざしの交錯のなかで立ち現れるように思われる（見る・見られる・振り返る）。さらに、踊り子が「踊り子になる／である」ためには、観客との関係性だけでなく、ほかの踊り子とのつながりを媒介する趣味縁・地縁・学縁・血縁とのつ

なかりも重要な要素となる（結びつく）。そして当然ながら、特定の動き（motion）を行えるように身体を駆使し、相互に揃え、声を出し、歌い、時に煽るという、自身の身体と切り結ぶ関係性が最も「踊り子になる／踊り子である」実践において肝要であり、それらの諸実践を可能とする努力とそれに費やすことのできる生活スタイルの確保がまずもって決定的に重要であろう（つぶす）。それゆえに、首尾よく自らの社会的身体をめぐる状況をマネジメントする——首尾よく「つぶす」——ことに、ある種の矜持や美学が生まれることにもなれば、反対に、それが（遂に）困難となった場合には、おのずと別様のよさこいへの関わり方が模索されることにもなる（終える）。総じて、「踊り子になる／である」とは、さまざまな主体からのまなざしが交錯するなかで、自らの身体のままならなさ（望ましさ）と向き合いながら、身体の絶えざる再秩序化を通じて、踊り子という社会的身体として立ち現れるようなプロセスだといえよう。

さて、以上の知見をふまえた上で、以下では、本研究の今後の可能性と課題を含めて、よさこいとナショナリズムとの共振をめぐる問いに部分的に応答してみたい。

あくまでも1つの合同チームを対象にした探索的な事例研究であり、その知見が限られたものであるとしても、本稿の知見から述べることは、踊り子が身体文化実践を繰り広げるなかで育む矜持や美学にこそ、まずは着目すべきであるということだ。

なぜなら、矜持や美学は「引っ張る」実践や「つぶす」実践といった、よさこいの踊り子であるための実践を支える強力なロジックとしての機能を果たしているように思われるからだ。そして、それゆえに、矜持や美学がナショナリズムを駆動する何らかの実践や団体等と緊密に結び合わさった場合において、よさこいはナショナリズムと連関し、その身体文化実践を続ける限りにおいて、共振しうるように考えられるからだ。つまり、しばしば、ナショナルな帰属感覚をあらわすと評される衣装のようなビジュアルな要素にばかり目を奪われるのではなく、むしろ、それぞれの踊り子やチームの身体文化実践を続けるための実践、すなわち、よさこいを続けるために繰り広げられる、首尾よく「引っ張る」「つぶす」といった実践と、それを支えるロジックとしての矜持や美学がナショナリズムといかなる経路や迂回路をたどって共振しうることについて、注視する必要があるということだ。その経路や迂回路はよさこいを介して「結びつく」ことになった人的ネットワークであるかもしれないし、祝祭空間で注目されるようなローカル性やオリジナリティを構築するプロセスに埋め込まれているのかもしれない。はたまた、「見る」「見られる」「振り返る」実践が交錯するメディア空間にすでに備えられているのかもしれない。

しかしながら、本稿の調査結果において示したように、社会的身体としての踊り子が立ち現れるために繰り出される個々の実践は、非常に多義的なものであった。特に、3.12で検討したように、ナショナルな想像力を惹起するはずの「地域対抗の競技大会」における「身体的参与」にあっては、その祝祭空間における「見る」「見られる」という実践そのものによって、ナショナリズムとの連関はかえって頓挫してしまう可能性もありうる。何より、ナショナリズムが「身体的な参与」を求めるのであれば、必然的に踊り子の身体を「つぶす」実践を引き寄せることになる。それゆえに、あたかも参加／不参加を検討すべき「祭り」であるかのように踊り子はその社会的身体に準拠してしたたかにナショナリズムを「見る」かもしれず、仮に首尾よく「つぶす」実践を行わざるをえな

い状況になったとしても、その身体性ゆえに「終える」実践が招かれるのだとしたら、どのような形態のナショナリズムであれ、やがてその内側から瓦解する契機を呼び込むことになるのかもしれない。それは、いかに演舞において目指される〈望ましさ〉がナシヨナリスティックなものになりえたとしても、よさこいが踊り子個人々の社会的身体を通じた文化実践である以上、それと共振するナショナリズムが抱え込まざるをえない脆弱性といえるのではないだろうか。そもそも、踊り子たちの矜持や美学は、「踊る」実践のためだけに、ある意味で徹底して自己目的化したものである。ナショナリズムがもたらす熱狂がその矜持や美学に反すると判断されるや否や、ナシヨナリスティックと評される「身体化されたコミュニケーション形態」のままに、だが、これまでとは全く意味合いの異なる別様の踊りが開始されるのかもしれない。

最後に、本稿では十分に論じられなかった重要な課題を喚起させる、ある語りを紹介したい。

倭乃國で踊っていたある女性の踊り子は、毎年8月9日、高知市の中央公園でよさこい祭り前夜祭が開催され、賑やかな音楽が町中に鳴り響く日であることを知ったときに、本当に驚いたという。なぜなら、彼女にとっての8月9日は黙禱を捧げる日であるからだ。彼女の故郷、長崎市の平和記念公園で鳴り響くのはサイレンと「長崎の鐘」の音である。「よさこい」とナシヨナリズムの共振について論じるのならば、国民国家としての「日本」に幾重も走る亀裂と、踊り子と呼ばれる人々それぞれの生きられた経験とナショナルな想像力のありよう、そして、その社会的身体の様態について論じねばならない。

【注】

- 1) 「よさこい系」というカテゴリーは高知県発祥のよさこい鳴子踊りだけでなく、地元の民謡の一節を取り入れる形式を導入した北海道のYOSAKOIソーランをはじめとした「よさこい系」としかいいようのない多彩な群舞および都市祭礼の総称として用いられてきた(矢島 2015)。調査協力者が自らの活動をよさこいとのみ表現していたために本稿ではよさこいとのみ記載するが、ゆるやかな総称としての意味合いは含ませている。
- 2) YOMIURI ONLINE, 2016, 「東京五輪、開会式でよさこいを…実現へ協力方針」(<http://www.yomiuri.co.jp/olympic/2020/20160831-OYT1T50003.html> 2016年10月14日15時09分最終アクセス)
- 3) 本稿で掲載されていない図版は拙著を参照すること(ケイン 2015)。基本的に同じ図版を用いた拙著では、写真による喚起によって分析を進める本稿とは対照的に、写真中心の成果物の制作に重点があったため、むしろ写真が喚起する多義的な意味内容を絞り込む試みを行った。

【文献】

- Anderson, Benedict, 1991, *Imagined Communities: Reflection on the Origin and Spread of Nationalism* (2nd ed.), London/New York: Verso. (=1997, 白石さや・白石隆訳『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』NTT出版。)
- Back, Les, 2007, *The Art of Listening*, London: Berg. (=2014, 有元健訳『耳を傾ける技術』せりか書房。)
- Crossley, Nick, *The Social Body: Habit, Identity and Desire*, London: Sage. (=2012, 西原和久・堀田裕子訳『社会的身体——ハビトゥス・アイデンティティ・欲望』新泉社。)
- 遠藤薫, 2014, 「〈盆踊り〉とYOSAKOIの間に——グローバル/ナショナル/ローカルのせめぎ合う場としての現代祝祭」東谷譲編『ポピュラー音楽から問う——日本文化再考』せりか書房, 81

- 芳賀学, 2012, 「踊る若者たち—よさこい系祭りが生み出す新しい絆」小谷敏・土井隆義・芳賀学・浅野智彦編『若者の現在—文化』日本図書センター, 327-64.
- Harper, Douglas, 2002, "Talking about Picture: a Case for Photo Elicitation," *Visual Studies*, 17(1): 13-26.
- Harper, Douglas, 2004, "Wednesday-night bowling: reflections on cultures of a rural working class," Knowls, Caroline and Sweetman Paul eds., *Picturing the Social landscape: Visual Methods and the Sociological Imagination*, London: Routles.(=2012後藤範章監訳・渡辺彰規・山北輝裕・松橋達也・林浩一郎・後藤拓也訳「水曜日の夜のボウリング—農村の労働者階級文化についての省察」『ビジュアル調査法と社会学的想像力—社会風景をありありと描写する』ミネルヴァ書房.)
- 岩谷洋史, 2016, 「フォト・エスノグラフィー—写真の組み合わせによる現実の再構成」『FENICS100万人のフィールドワーカーシリーズ第14巻フィールド写真術』古今書院, 240-8.
- 香山リカ, 2002, 『ぶちナショナリズム症候群—若者たちのニッポン主義』中公新書ラクレ.
- 川端浩平, 2007, 「排除型社会における北朝鮮バッシングをめぐるエスノグラフィー—地方都市の中小企業従業員の事例研究」『アジア太平洋レビュー』4: 49-64.
- ケイン樹里安, 2015, 「踊り子になる／である」石田佐恵子・岩谷洋史編『フォト・エスノグラフィーの社会学』大阪市立大学文学部社会学コース2014年度「社会学実習□B・□b」報告書, 50-5.
- Knowls, Caroline and Sweetman Paul eds., 2004, *Picturing the Social landscape: Visual Methods and the Sociological Imagination*, London: Routles. (=2012, 後藤範章監訳・渡辺彰規・山北輝裕・松橋達也・林浩一郎・後藤拓也訳『ビジュアル調査法と社会学的想像力—社会風景をありありと描写する』ミネルヴァ書房.
- 右田祐規, 2015, 「君主のスペクタクルの知覚様式—20世紀初期の日本の事例から」『社会学評論』66(3): 379-94.
- 三浦展+スタンダード通信社, 2008, 『日本溶解論—この国の若者たち』プレジデント社.
- 難波功士, 2009, 『ヤンキー進化論—不良文化はなぜ強い』光文社新書.
- 大濑裕美, [2007] 2011, 「習い事—バレエ教室でどのように踊れるようになるのか」小川伸彦・山泰幸編『現代文化の社会学—テーマと出会う, 問いを深める』ミネルヴァ書房, 119-35.
- 武田俊輔, 2001, 「民謡の歴史社会学—ローカルなアイデンティティ/ナショナルな想像力」『ソシオロギス』25: 1-20.
- 内田忠賢編, 2003, 『よさこい/YOSAKOI学リーディングス』開成出版.
- 内田忠賢, 2009, 「都市祝祭の変貌—よさこい系イベントの展開」鈴木正崇編『東アジア研究所講座 東アジアの民衆文化と祝祭空間』慶応義塾大学東アジア研究所, 67-89.
- Turner, B.S.and Steven. P. Wainwright, 2003, "Corps de ballet: the case of the injured ballet dancer," *Sociology of Health and Illness*, 25(4): 269-88.
- Urry, John and Larsen Jonas., 2011, *The Tourist Gaze 3.0*, London: Sage. (=2014, 加太宏邦訳『〈叢書・ユニベルシタス〉観光のまなざし [増補改訂版]』法政大学出版局.)
- 渡会環, 2008, 「日本の『マツリ』を持ち込んだ日系ブラジル人—多文化社会に生きる自己の新たな表現手段として」『ラテンアメリカ・カリブ研究』15: 1-12.
- Wulff, Helena, [2003]2006, "The Irish Body in Motion: Moral Politics, National Identity and Dance," Dyke, Noel and Arehetti, P, Eduardo, eds., *Sport, Dance and Embodied Identities*, New York: Berg.
- 矢島妙子, 2015, 『よさこい系祭りの都市民俗学』岩田書院.

Who is the "Dancer" ? :The Photo Ethnography of The Complicity between The YOSAKOI Dance and Nationalism.

KEANE, Julian
julian0325dr.j@gmail.com

Previous researches on YOSAKOI dance, have been carried out from the viewpoint of modern cultural phenomena that expand and spread, and complicity with nationalism. However, It is necessary to consider from more fundamentally the question of what kind of process the people are going through, "becoming a Yosakoi dancer" or "being a Yosakoi dancer" has not been examined enough.

Therefore, in this research, partially responds to the above-mentioned question by approaching the Yosakoi dancer's practice of physical culture through photo ethnography, which is one kind of visual method.

keywords: Social body, Visual method, Nationalism

都市と国家の政治文化

——社会的凝集性の比較歴史社会学——

稲永 祐介

[要旨]

本稿は、歴史社会学の理論や方法、そしていくつかの理念型を中世都市と近世の複合国家の歴史研究に応用し、人びとがある一定の領域に結集する諸条件——社会的凝集性——とは何かを検討する。本稿が考察する中世から近世にかけての都市と国家の領域は、明確な輪郭をもたずに、その境界内で勢力を保持する。だが、この領域の性格は、文化にたいする統治権力の関わり方とおして論理的に解明できるのではないか。本稿は、政治文化を、政治的なものについての態度、感じ方、考え方、評価の仕方を総合する規範体系と広く定義し、団体の成員が自発的に服従する統治権力の仕掛けに着目する。

第一節は、まずわが国の最近の研究動向を概観し、そこで論じられる「礫岩のような国家」を、国家形成を問い直すひとつの基軸として検討する。次に、ヴェーバーの国家の理念型を、彼のもうひとつの重要な関心である中世の自治都市論に接合させ、団体の領域性を論じる。第二節は、共和的自治が特徴的なイタリア中世都市シエナの施療院と守護聖人の崇敬を扱い、近世の複合国家の君主政に見出される宗教的な一体性とは別の規範体系として、世俗的な美德を検討する。最後に、社会的凝集性の一般的性格を、市民の団体意識と脱宗教化する統治技法の関係から総括する。

キーワード：中世都市、統治権力、団体意識

はじめに¹⁾

社会学における国家の問題は、歴史学や政治学の学問領域を横断する主題である。ヴェーバーは、地域的にも時代的にも異なる事象を比較することで、なぜヨーロッパに近代国家が出現したのかという問いに応答しようとした。社会学者による国家形成についての代表的なアプローチを簡単に整理すると、エリアスが暴力の管理と習俗の文明化を分析し (Elias [1939] 2010b)、ティリーが軍事における財務行政の発展から国家の中央集権化を明らかにすることで (Tilly 1975)、国家の社会学は、理論的により精緻化されたということが出来る²⁾。これらの分析アプローチは、国家の歴史社会学 (Badie et Birnbaum [1979] 2015) に引き継がれた。

国家行政が被支配者の身体や財を管理していくという、統治権力とその正当化を問う古典的な権力のアプローチにたいして、ブルデューは、象徴の観点から国家の統合機能を論じた。彼は、従来の国家の社会学が軍事と財政ばかりに関心を向け、日常生活のなかで独占される象徴的暴力の正当

化への考察を看過していると批判し (Bourdieu 2012), 「象徴は『社会統合』の卓越した道具である」 (Bourdieu [1977] 2001: 205) と主張する。彼の考察の焦点は、象徴における「不可視な権力」の作用にあるのだが、自らが権力の影響を被っていること、あるいは自分たちが権力を行使していることを自覚しながら暗黙のうちに権力を支えるという支配の正当性を、文化の観点から再提起するものであった。

本稿は、歴史社会学の理論やいくつかの理念型を用いて、人びとがある一定の領域に結集する諸条件——社会的凝集性——とは何かを探究する。社会学者が歴史を記述するときに選択する基準は、いったん史料を発掘する作業を控え、まず歴史学者が集めたデータと導き出した成果を採り入れることで、類似する条件の下に現れる事象を仮説的に把握し、創造的な推論を引き出すことにあるだろう。こうした方法に支えられる本稿は、ヴェーバーの国家論と都市論を接合し、中世都市と近世の複合国家を比較することで社会的凝集性の一般的性格を明らかにすることを目的にする。しかしこの試みは、時代区分の違いに還元される時系列の断層から恣意的にその時代の典型を見いだすのでも、ただそれぞれの類似性や差異を図式的に示すだけでもない。本稿のねらいは、「方法としての系譜学」 (野上 2015) において、人間集団の形成をめぐる多様な系統がありえたという相対性を、都市と国家の問題として喚起し、ある一定の領域で特権化される宗教的な一体性を問い直すことにある。

ここで我われのアプローチを明確にするために、政治文化を定義しておきたい。本稿は、政治文化を、政治的なものについての態度、感じ方、考え方、評価の仕方を総合する規範体系と広く定義する。権力行使の正当性が政治と文化を容易に切り離せないテーマであり、しかも市民にとって決して一義的でもない (DeLoe [1997] 2012, 2014: 17) とすれば、我われが採用する政治文化の歴史のアプローチには、政治的なものを、戦争や外交政策の問題に限定することなく、統治権力が社会的な営み全般に果たす働きから浮き彫りにする意義があるといえよう。

第一節は、まず近世の複合国家論をめぐるわが国の最近の研究動向を概観し、そこで論じられる「礫岩のような国家」を、国家形成を問い直すひとつの基軸として検討する。次にヴェーバーの国家の社会学を補助線とし、領域性の観点から、彼が多大な関心を向けたイタリアの中世都市と近世の複合国家との類似点と相違点を原理的に特定するが、その歴史的な実態はさらに把握されるべき事象がある。そこで第二節は、中世都市のなかでも共和的自治が特徴的なシエナを扱い、複合国家の君主政に見出される信仰とは違う規範体系として世俗的な美德を論じる。最後に、本論の議論から得られた知見を整理し、市民の団体意識と脱宗教化する統治機構との関係から社会的凝集性の一般的性格を総括することで本稿の結びにかえたい。

1 支配への自発的服従と政治文化

1.1 統治の領域性 ——国家を問う視座

13世紀から15世紀にかけての西ヨーロッパは、急激な商業の発展が人びとの生活を大きく変え、たび重なる戦争が社会秩序の危機を解決する調整機関としての近代国家の構築を準備した。アルプス以北の都市や貨幣経済の発展は、君主政国家の構築に重要な役割を果たしたが、王権は、都市の

経済力に絶大な関心を抱き、都市を直轄行政の単位として家産化する（成瀬 1988）。フランスに代表されるように、中央に合理的な法規と強制装置を整備する過程は、都市の商人や手工業者の自由を侵害する王権の伸張と重なる。君主政においては、王権への忠誠という一定の領域内で期待される共属感情が臣民に期待されたからであった。

このような中世から近世にいたる国家形成について、わが国の近年の研究には、「複合国家」の概念を再検討し、「礫岩のような国家」という新しい国家モデルを導入する動向がある³⁾。この研究動向は、主権国家から国民国家へと連続する国家形成の過程を問い直す（近藤 2013；佐々木・古谷 2015；古谷・近藤編 2016）ことで、ヨーロッパに現われた中央集権的な近代国家モデルを自覚的に相対化し、その領域性を批判的に再考する。たしかに、国家形成の研究が一国的な見方に立ち、国々や諸地域の交差を見逃してしまえば、国家がどのように周辺国と類似し、あるいはその編成がいかに个性的であったのか、そしてとくにヨーロッパの中世後期に、なぜ多様な統治体が生成し、それが主権国家へと変容したのかを探究できなくなる（Werner et Zimmermann 2004）。しかし、しばしば国家を論じる際に見落とされやすいことだが、支配層が公共善を政治の責務として押し出すことで、統治権力を人びとの共同体関係に深く結びつけることは、国家を問い直すにあたってとくに注意すべきことであろう。なぜなら統治権力には、特権者が自身の個別的利益を求めて共同体関係をコントロールする制度が組み込まれるからである。我われは、権力関係から国家形成を再検討することで、統治権力が団体の成員に支配への自発的な服従を仕掛ける独特な制度のあり様に着目したい。そうすることで、ただ分散した個々人や諸団体が社会的危機の際に政治の中心に寄せ集められるのではない社会的凝集性が多少なりとも明らかになるであろう。

1. 2 「礫岩のような国家」と宗教的一体性

中世の複合国家は、主権のおよぶ範囲が極めて不明確であり、王権が諸身分と協議や交渉を重ねることで、統治するのが一般的であった。諸侯や特権者、そして社団は、王の権威のもとで一定の自律性を保ちながら結びつくが、近世に入ると、地方の政治的・社会的勢力は、自身の勢力を保持しながらもネーションとして統合されはじめる。

スウェーデンの歴史家であるグスタフソンは、国家形成に関する歴史社会学の成果を積極的に導入し、近世のスカンジナビア地域の統治体を「礫岩のような国家」と定義した。彼によれば「礫岩のような国家」とは、「君主とのあいだで多様な関係をもつ自律した領域から構成される国家であり、君主もまたさまざまな領域との多様な関係のなかに自らの姿を見いだす国家」である（Gustafsson [1998] 2016: 79）。彼は、エリオットがスペイン王国の事例から考察した「複合君主政」という分析概念を捉え直し、いくつもの地域勢力がモザイクのように自立し、独自に司法や行政を担う地域の複合性に注目する。こうした研究は、後述するヴェーバーの国家概念や古典的な政治史および国制史に埋め込まれる「ナショナルなもの」の再検討を提起し、従来のナショナリズム研究にも方法と認識に大きな転換を迫っている。

しかし、我われが国家形成と軍制の関係⁴⁾から「礫岩のような国家」論を改めて検討すると、この国家モデルは、王権と特権層の封建的な互酬関係と本質的には変わらないようにみえる。すなわちそれは、封建諸侯が、契約あるいは忠誠心、そして名誉の感情にしたがって王権の危機の際に戦

場へと向かう代わりに、地域的な特権を享受するという権力関係である。佐々木と古谷は、ヴァーサ君主国が戦争経営のためにユダヤ系住民の社団に特権を認めた事例を国家の複合性のあらわれとして紹介するが、それは、平時には王権の恩恵のもとで信仰の区別なく人間集団が緩やかに統治されていても、王権がひとたび危機に陥ったときには、国王の名において服属集団を王の強権で動員するという、軍事経営体の例証のように見える⁹⁾。さらに両者は、「礫岩のような国家」には「中世の封建的な政治編成とは異なる政治的・社会的な凝集性」があると論じ、貴族や聖職者、都市上層民の「独特な権力所有の意識」に着目し、氏族的な従属関係が持続的であつ公然と正当であるという、成員間の諒解が王国のまとまりを生み出すことを示唆する（佐々木・古谷 2015: 66）。だが、この考察では、なぜ彼らが統治権力に自発的に服従するのか、彼らの団体意識のあり様が必ずしも判然としない。

服属団体が多元的にまとまる国家形態には、次のような人間集団のダイナミズムがあるのではない。すなわち、王権にしたがう地方勢力は、国家の集権化にたいして自身の特権をしたたかに保持し、自身の特権が危うくなれば、他の服属集団と協働して君主と交渉し、君主政国家の統治権力がおよぶ範囲を制限しようとする政治的なものの力動である。ここで我われが目をつけたいのは、複合国家における政治文化の性格である。グスタフソンは、共通の文化をもつ服属団体の成員は、互いを理解しあい、信頼しあう傾向があるという（Gustafsson [1998] 2016: 103）。君主政のように、王権の文化が政治的資源であり、誇りうる象徴の威力でもあるという見方に立てば（Elias [1939] 2010a）、狭義の法だけでなく、君主を中心に据える慣習や道徳、そして共同体関係に固有なものの方や感じ方も政治に作用するだろう。この意味で、統治権力にとって文化は、支配を保持するためにも、あるいは地方勢力を均衡させることで社会秩序を維持するためにも有効な道具となる。

グスタフソンは、「礫岩のような国家」の社会的な凝集性を明らかにするには、政治文化の観点から近世のフランスとスウェーデンの領土やエスニシティ、そして民衆のアイデンティティに関する綿密な調査が必要であると主張する。彼は、ルイー四世によるナント王令の廃止がもたらす「フランスの慣習」を民衆の文化的なアイデンティティの同質化の問題として論じ、カトリック信仰にもとづく宗教的な一体性に着目する（Gustafsson [1998] 2016: 105）。だが、我われは、ガリカニズムの進展のなかで国家と特定の宗派が接近したとき、フランスの宗教的な一体性が異端や異教徒にたいして排他的性格を強めたことを見落とすべきではない。信仰の同質性は、人びとの信頼と協力をうながすが、他方で同じ領域内の信仰の違いは人びとを分裂させるからである。この王令の廃止の後、フランス国は「フォンテーヌブロー勅令」によってプロテスタント信仰の外的表現を一切禁止し、外見上、すべてのフランス人をカトリック信徒にした。プロテスタントの牧師は、棄教か亡命を選択できたが、一般信徒は、出国を禁止され、改宗しか認められなかった（木崎 1997: 127-55）。グスタフソンは、政治文化をナショナルな帰属意識の問題として論じ、国家の一定の領域を信仰の個別的な性格から捉えるのである。

他方、エリオットも同様にルイー四世統治下の「フランスの慣習」に着目し、「ひとたび宗教統一が回復され、王権が世紀半ばの問題を克服すると、周辺地域をより密接に中央に結びつけることができた」（Elliott [1992] 2016: 69）と論じるが、彼の立論はグスタフソンとは異なる。エリ

オットがスペイン王国に強力な中央権力とこれまでにない宗教的画一化を見だし、政治文化からナショナルな特性を論じるのは、スペイン王国がアメリカの植民地において紛争を避けながら、多様な信仰者を容易に入植させ包摂する信仰の普遍的な性格に関心があるからであった。このアプローチは、多様な出自の者がカトリック信仰を共有することによって表明される、複合国家の共属感情に向けられた (Elliott 2009: 145-50)。

グスタフソンとエリオットが論じる複合国家の宗教的な一体性は、信仰の異なる性格に着目して考察されたものであったが、両者には共通する分析視角があった。それは、近世の複合国家が自身の統治を成功させるかどうかは、王権に服属する諸勢力がどの程度まで共通する信仰を持っているかにかかっているという、社会的な結びつきへの関心であった。

1. 3 都市ゲマインデと近代国家

複合国家論は、近世ヨーロッパのカトリシズムが血縁的ないし部族的な結合関係をゆるやかに秩序づけると論じる。そして先に触れたように、「礫岩のような国家」論は、ヴェーバーの国家の理念型が一元的な領域を前提にすると批判するが、実は彼の国家の社会学は、支配と共同体関係の広域的な類型論の成果に支えられており、それほど単純なものではない。ヴェーバーは、『都市の類型学』⁶⁾のなかで次のような中世都市への関心から国家を論じた。

中世における都市の発展は、……近代資本主義と近代国家の……成立のための最も決定的な一因子として、無視しえない重要性を持っている。(Weber [1922] 1964: 258)

ヴェーバーがヨーロッパにおける国家形成を探究するにあたって、物理的暴力の正当化とその合理的管理・運営に着目したのは、経済活動には、一定の領域内で防備と厳格な懲罰をよく整え、堅固な城壁を具えることが重要だからであった。

イタリア中世都市には、後述するシエナが示すように、独自の裁判権を集中させ、中小都市や周辺農村を包摂するモザイクのような領域性がある(清水 1975 [1987]: 73)。その領域内には、門閥の制約に抵抗するポポロ(平民)⁷⁾の団結心に支えられた運動があり、この団体意識が市民の結束をますます高め、自治を達成させた。ヴェーバーは、従来の封建的統治に対抗する運動に革新性を見出し、都市ゲマインデの理念型を構築する。彼にとって都市ゲマインデとは、法が施行される一定の領域において、定住民が市民として、もっぱら彼らのみが享受する共通の法にしたがって裁き、市民の権利が保障される自律的な政治団体である。それは、東洋には発生せず、北欧にも南欧にもごくわずかな例しかない⁸⁾。中世都市の住民は、氏族的な伝統を克服し、ひとりの市民という身分的資格から兄弟盟約を通じて集まり生産し、城砦に守られた市場で売買した(Weber [1922] 1964: 42, 77-8)。

団体の領域性からヴェーバーの国家の社会学を検討すると、彼が都市ゲマインデの分析視角をずらし、支配関係から統治体を論じたことがわかる。彼は、国家を次のように定義した。

国家とは、ある一定の領域の内部で——この「領域」という点が特徴的なのだが——正当な暴力行使の独占を(実効性をもって)要求する人間共同体である。(Weber [1919] 1980:

9)

ヴェーバーの国家の理念型で重要なのは、物理的暴力の領域性と正当性である。実際、彼は、物理的な暴力の行使が中世の氏族や都市をはじめとする多種多様な政治団体において、自らの生存や安全を守るまったく通常な手段であったことを認める。つまり統治権力は、対内的には軍事と治安を最優先する立場から成員に厳しい規律や資産の直接徴用を実行し、戦時には彼らを動員することで行動の自由や生命さえも奪う。だから市民が合法的な支配にしたがう場合、都市と国家は、定義のうえでは一見のところ区別がつかない⁹⁾。都市であれ国家であれ、彼らが統治権力に自発的に服従するのは、その要求が市民の生活感情において自ずから諒解され、権力関係が内面化されているからであった。

こうしたヴェーバーの国家の社会学を補助線にしてイタリア中世都市と近世の複合国家の社会的結合関係を比較すると、二つの統治体には、はっきりとした断絶がある。上述したように、近世ヨーロッパの君主政は、王権への忠誠や名誉の感情が賞賛される政治文化との親和性があった。ここでいう複合国家の政治文化は、信仰を共有するか、あるいは尊重することで政治的に統一された領域のまとまりに関連する。だが、ヴェーバーによれば、イタリア中世都市は、商工業の移住民による政治的・社会的な平等観によって、旧来の民族的な制約から多かれ少なかれ解放された市民が宣誓内容にしたがうことで、たとえ出自や信仰が違って互いの行為を予測可能にした¹⁰⁾。すなわち中世都市の盟約者は、自身が協定にしたがうがゆえに他の盟約者もまた必ずそうすると確信することで、自治都市で暮らすことができるのであった。

ヴェーバーは、商工業者が都市空間で封建勢力の束縛をたちきり、徴税などの合理的な統治を自発的に推し進めることで、市民という社会的地位を平準化する企てを評価する¹¹⁾。だから彼は、都市ゲマインデに、土地に根付く人びとが集まる集落以上の意味を与え、特定門閥の寡頭政治にたいするポポロの抵抗運動に民衆勢力の変革力を見いだしたのであった¹²⁾。

それでは、中世都市に定住する者たちが団体の成員として自由に盟約を結ぶことができるのなら、彼らはいつでもこの盟約を破棄し、共同体関係を自由に解消することができるのだろうか。この問いは、政治文化の制度化にかかわる主題であり、共和的自治が何に支えられ維持されるのかという中世都市の社会的凝集性の問題として次節で論じられる。

2 中世都市シエナの社会的凝集性——都市の信仰と脱宗教化

2.1 貧困と施療院

イタリア中世都市は、中小の都市とコンタードと呼ばれる周辺の農村集落を包摂する（清水 [1975] 1987: 32-3; 池上 2014: 65-7）。これらの服属団体は、一定の自立性を保ち、従属しながらも自身の支配権を維持した（齊藤 2002; 高田 2008: 66-7）。したがって、中世都市の境界は、市壁に囲まれた都市に限定されない。それは、スカンジナビア地域の「礫岩のような国家」と比較しうるモザイクのような領域性を持っていた。

本稿が扱うシエナは、1125年にコムーネ宣言をしたトスカーナ地方に位置する、16世紀中頃まで基本的には共和政を維持した自治都市である（佐藤 2001: 59; 池上 2014: 32）。シエナもフィレンツェなどの中世都市と同じように、統治権力の所在地に富を集中させるが、行政の厳密な意味での中央集権をとらない（Doumerc 2004）。シエナの社会的な結びつき方を論じるにあたって、まず当時の社会状況を概観し、そして施療院の社会的性格の変容を論じたい。

イタリアの中世都市は、経済的な繁栄から一転し、1340年代頃から深刻な社会的危機に陥った。その主な要因は、13世紀末から14世紀初頭にかけての大銀行の連鎖的な倒産や飢饉、そして1348年のペストであった（Delumeau et Heullant-Donat 2002: 246-8）。ペストの惨禍は、シエナの人口の三分の二を奪い、その後幾度も繰り返される（池上 2014: 37）。当時の深刻な社会的危機は、都市そのものの存続を脅かし、市民の不安は絶大であった（Boucheron 2013）。

シエナでは、商業と金融業が自治都市の領域を越境し、商工業者の社会的地位を上昇させた一方、自治都市に財政的に従属する農村民は、構造的な貧困の下にあった（田中 1995）。不在地主の拡大は、自作農を小作農にし、貧困と生活の不安を日常化させていく。しかも、都市貴族が投機目的から穀物を貯蔵し、それが天災と重なる場合、農村地域や都市の労働者層の飢餓が頻繁化した。自治都市の条例の一部は、農民の生活利益のためにあるが、実際は、地主層の利益を守り貧困を再生産する¹³。前述したように、ヴェーバーが特定門閥に抵抗するポポロに変革力を見いだしたのは、商工業者の自発的な奉仕を自治都市の美德とみなしたからであった。

中世の貧困は、社会秩序の危機を生み、不安を掻き立てたが、他方で、貧者のうちにキリストが宿するという信仰のもと、教会の慈善事業が助けや保護なしでは生きられない弱者を救済した（Castel [1995] 2012: 24-31）。中世の慈善施設である施療院は、巡礼者や生死の境に生きる貧者、捨て子が受け容れられ、彼らの飢えを満たすだけでなく、多少の看護が施される施設として12世紀頃から増加する（Castel [1995] 2012: 33-40; 東丸 1983: 162-3）。シエナでは、11世紀に聖堂参事会がサンタ・マリア・デッラ・スカラ施療院を設立したが、1433年にその経営や管理は、自治都市の下におかれた（Muzzarelli 2014: 242）。このマリアの名をもつ施設は、信仰者の奉仕と富裕層の遺贈や寄進にみられる慈愛のネットワークを活用し、今日のような病院というよりもむしろ、社会的弱者を保護する福祉施設の役割を果たし、トスカーナ地方の各地に小規模な施療院を建設する（池上 2014: 218-28）。いわばこの施療院は、シエナの福利と栄誉をあらわすとともに、シエナ市民全体の慈愛と富の象徴であった。

俗人の慈善活動は、富者の原罪の贖いとして中世をとおして見られた。富者は慈善行為によって自身の精神的な救済のために徳を積み、貧者は慈悲にもとづく施しを受け入れることで救われる。だが、自治都市の行政的な管理下にある慈善施設の活動は、公共善の実現を意識するだけに、貧民救済という善行が富者と貧者をともに救うという取引にも似たキリスト教的な慈愛を、雄弁術によって脱宗教化するプロセス（Cammarosano 2000: 437-8）に巻き込んでいった。

聖なる貧民から都市の貧民への認識の転回は、ポポロによる公平な徴税（ダツィオ）の制度化に支えられた、富の再分配による社会保護に見いだすことができる。都市行政と施療院が連携する慈善事業は、前述した貧者を再生産して止まない社会問題にたいする救貧政策の企てであり、それは、

市民の生活が満たされることをめざす政治的な統治技法と定義できよう。統治権力は、市民の暮らしに働きかけ、彼らの情動の制御を目的にするのだが、その介入が社会的危機に際して、宗教から少しずつ離れ自律しはじめるのが、まさにこの中世末期であった。

2. 2 軍事的団結と守護聖人の崇敬

定住民の団体意識において無視すべきでないもうひとつの要因が、通常的手段では対抗し得ない強力な外敵にたいする軍事的な団結であった。シエナの場合、敵は隣国のフィレンツェであった。一般に、一定の領域内で互いに異なる勢力が結束するには、成員に共通の心理的基盤が必要である。戦争などに直面し自身の生存が危機に陥る場合、市民は、自己防衛のために同胞と連帯し、都市の秩序を守る方針を互いに諒解することで共属意識を強めるからである。1260年のモンタペルティの戦いでは、フィレンツェにたいするシエナの圧倒的な劣勢は明らかであった。しかし、戦況は次第に好転してゆく (Persons 2004: 4-5)。我われに興味深いのは、この都市の危機の際に、戦況を客観的に判断し防衛するだけではない、いわばシエナ市民の団体意識を同質化させる別の正当性の根拠が混入しはじめたことである。それが守護聖人への崇敬であった。ここでは、守護聖人の統合機能を扱い、戦争の脅威に迫られた統治権力が都市を防衛するために再生産する市民の結びつきを考察する。

自治都市は、これまで司教が担っていた世俗的な権力を分離させ、大聖堂を建設するなど、司教座聖堂を管理する過程で守護聖人の顕彰を掌握していった (Webb 1996; 三森 2008)。シエナでは、12世紀中頃から大聖堂の建設がはじまるが、モンタペルティの戦いの頃に完成した大聖堂に安置される恩寵の聖母マリア像の超自然的な支援が、軍事的勝利をもたらしたと信じられた (池上 2014: 419-21)。シエナ市民は、8月中頃の聖母被昇天の祝祭に、マリア像への崇敬を宣誓した服属都市や農村集落の住民とともに宗教的行列に参加することで、互いの緊密な関係を再確認した (Persons 2004: 109; 池上 2014: 378-9, 419)。定住民たちは、守護聖人を崇敬し、祝祭や儀礼に参加することで世俗的な価値と楽しみを混ぜ合わせ (清水 1993: 135-44)、周辺農村に残る固執で呪術的な拘束や旧来の氏族の倫理的規範とは異なる身ぶりを、見よう見まねで少しずつ学んでいく。こうした実践によって、シエナのマリア像は、次第に定住民を都市の中心に結集させる。この意味でシエナのマリア像への崇敬は、キリスト教的な精神を土台にした都市の団体意識のひとつの根拠と捉えることができる¹⁴⁾。

シエナ市民の守護聖人への崇敬に特徴的なのは、古代ローマ・ギリシアの習俗のように氏族で共有される祖先崇拜とは異なり、血縁によるのではなく、個人的な敬神の念によって社会的な結びつきが正当化されることにある。すなわち、シエナの守護聖人は、一方において成員が自らの自由意志から選択する都市の象徴であるが、他方では成員がシエナに生まれ、マリアの祝祭や宗教的行列に慣れ親しんだか、あるいはマリア像への崇敬を教え込まれることで団体意識を内面化する都市の権威でもある。だが、領域内の定住者が、自らの自由意志であれ、習慣であれ、マリア像にシエナという自治都市の中心を託したことに変わりはない。戦争の際に同胞を結集させるには、実は、物理的な暴力の独占では十分ではなく、市民の団体意識を特定の価値に方向づける守護聖人のような、心理的な威力を集中させる仕掛けが重要であった。

さらに、崇高な権威がシエナの中心にあることは、シエナに服属する中小都市や周辺農村の市民の忠誠心をほとんど思うままにコントロールできることをも意味する。そもそもシエナは、周辺農村の大多数にとって故郷ではなく、異郷ではなかったか。この中世都市の守護聖人への崇敬には、前節で論じた近世の複合国家の宗教的な一体性と比較しうる統合機能が見出される。つまり、統治権力は、一定の領域内の市民の信仰あるいは信念をひとつにすることで、すべての市民を公共善に自発的に服従=奉仕するように導くのである。

しかしながら、我われは、シエナの社会的凝集性についての誤解を避けるために、守護聖人への崇敬を基盤とした宗教的な統治技法と、貧者を救済し管理するために社会保護を実行する政治的な統治技法との関係についていくつか留意する必要がある。中世都市の統治にあって、宗教と政治は、未分化のままの状態にあった。ペストが人びとを襲ったとき、一般にカトリック教会や各宗派の活動が施療院とともに対処していた。シエナでは、施療院の運営に見られるように、世俗的な自治行政と、隣人愛あるいは慈愛の精神で結ばれたシエナ市民が協働して、貧窮、病い、老い、孤独に対処し、人びとの生存を支えた。

たしかに、ヴェーバーが論じるように、キリスト教の普遍的な原理は、氏族の紐帯や周辺農村の呪術的な因襲から個々人を解放し、都市の政治的・経済的中心に結集させるには効果的であった。けれども、当時のシエナにおける共同体関係の美德に注目すると、シエナ市民の社会的凝集性には、必ずしもキリスト教的な精神だけに、彼らの共存を実現可能にする素因があったわけではないことがわかる。シエナの規範体系を把握するには、市庁舎の「ノーヴェ（執政九人衆）の間」に描かれる、「善性と悪性の寓意と効果」というフレスコ画の考察が有用である。この著名な作品は、市の要請に応じて、ペストがシエナに到来するおよそ10年前の1337年から1339年のあいだにロレンツェッティによって描かれた（池上 2014: 3-15）。

「善き統治」のフレスコ画が描くシエナの都市空間は、古典古代から引き継いだ平和を享受しながら公共善に奉仕する市民の美德に支えられている（Skinner 2003）。この美德には、市民がさまざまな希望を混ぜ合わせながら、意志と信念をひとつにして現実の苦難をともに克服するという共同規範が託されている。ブシュロンによれば、この美德のアレゴリーは、政治思想史の研究が論じるような、市民が全会一致するという幻想や、圧政者が自らを正当化するイデオロギーではなく、砂時計や鉋などの道具に表現される、共和政の理想が当時の実状に沿って描かれているという（Boucheron 2005: 1165-8）。砂時計は、時間をコントロールする合理的な思考能力と節制をあらわし、他方の鉋は、本来、表面を仕上げるために突出部分を削り落とす道具であるが、その側面には和合を意味するConcordiaが記されている。これまでの研究によれば、鉋は、大地に降りた美德を表象する女性のひざの上にあることから、現世あるいは世俗における社会条件の平準化の道具を意味すると論じられる。フレスコ画が作成された時期の社会状況を考察すると、この鉋は、ポポロが貴族の免税などの特権を廃止した公平な徴税を暗示するという（Boucheron 2013: 63-4）。

鉋が描写する公平な徴税は、都市行政による持てる者から持たざる者への強制的な富の移転であり、ヴェーバーが着目した中世都市の共和的な変革力の結果のひとつであった。施療院の管理に見出される財政の合理化と富の再分配は、個別的な利益に超越する統治権力による略取の仕組みであ

る。この意味で、中世都市で構造化された貧困は、もはや人びとの自主自律だけでは対処できないゆえに、都市を守るには物理的暴力を正当に独占した統治権力の介入が不可欠であった。ここに我われは、国家行政が成立する画期を見出すことができる。中世末期のシエナ市民は、〈良き市民〉として、慈善事業が代表する公共善にたいして公平に責任を負うべきであり、それを拒む場合、統治権力の強制によって徴税が正当化されるのであった。中世末期のシエナの社会的凝集性は、強力な統治権力を背景に持つ、キリスト教とは別の形で定住民を都市の中心につなぎとめる心理的な結束であったといえることができるだろう。

おわりに

歴史社会学の試みは、長期的な視座から社会変動の推移を観察し、多くの複雑な命題を組み合わせた理念型を導入することで、限定した問いに答えることをめざす。こうした方法を採用する本稿を結ぶにあたって我われは、まずヴェーバーが提起した近代国家のテーマに立ち戻り、中世都市と近世の複合国家の領域性の類似点と相違点を振り返りたい。

ヴェーバーの国家の理念型には、ある一定の領域性と正当な支配関係が含意されていた。しかし、彼の国家の社会学に彼の中世都市論を導入すると、統治権力の範囲は、必ずしも一元的な領域ではなく、多様な諸勢力が政治的中心に集まる複合的な領域であることがわかる。しかも、長期的な視座から国家形成を考察すれば、統治権力による物理的暴力の独占には留保が必要であるとしても、その合理的な管理・運営、そして行使を予測可能にする形式的な法の自立は、国家や自治都市がめざす共通の課題であった。我われは、都市ゲマインデと近代国家の統治技法を安易に同一視するつもりはないが、それでもシエナが都市の危機の際に試みた、市民の公共善への自発的な服従=奉仕を制度化する企てを、統治機構の脱宗教化という近代国家と共通する特徴として理解することができる。それは、統治権力の観点から見れば、法と政治が宗教の原理（ここではキリスト教）から離れ自律する過程であり、共同体関係の観点から見れば、習俗の穏和化であるといえよう。つまり、シエナの中世都市には、カトリック教会を媒介することなく、人びとが直接公共善の恩寵に触れる兆候が見いだせるのである。だが、この国家形成の過程は、宗教的なものの衰退を意味しない。中世都市と近世の複合国家においては、統治権力と、信仰にも似た共同規範とが協働して社会的なまとまりを維持しようとしており、それは宗教的なものが政治化することを意味した。

中世都市と近世の複合国家の領域性に注目すると、この二つの統治体は、共和政と君主政という違いがあっても、両者には領域の多元性という共通点があった。他方、民族的な紐帯からの離脱を徹底しなかった後者に比べると、前者のイタリア中世都市には、特定門閥の儀礼的な絆を少しずつ解体させ、都市の権威によって市民という地位を平準化させる相違点がある。しかし、この二つの複合的な領域には、同じように共同体関係を維持する結束の仕掛けが見出されたことは無視すべきではない。

シエナの場合、呪術的・門閥的な諸制約の影響が薄らいだ市民を公共善へと導くのは、慈善事業における慈愛の精神や守護聖人への崇敬による美徳の実践であった。この実践が有徳な市民を政治的中心に結集させるとすれば、中世末期のシエナの政治文化は、宗教と政治を異なる次元に分け、世俗的な美徳を都市に普及させることで多様な人間集団の和合を図り、市民が同意にもとづいて共

存しうる都市空間の政治的・社会的安定を支えはじめていたといえよう。だが、統治権力は、市民が世俗的な美德を実践することで危機に対処しようとすればするほど、ますます法令や条例によって、この共同規範をさらに浸透させるべく制度化せざるをえない。そしてこの共同規範は、背後に強制力がなければ機能しえないゆえに、もはやシエナの政治は、規範と区別がつかなくなっていく。こうした市民の意に反して再生産される政治文化の特性が、ヴェーバーの国家の社会学と都市論を接合することから得られる知見であった。

本稿の考察にしたがえば、統治権力が一定の領域内で、行政機構によって個々人の自発性を管理し、象徴によって諸勢力を懐柔することで成員の団体意識を結晶させるのが、中世都市と近世の複合国家の比較から我われが把握できる社会的凝集性の一般的性格であったといえよう。

【注】

- 1) 本稿は、2015年度の「釜山」共同研究プロジェクト（大阪市立大学都市文化研究センター・釜山大学校民族文化研究所）の成果の一部に大幅な加筆修正をしたものである。
- 2) 学説史から見れば、国家形成とは、中世から近代にいたる軍事的・行政的機関が正当な物理的暴力の行使や強制的な徴税によって、国家が独自の自立的能力を備える過程である（佐藤 2014; 66-76）。
- 3) 複合国家論の研究として、（古谷・近藤編 2016）と『プロジェクト研究（早稲田大学総合研究機構誌）』10号、2015年を参照。
- 4) エリアスやヒンツェによれば、中世の国家は、領土を拡大し、平和と権威を生みだす軍制の変化と絡みあいながら、秩序を維持する（Elias [1939]2010b; Hintze [1906] 1991）。グスタフソンは「礫岩のような国家」を考察するなかでティリーの研究を引用し、中世以来の国家形成は軍の整備と切り離せないと論じる。
- 5) グスタフソンによれば、近世の民衆生活にとって中央権力は、近代に比べてそれほど意味のあるものではないが、「礫岩のような国家」においても権力国家や官僚化、中央集権化の傾向がある（Gustafsson [1998] 2016: 110）。
- 6) ヴェーバーの都市論は、1921年に「都市、一つの社会学的研究」というタイトルで雑誌に発表され、彼の死後、『経済と社会』の第9章第7節に「都市の類型学」と改題されて掲載された。近年、わが国では彼の都市論への関心が高まっており（相澤 2013; 小笠原 2006）、フランスでも同著の新訳が2014年に刊行され、彼の社会学的発想が最近のグローバル・ヒストリーの方法を先取りしていると論じられる（Sintomer 2014: 236, 242）。
- 7) ポポロとは、12世紀頃から経済力を得た商人や手工業者たちが組織した政治団体である（齊藤 2002）。
- 8) ヴェーバーの比較都市論は、政治制度と共同体関係に焦点を当てる（田中 1986: 12-3; 小路田 2009: 235-42）。
- 9) ヴェーバーにとって、国家とは何よりもまず「アンシュタルト」である（雀部 2006: 31）。ヒンツェは、ヴェーバーが論じる団体の諒解関係を、集団心理に触れる重要な国家の社会学の主題であると論じる（Hintze [1926] 1991: 46-7）。
- 10) ヴェーバーは、イタリア中世都市の「非正当的な支配」の発生に多大な関心を払う。このタイプの支配は、伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配にたいする、もうひとつの理念型である（Sintomer et Gauthier 2014）。
- 11) だが、従来研究には、ヴェーバーが都市のコミュニケーション運動の革新性を誇張しすぎるという批判がある（相澤 2013: 2）。
- 12) シエナのポポロは、1210年にはじめて成立する。1236年にポポロと貴族の混合政体が成立し、13世紀末に都市コムネはポポロに吸収される（池上 2014: 22）。
- 13) 14世紀中頃のシエナ領の周辺農村では、小作人は土地所有者の立会いで麦の収穫し折半するか、土地所有者が来ない場合、役人の立ち会いが義務づけられた（清水 [1975] 1987: 160）。
- 14) フィレンツェと他の戦い（1479年の「ボッジョ・インベリアーレの戦い」と1526年の「カモッリーアの戦い」）の勝利も聖母マリアの力添えによると信じられた。

【文献】

- 相澤隆, 2013, 「ヴェーバーの都市論と近年のドイツ中世都市論」『Odysseus』18, 1-8.
 Badie, Bertrand et Birnbaum, Pierre, [1979] 1983, *Sociologie de l'État*, Paris : Hachette. (=

- 2015, 小山勉・中野裕二訳『国家の歴史社会学 再訂訳版』吉田書店.)
- Boucheron, Patrick, 2013, *Conjurer la peur. Sienne, 1338. Essai sur la force politique des images*, Paris : Seuil.
- , 2005, « "Tournez les yeux pour admirer, vou qui exercez le pouvoir, celle qui est peinte ici". La fresque du Bon Gouvernement d'Ambrogio Lorenzetti », in *Annales, Histoire, Sciences Sociales*, 2005/6, 60e année, 1137-99.
- Bourdieu, Pierre, [1977] 2001, « Sur le pouvoir symbolique », in *Langage et pouvoir symbolique*, Paris : Fayard, 201-11.
- , 2012, *Sur l'État. Cours au Collège de France 1989-1992*, Paris : Seuil.
- Cammarosano, Paolo, 2000, « L'éloquence laïque dans l'Italie communale (fin du XIIIe-XIVe siècle), in *Bibliothèque de l'école des chartes*, tome 158-2, 431-42.
- Castel, Robert, 1995, *Les métamorphoses de la question sociale : une chronique du salariat*, Paris : Fayard. (=2012, 前川真行訳『社会問題の変容——賃金労働の年代記』ナカニシヤ出版.)
- Déloye, Yves, [1997] 2007, *Sociologie historique du politique*, Paris : La Découverte. (=2012, 中野裕二監訳, 稲永祐介・小山晶子訳『国民国家 構築と正統化——政治的なものの歴史社会学のために』吉田書店.)
- , 2014, « La sociologie historique de l'État de Pierre Bourdieu au prisme de la sociologie historique comparée : de quelques paradoxe et décalage », in *Swiss Political Science Review*, 20(1), 14-8.
- Delumeau, Jean-Pierre et Heullant-Donat, Isabelle, 2002, *L'Italie au Moyen Âge. Ve- XVe siècle*, Paris : Hachette.
- Doumerc, Bernard, 2004, *Les communes en Italie. XIIe-XIVe siècle*, Toulouse : Presses Universitaires du Mirail.
- Elias, Norbert, 1939, *Über den Prozeß der Zivilisation : soziogenetische und psychogenetische Untersuchungen*, Basel : Haus zum Falken. (= [1977] 2010a, 赤井慧爾・中村元保・吉田正勝訳『文明化の過程上 ヨーロッパ上流階層の風俗の変遷』法政大学出版局 / = [1978] 2010b, 波田節夫・溝辺敬一・羽田洋・藤平浩之訳『文明化の過程下 社会の変遷/文明化の理論のための見取図』.)
- Elliott, John H., 1992, "A Europe of composite monarchies", in *Past & Present*, 137. (=2016, 内村俊太訳「複合君主制のヨーロッパ」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社, 55-78.)
- , 2009, « Contrastes d'empire : l'Espagne et l'Angleterre en Amérique », in *Le Débat*, n° 154, 141-56.
- Gustafsson, Harald, 1998, "The Conglomerate State : A Perspective on State Formation in Early Modern Europe", in *Scandinavian Journal of History*, 23. (=2016, 古谷大輔訳「礫岩のような国家」古谷・近藤編『礫岩のようなヨーロッパ』, 79-115.)
- 東丸恭子, 1983, 「西欧中世における救済施設・施療院の系譜」橋口倫介編『西洋中世のキリスト教と社会 : 橋口倫介教授還暦記念論文集』刀水書房, 161-77.
- Hintze, Otto, [1906] 1991, « Système politique et système militaire », in *Féodalité capitalisme et État moderne. Essai d'histoire sociale comparée choisis et présenté par Hinnerk Bruhns*, Paris : Editions de la Maison des sciences de l'homme, 51-84.
- , [1926] 1991, « La sociologie de Max Weber », in *Ibid.*, 35-50.
- 池上俊一, 2014, 『公共善の彼方に——後期中世シエナの社会』名古屋大学出版会.
- 木崎喜代治, 1997, 『信仰の運命——フランス・プロテスタントの歴史』岩波書店.
- 小路田泰直, 2009, 「マックス・ヴェーバー社会学の歴史学的考察」小路田泰直編『比較歴史社会学へのいざない——マックス・ヴェーバーを知の交流点として』勁草書房, 218-51.
- 近藤和彦, 2013, 「礫岩政体と普遍君主 : 覚書」『立正史学』113, 25-41.
- 三森のぞみ, 2008, 「教会と聖人崇敬」齊藤寛海・山辺規子・藤内哲也編『イタリア都市社会史入門

- 12世紀から16世紀まで』昭和堂, 166-85.
- Muzzarelli, Maria Giuseppina, 2014, 大黒俊二・中谷惣訳「中世末のイタリアにおける貧困への対処」塚田孝他編『近世身分社会の比較史：法と社会の視点から』清文堂出版, 237-59.
- 成瀬治, 1988, 「近代国家」形成をめぐる諸問題——「等族制」から「絶対制」への移行を中心として』『絶対主義国家と身分制社会』山川出版社, 3-60.
- 野上元, 2015, 「社会学が歴史と向き合うために——歴史資料・歴史表象・歴史的経験」野上元・小林多寿子編『歴史と向き合う社会学——資料・表象・経験』ミネルヴァ書房, 1-21.
- 小笠原眞, 2006, 「マックス・ヴェーバー都市論の再検討——なぜ社会学者はこの研究を不当に無視してきたか』『人間文化』第21巻, 336-19.
- Persons, Gerald, 2004, *Siena, Civil Religion and the Sienese*, Aldershot Ashgat.
- 雀部幸隆, 2006, 「ヴェーバー国家論の基底」『相山女学園大学研究論集 社会科学篇』37, 25-57.
- 佐々木真・古谷大輔, 2015, 「フォーラム 近世史研究の現在と「礫岩のような国家」への眼差し」『西洋史学』257, 58-68.
- 齊藤寛海, 2002, 『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館.
- 佐藤眞典, 2001, 『中世イタリア都市国家成立史研究』ミネルヴァ書房.
- 佐藤成基, 2014, 『国家の社会学』青弓社.
- 清水廣一郎, [1975] 1987, 『イタリア中世都市国家研究』岩波書店.
- , 1993, 『中世イタリア商人の世界——ルネサンス前夜の年代記』平凡社.
- Sintomer, Yves, 2014, « Postface. De Max Weber à l'histoire globale », in Max Weber, *La ville*, Paris : La Découverte, 233-51.
- Sintomer, Yves・Gauthier, Jérémie, 2014, « Les types purs de la domination légitime : forces et limites d'une trilogie », in *Sociologie*, 2014/3 (vol.5), 319-33.
- Skinner, Quentin, 2003, *L'artiste en philosophe politique. Ambrogio Lorenzetti et le Bon Gouvernement*, Paris, Raisons d'agir
- 高田京比子, 2008, 「支配のかたち」, 齊藤・山辺・藤内編『イタリア都市社会史入門』, 51-69
- 田中豊治, 1986, 『ヴェーバー都市論の射程』岩波書店.
- 田中峰雄, 1995, 「中世都市の貧困観」『知の運動：十二世紀ルネサンスから大学へ』ミネルヴァ書房, 527-73.
- Tilly, Charles, 1975, “Reflections on the History of European State-Making”, in Charles Tilly ed., *The Formation of National-States in Western Europe*, Princeton : Princeton University Press, 3-83.
- Weber, Max, 1919, *Politik als Beruf*, Berlin : Duncker & Humblot. (= [1980] 2015, 脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店.)
- , 1922, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen : J.C.B. Mohr. (= 1964, 世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社 / = 2014, traduit par Aurélien Berlan, *La ville*, Paris : La Découverte.)
- Webb, Diana, 1996, *Patrons and defenders : the saints in the Italian city-states*, London and New York: Tauris academic studies.
- Zimmermann, Bénédicte et Werner, Michael, 2004, « Penser l'histoire croisée : entre empirie et réflexibilité », in *De la comparaison à l'histoire croisée*, Paris: Seuil, 15-49.

大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター研究員

いねなが ゆうすけ

yuinenaga@gmail.com

Political Culture of the City and the State : A Historical and Comparative Sociology of Social Cohesion

INENAGA, Yusuke
yuinenaga@gmail.com

This article aims at examining political culture, by comparing the *ideal types* of the “medieval autonomous City” and of the “composite State” in the framework of Weberian political sociology. In the Middle Ages and the early modern period, the City and the State have no definite territories, but they keep a dominant power in certain domains. However, adopting our hypothesis, would it not be possible to explain their field of action through an analysis of the activities of the governmental power as bound to culture? By considering political culture as a normative system – attitude, sensitivity and way of thinking about politics –, that function within social life, our study of a historical and comparative sociology tries to shed light on a political culture in an approach to an institution aimed at “voluntary obedience” to the domination.

We first expose a recent trend in the Japanese studies of the “composite State” in the early modern period. We are trying to consider the “conglomerate State” as a possible approach of the construction of the State. We then attempt to connect Weber’s concept of the State with his other concept of the medieval autonomous City to deepen his perspective of a domain of authority. As a paradigmatic example of this theory, we finally devote our work to the social functions of the cult of a patron saint associated to a hospital in Siena. We distinguish the religious unity of the “composite State” from the system of secular norms of the “medieval autonomous City”. In conclusion, we characterize social cohesion as a link between the citizen’s consciousness of Bodies and the laicization of governmental art.

Keywords : medieval City, governmental power, consciousness of Bodies

「間断のある移行」の輪郭

上原 健太郎

はじめに

本稿の目的は、沖縄の若者の「学校から仕事へ」の移行パターンの輪郭を示すことである。その移行パターンは、戦後の日本社会において「当然視」されてきた移行のあり方とは異なる、もうひとつ別の移行パターンである。

1960年代の高度経済成長期から1980年代にかけて、新規学卒者（以下、新卒者）が「学校から仕事へ」と間断なく移行していくこと＝「間断のない移行」が日本社会に定着した（菅山 2011；中村 2014）。そして1990年代以降、若年労働市場とそれを取り巻く社会状況の変化を背景に、これまで「当然視」されてきた「間断のない移行」そのものが揺らぎ始めた。すなわち、学卒後すぐに仕事の世界へと移行しない／できない若者の増加である（本田 2005）。フリーターや若年失業者、新卒無業者がその典型であることは周知の事実だろう。こうした事態に対し、さまざまな角度から多くの議論が蓄積されてきた。

しかしながら、「間断のない移行」という「正規ルート」が揺らいだとはいえ、ただちにそのルートが崩壊したと結論づけることもやはり早計である。なぜなら、依然として、大多数の新卒者が学卒後すぐに就職していくからである。例えば次の中村高康（2014）の指摘をみてみよう。中村は、学卒後から最初の正規雇用に到達するまでの移行期間に着目し、「間断のない移行」の部分的な変容という現状認識を示したうえで、ある特定の地域と比較した場合、従来の移行パターンが現在も「ある程度」は維持されているのではないかと述べている。そこで比較対象として取り上げた特定の地域とは、沖縄である。

沖縄については全く違う動きとなっているので別に表示してみたが、逆に沖縄から見れば日本の平均的移行のパターンはある程度は維持されているようにも見える。（中村 2014: 57）

本稿にとって重要なのは、沖縄からすれば「日本の平均的な移行パターン」が現在も維持されているように「見える」こと、そして、沖縄の移行パターンがその「平均」から距離があることを結果的に示した点にある。もう少し具体的に、沖縄の移行パターンの内実についてみていこう。

中島ゆり（2007）は、労働政策研究・研究機構が2005年10月～11月に実施した「大学生のキャリ

ア展望と就職活動に関する実態調査」の集計結果をもとに、大学生の就職活動をエリア別に検討した。そこでは、大学所在エリア別の職業意識に関する分析が行われており、「何が何でも正社員として就職したい」は男女ともに沖縄で低く、とくに女性で低くなっている点を明らかにしている。また、企業で人事面接を受けた時期の累積率をエリア別に示し、大学4年生の12月時点で人事面接を受けた者の割合が沖縄では5割を超えていないことにも触れている。これらの結果を踏まえて中島は、「沖縄では、ほかのエリアとは異なる就職プロセスが存在していると予想される」（中島 2007: 93）と述べている。

沖縄の若者が「平均」から程遠い移行パターンを歩むという特徴は、学卒後の無業率の高さからものはっきりと確認できる（上原 2014）。さらに、学卒後すぐに正規就職を達成したとしても、それが長期継続勤務につながるとは言いきれない。なぜなら、後に詳述するように、学卒年齢にあたる10代後半から20代前半の失業率が、沖縄の場合、全国平均と比べて突出して高いからである。つまり、学卒後すぐに正規就職を達成したとしても、しばらくの期間を経て失業状態に置かれる者が一定程度存在すると思われるのだ。理論経済学者である新豊直輝（2007, 2008）は、失業のフロー分析を手掛かりに、沖縄の労働力移動の特徴を〈高移動・高失業〉と位置づけた。それは、職を失う可能性が高く、新たな失業が多く発生するが、失業しても再就職しやすく、新規の就職者の数も多い状態を指す。その指標として、沖縄の離職率と就職率の高さをあげている（新豊 2007: 88）。そのうえで、新豊は、日本全国と沖縄の労働市場を比較し、新卒採用や終身雇用といった日本的雇用慣行システムを基盤にした全国との違いを次のように表現した。

このような日本の労働市場の構造を見てみると、沖縄とは対極的と言うことができるだろう。不安定な質の低い雇用のもと労働移動が激しく高失業である沖縄。それに対して、日本では、安定雇用と年功賃金による生活改善が保障されている良質の雇用制度があり、失業率が低い水準にとどまってきた。（新豊 2007: 92）

新豊の指摘は、先の中村の主張を労働市場や労働力移動の観点から言い換えたものとして理解可能である。加えて、新豊の議論で見逃せないのは、〈高移動・高失業〉の背景として、中小零細企業中心の産業構造が指摘されている点だろう。つまり、中小零細といった企業経営力の脆弱性が沖縄の人々の高い労働力移動を生み出している、という説明である。産業構造と雇用環境、及び沖縄の若者の移行パターンとの関連性については別稿で改めて論じる。

こうした沖縄の雇用慣行に関する諸特徴をより明確に、「一つのモデル」として提唱したのが矢野昌浩（2003）である。矢野は、雇用失業統計の各指標を参照しつつ、沖縄を「極値県」とし、その社会を「オキナワ型雇用社会」と称した。矢野によればその特徴は主に次の3点である。①サービス業中心・中小企業主体の産業構造。②雇用の流動性を前提にした人事慣行・職業意識。③労働市場の二極構造。①と②は先の新豊の指摘と重なる。③に関しては、中小零細企業中心の労働市場であるがゆえに、官公庁中心の狭隘な労働市場との溝が大きくより深いものとなること、それは学歴などの階層構造の問題と直結するというものである。ここからは、中小零細セクターへと参入す

る非大卒と、官公庁中心の狭隘な公的セクターに参入する大卒者という「学歴間比較」の視座が得られるが、この点についても別の機会で論じる。

以上の研究動向からも明らかなように、沖縄の若者の「学校から仕事へ」の移行は、「間断のない移行」といった「日本の平均的な移行パターン」から程遠く、まさに独自のパターンとして把握可能なものである。とくに、〈高移動・高失業〉を特徴とする頻繁な職業移動の側面は、多くの論者によってその独自性が強調される際に繰り返し言及され、参照されてきたとあってよい。一方で、頻繁な職業移動が強調されればされるほど、従来の研究がさほど関心を払ってこなかった別の側面にも気づかされる。それは、頻繁な職業移動がいつまで続くのかという問題である。その点、先の新豊や矢野の論考において、頻繁な職業移動が若年層に顕著であることが示されている点は看過できない。つまり、若年層に顕著とするその主張には、同時に、ある年齢段階にさしかかるとその頻繁な移動が落ち着き始めるという含意がある。しかしながら従来の研究は、頻繁な職業移動を強調するあまり、その移動の「落ち着き」に十分に関心を払ってきたとは言い難い。唯一、沖縄の若者の移動の「落ち着き」に言及したのが日本労働研究機構（2000）だろう。そこではさまざまな指摘がなされているが、学卒時に定職につかなかった者に関する質問紙調査の分析結果が興味深い。

質問紙調査の目的は、沖縄県において学校教育機関卒業後、定職につかなかった若者がどのような就業行動をとっているかを把握することにあつた。その結果基本的には、離転職を繰り返しながらも加齢に伴って、無業者から正社員へ、非正社員から正社員へと正社員化が進行することがわかった。（日本労働研究機構 2000: 40）

加齢による正社員化という知見は、まさに移動の「落ち着き」に関するものであり、本稿の関心もかかる知見に多くを負っている。ただし、日本労働研究機構の調査報告にはいくつかの点で限界がある。まず、県内の各種学校の卒業名簿（1988年度、1992年度、1995年度）を取りあげ、卒業後の進路が空欄であった者を調査対象としており、サンプルが限定的であること（有効回答者427人）。先述したように、学卒後すぐに正規就職を達成したとしても、それが長期継続勤務につながるとは言いきれないことから、進路未決定者だけでなく、進路決定者も対象に含める必要がある。また、調査が1999年度に実施されており、2000年代以降の労働市場に参入した若者の移行過程が把握できない。加齢による正社員化という側面は、1999年度から15年以上経過した今日においても同様に指摘できるのか。

こうした先行研究の限界を踏まえつつ、本稿では、沖縄の若者の「学校から仕事へ」の移行パターンの輪郭を描くことを目指す。頻繁な職業移動が具体的にどの年齢段階まで続き、それがいつ頃から落ち着き始め、またその「落ち着く」がいかなる状態にあるのか。こうした作業を経ることにより、「日本の平均的な移行パターン」から程遠いとされる沖縄独自の移行パターンの輪郭がより明確になるだろう。

1 30歳前後で「落ち着く」

上記の課題に応えるために本稿が用いるデータは、『国勢調査』の労働力状態に関する基礎的なデータである。図1は、全国と沖縄の完全失業率（以下、失業率）の推移を示したものである。失業率とは、労働力人口に占める完全失業者の割合を指す。全国の失業率は、1980年代のバブル経済から1990年代以降の経済状況の悪化を物語るかのように上昇し、2015年に若干の下降をみせている。沖縄も同様の動きをみせているが、全国の2倍近くの値で推移している点にその特徴がある。こうした傾向は、男女別でも同様に指摘できる（省略）。

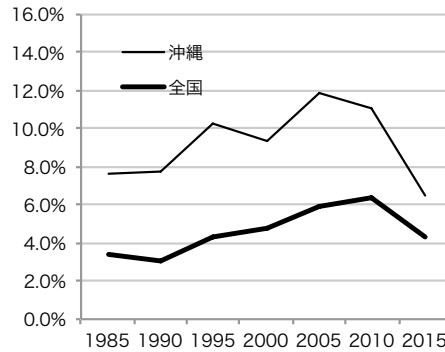


図1 完全失業率

次に、失業率の推移を年齢階級別で検討する（図2・図3）。全国をみると、10代後半が5～15%程度で推移し、20代後半、30代と年齢を重ねるにつれて徐々に下降していく。それに対し沖縄は、10代後半の失業率が全国平均の3倍程度で推移している点に特徴がある。また、20代後半、30代と徐々に失業率が下降しているという点で全国と同様の動きをみせつつも、年齢が下るにつれて全国平均との差が縮まっていく点に最大の特徴がある。つまり、年齢を重ねていく過程で、失業率が下がり、何らかのかたちで職業移動を落ち着かせている状況が確認できるのだ。こうした傾向は性別で検討しても同様である（省略）。なお、全国と沖縄のいずれにおいても、2015年の値が他の年に比べて低いが、本稿では言及するに留める

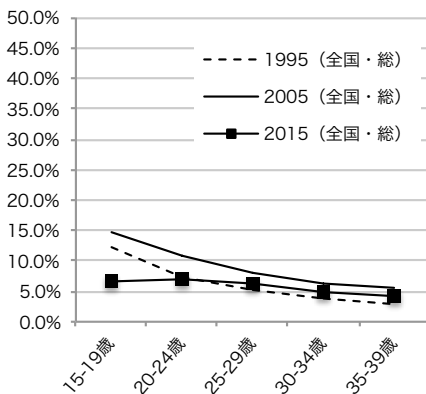


図2 年齢階級別完全失業率 (全国)

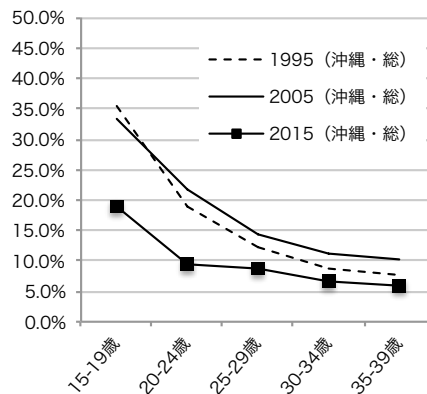


図3 年齢階級別完全失業率 (沖縄)

以上をまとめると次のようになる。〈高移動・高失業〉を特徴とする沖縄の若者との頻繁な職業移動は、10代後半から20代と限定的であり、30代になるとその特徴は後退し、全国平均とさほど変わらない水準にまで落ち着く。すなわち、沖縄の若者たちの多くは、学卒後しばらくは職業移動を頻繁に繰り返し、30代を境にその移動を落ち着かせていくのである。

2 いかなる状態として落ち着くのか？

それでは、職業移動の落ち着く先とはいったいどのような状態なのだろうか。失業状態にあった若者たちは仕事を獲得し、職業移動を落ち着かせていったのだろうか。それとも、主婦などの非労働力へと移っていったのだろうか。こうした疑問に対して本稿では、先の『国勢調査』の労働力状態における「就業者」「非労働力」等の項目に注目することでその一端を描く。

まず、就業率の推移を検討しよう。就業率とは、当該年齢人口の総数に占める就業者の割合である。図4は、全国の年齢階級別就業率を示したものである。ここからわかることは、加齢による就業率の上昇である。つまり、年齢を重ねていく過程で失業状態にある若者が減り、仕事に就く者が増えていくのである。こうした側面は、沖縄も同様である（図5）。

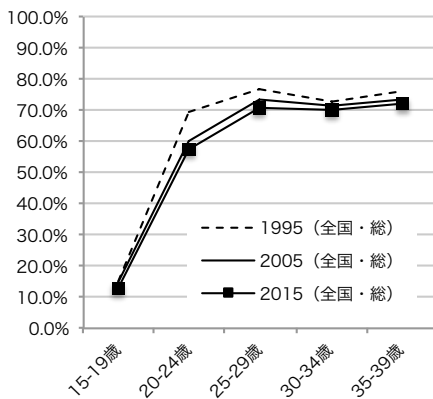


図4 年齢階級別就業率（全国）

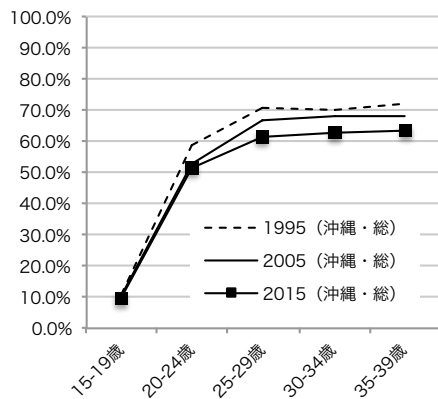


図5 年齢階級別就業率（沖縄）

ただし、性別による違いがある。図6と図7は、男性の年齢階級別就業率を示したものである。全国、沖縄のいずれにおいても、1995年から2015年の20年間に20代以降の就業率が下降している点に注意が必要だが、大まかな傾向だけを把握すると、「加齢による就業化」が男性においても確認できる。具体的には、全国の20代後半から30代の約8～9割、沖縄の20代後半から30代の約6～8割が就業者となっている。

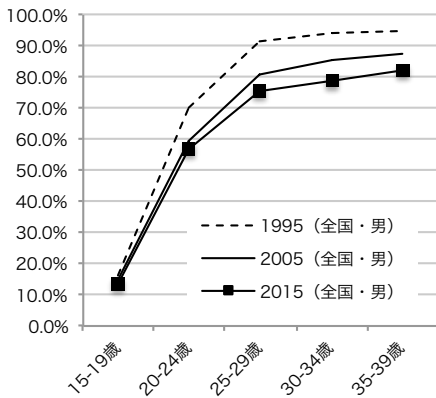


図6 年齢階級別就業率（全国・男）

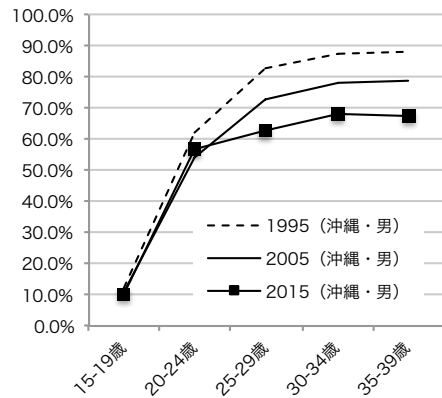


図7 年齢階級別就業率（沖縄・男）

それに対し、女性の年齢階級別就業率の推移をみると（図8、図9）、全国の20代から30代女性の約6割が就業者となっている。一方、沖縄の場合、20代前半の就業率は全国よりも10%程度低く、全国と同程度の値になるのは20代後半からである。以上、女性の労働力状態の特徴として、「加齢による就業化」という側面と、「それ以外」の労働力状態にある者の存在が指摘できる。

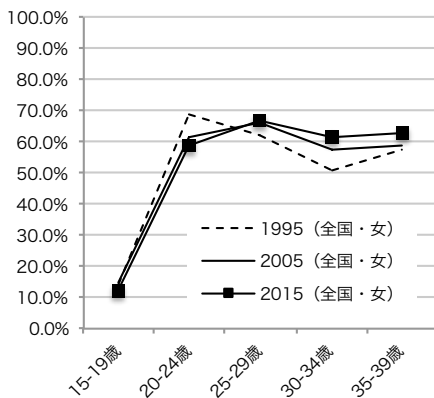


図8 年齢階級別就業率（全国・女）

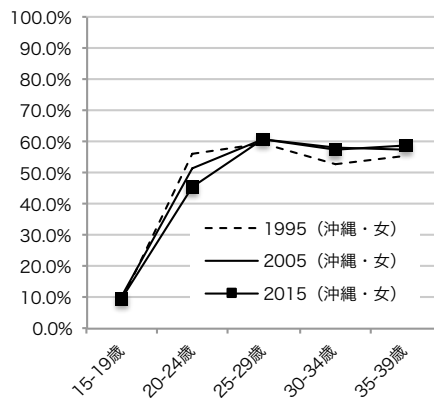


図9 年齢階級別就業率（沖縄・女）

「それ以外」の労働力状態にある女性とはいかなる状態にあるのか。日本人女性の労働力状態の特徴として、結婚・出産期に労働力率が下がり、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」がある。つまり、結婚・出産期に女性が非労働力化していくという指摘である。『国勢調査』の労働力状態に関するデータには、「労働力」の中に「家事のほか仕事」の項目が、「非労働力」の中に「家事」の項目が含まれている。以下、順番にみていこう。

図10と図11は、当該年齢人口の総数に占める「家事のほか仕事」の割合について、女性の数値だけを取りだして示したものである。総務省の定義によれば、「家事のほか仕事」とは「主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合」を指す（以下、「パート」）。全国と沖縄のいずれにおいても、年齢を重ねる過程でその割合が徐々に上昇している。つまり、失業率が下がる時期に家事をしなが

ら働く女性が増えていくのだ。本稿ではこうした状況を「加齢によるパート化」と呼ぶ。なお、図示していないが、全国、沖縄の男性のそれは年齢に関係なく1%未満である。

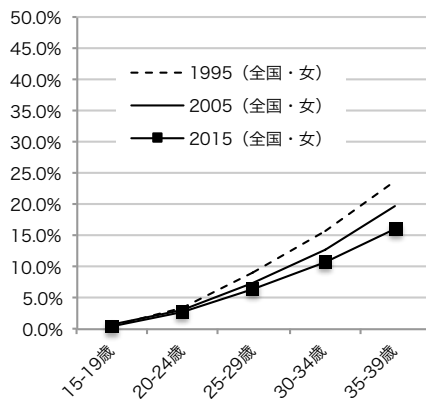


図10 年齢階級別パート率 (全国・女)

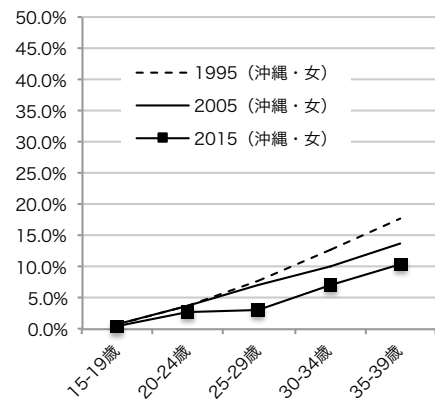


図11 年齢階級別パート率 (沖縄・女)

次に、「非労働力」の推移についてみていこう。図12と図13は、当該年齢人口の総数に占める「非労働力」の割合について、女性のデータを取りだしたものである。全国、沖縄のいずれにおいても10代後半の割合が高くなっているが、これは、学齢期であることが反映されているのだろう。それが20代になるといったん下がり、30代になると若干の上昇をみせている。つまり、20代から30代にかけて非労働力化していく傾向が確認できるのだ。ただし、2015年のデータに関しては、全国・沖縄ともに異なる動きをみせており、20代から30代にかけての非労働力化という特徴はみられない。この点に関しても言及するに留める。とはいえ、20代から30代にかけて非労働力率が2割程度で推移している点は、男性にはみられない特徴である。図示はしていないものの、男性の20代から30代にかけて非労働力率は、全国、沖縄ともに5%前後である。

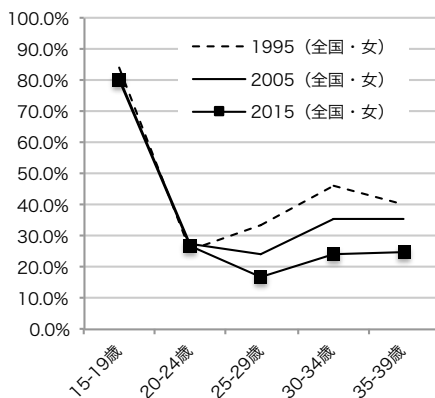


図12 年齢階級別非労働力率 (全国・女)

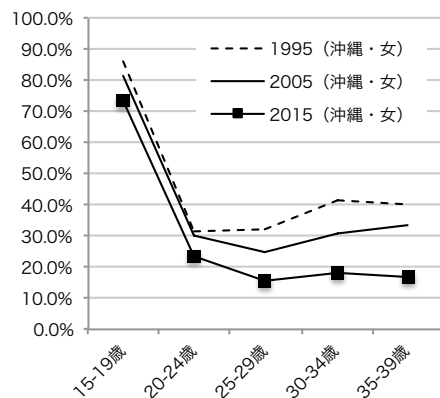


図13 年齢階級別非労働力率 (沖縄・女)

ちなみに、非労働力の内訳をみてみると、20代後半から「家事」の割合が垂直的に上昇している

ことが確認できる（図14，図15）．2015年の沖縄の「30-34歳」のみ，特異な値となっているが，基本的には全国と沖縄で同様の動きをみせている．ここからは，20代から30代にかけての非労働力化とはつまり，「加齢による専業主婦化」であることが確認できる．

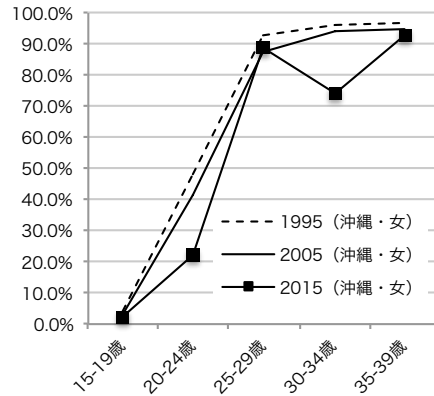
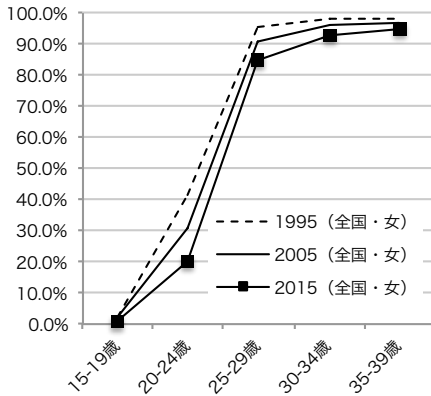


図14 年齢階級別「家事」率（全国・女）

図15 年齢階級別「家事」率（沖縄・女）

以上，沖縄の人びとの頻繁な職業移動が30歳前後で落ちつき始める，その内実についてみてきた．男性の場合，「加齢による就業化」が指摘でき，一方の女性は多様な状況が確認できた．すなわち，加齢による就業化・パート化・専業主婦化である．それでは最後に，「加齢による就業化」という側面に改めて焦点を絞り，その雇用形態について検討する．というのも，冒頭で触れたように，日本労働研究機構の指摘「加齢による正社員化」の側面が，2000年代以降も該当するののかを確かめる必要があるからだ．

図16と図17は，『就業構造基本調査』のデータをもとに，男性雇用者に占める正規雇用の割合を年齢階級別に示したものである．全体的な傾向として，全国，沖縄ともに，男性雇用者の非正規化が進んでいることに注意が必要であるが，とはいえ，先行研究が指摘した「加齢による正社員化」という特徴が2000年代以降にも同様にみられることがわかる．つまり，大まかな傾向だけを指摘するならば，「加齢による就業化」とは「加齢による正社員化」なのである．

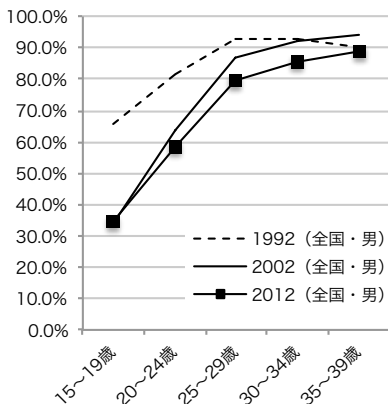


図16 年齢階級別正規雇用率（全国・男）
縄・男）

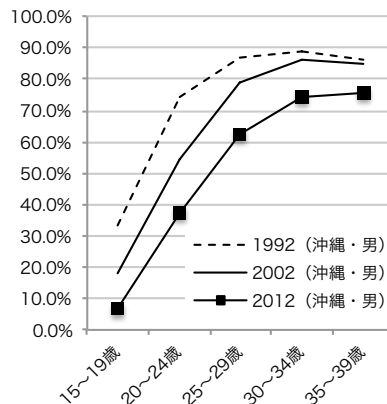


図17 年齢階級別正規雇用率（沖

ただし女性の場合、男性とは異なる動きをみせている（図18・図19）。全国、沖縄ともに1992年の値は他の年と違う動きをみせており、十分に注意が必要であるが、全国の2002年、2012年の推移をみると、10代後半の正規雇用率が20%程度に留まっているのに対し、20代のそれは50~60%程度となっている。しかしその値は30代には50%弱まで下降する。こうした特徴は、前述した「M字カーブ」との関連で考える必要があるだろう。一方、沖縄の2002年、2012年の推移をみると、10代後半の正規雇用率は20%弱となっており、全国のそれと大きくは違わない。しかし、沖縄の女性で注目すべきは次の2点である。まず、20代前半の値の低さである。沖縄の女性の20代前半の正規雇用率は30%程度となっており、50%程度の値をとる全国との差は大きい。こうした傾向は、先の女性の就業率の推移においても確認できた。次に注目すべきは、その値が20代後半に50%程度にまで上昇する、いわゆる「加齢による正社員化」である。ただしその傾向は20代限定であり、20代後半から30代にかけての正規雇用率は横ばいとなっている。

要するに、全国と比較した場合、沖縄の女性の正規雇用率は学卒年齢からしばらく経過した20代後半をピークに上昇し、その値が30代になって同水準で推移する点にその特徴があるのだ。なぜ、そのような違いが見出されるのかについてはさらなる詳細な分析が必要となってくる。別の機会でも検討したい。少なくともここでは、沖縄の20代女性にみられる「加齢による正社員化」という特徴と、30代に正規雇用率が横ばいになる点をおさえておく。

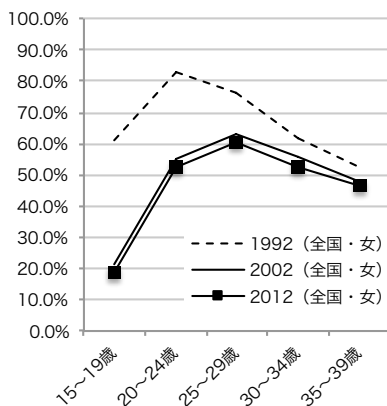


図18 年齢階級別正規雇用率（全国・女）

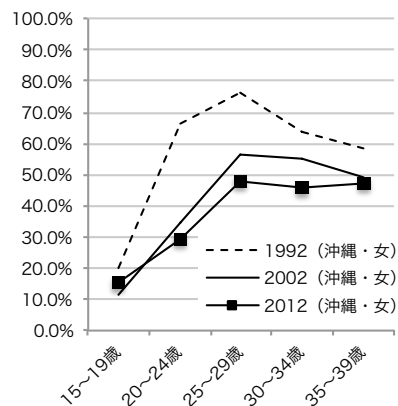


図19 年齢階級別正規雇用率（沖縄・女）

おわりに

本稿では、〈高移動・高失業〉を特徴とする沖縄の人びとの頻繁な職業移動が、具体的にどの年齢段階まで続き、それがいつ頃から落ち着き始め、またその「落ち着く」がいかなる状態にあるのかという課題を設定し、沖縄の若者の「学校から仕事へ」の移行パターンを輪郭を描くことを目的とした。具体的には、全国との比較を通してその特徴を概観してきた。

明らかになったのは以下の3点である。(1) 沖縄の若者たちの多くは、学卒後しばらくは職業移

動を頻繁に繰り返す、30歳前後を境にその移動を落ち着かせる。(2) とくに男性の場合、加齢による正社員化として落ち着かせる。(3) 一方、女性の場合は、加齢による就業化、20代にみられる正社員化、パート化、専業主婦化として落ち着かせる。つまり、男性に比べて女性の「落ち着かせ方」にはバリエーションがあることがわかる。以上が、沖縄の若者の「学校から仕事へ」の移行パターンの輪郭である。

以上の沖縄の若者たちの移行パターンは、沖縄の雇用や経済に関する先行研究が示してきた通り、日本的な雇用慣行をベースとした「日本の平均的な移行パターン」とは異なるものであった。本稿では、こうした移行のあり方を一つのパターンとして捉えるために、冒頭で参照した中村高康(2014)の次の指摘に注目する。中村は、日本全国における近年の「間断のない移行」の揺らぎについて次のように述べている。

ところが最近になって、若年非正規雇用(フリーター)の増加が大きな話題となり、必ずしも学校卒業後すぐに正規の職業につくわけではない若者たちが増えてきたといわれている。あえて簡略化していえば、学校から仕事への移行に時間的な隙間のない「間断のない時代」ばかりだった時代から、「間断のある移行」もある時代へと変化してきたというわけである。(中村 2014: 44-45)

中村は、学校から仕事へと時間的な隙間のある移行パターンを「間断のある移行」と呼ぶ。ただし中村は、「間断のある移行」という表現を、従来の移行では説明できない若者が登場する社会状況の変化を指す言葉として用いているに過ぎず、ひとつの移行パターンを位置づけるために使用していない。そこで本稿は、中村の指摘を援用し、30歳前後で職業移動を落ち着かせる沖縄の若者の移行パターンを「間断のある移行」と呼ぶことにする。

最後に、今後の課題について述べる。まず今回の分析は、基本的な記述統計と、とくに年齢効果の記述に留まっている。「間断のある移行」をより詳細に把握するためには、『労働力調査』の個票データ等に基づいた分析や、さらにはコーホート分析も必要となってくる。そのうえで、(1) 職業移動が頻繁な時期にどのような経験をし、その背景にはいかなる条件が指摘できるのか、(2) 30歳前後に職業移動を落ち着かせていくその背景にはいったいどのような要因が指摘できるのか、この2点に着目しなければならない。そしてそれらの分析は、沖縄の戦後史を踏まえて行われる必要がある。なぜなら、冒頭で確認したように、〈高移動・高失業〉といった若者の職業移動は中小零細企業中心の産業構造を背景としており、その産業構造の形成には1972年まで続いた米政府による「占領」の歴史が少なからず影響しているからだ(与那国 2001)。要するに、「間断のある移行」という沖縄の移行パターンは、沖縄戦後史を抜きにして考えることはできないのである。

近年、地域的コンテクストとの関連で若者の移行を把握する試みが蓄積されつつある(尾川 2011, 2012, 2013, 2015)。戦後日本の「正規ルート」とは異なる、多様で複雑な移行のあり方をいかにして描くことができるのか。さらなる研究蓄積が求められている。

【文献】

- 本田由紀, 2005, 『若者と仕事——「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会.
- 中村高康, 2014, 「日本社会における「間断のない移行」の特質と現状」溝上慎一・松下佳代編『高校・大学から仕事へのトランジション——変容する能力・アイデンティティと教育』ナカニシヤ出版, 43-61.
- 中島ゆり, 2007, 「大学生の就職活動と地域移動」小杉礼子編『大学生の就職とキャリア』勁草書房, 77-116.
- 日本労働研究機構, 2000, 『無業者から正社員雇用への移行過程——平成11年度沖縄振興開発総合調査』106.
- 尾川満宏, 2011, 「地方の若者による労働世界の再構築——ローカルな社会状況の変容と労働経験の相互連関」『教育社会学研究』88, 251-71.
- , 2012, 「『地元』労働市場における若者たちの『大人への移行』——社会化過程としての離転職経験」『広島大学大学院教育学研究科紀要』61, 57-66.
- , 2013, 『地方における高卒就職者の「移行」に関する教育社会学的研究』広島大学, 博士学位請求論文.
- , 2015, 「『大人になる』とはどういうことか——社会=空間論的アプローチによる近代的大人像の再考」『入門・子ども社会学——子どもと社会・子どもと文化』ミネルヴァ書房, 28-39.
- 新豊直輝, 2007, 「沖縄の労働市場と労働問題」大城郁寛(代表)『図説 沖縄の経済』東洋企画, 86-101.
- , 2008, 「沖縄の雇用問題と経済構造」『りゅうぎん調査』461: 8-15.
- 菅山真次, 2011, 『「就社」社会の誕生——ホワイトカラーからブルーカラーへ』名古屋大学出版会.
- 上原健太郎, 2014, 「沖縄大卒者のローカル・トラック」谷富夫・安藤由美・野入直美編『持続と変容の沖縄社会——沖縄的なるものの現在』ミネルヴァ書房, 83-105.
- 矢野昌浩, 2003, 「沖縄県における若年者の求職活動と雇用対策の課題(1)」『琉大法學』69: 131-52.
- 与那国暹, 2001, 『戦後沖縄の社会変動と近代化——米軍支配と大衆運動のダイナミズム』沖縄タイムス社.

大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター研究員

うえはら けんたろう

itomann121@msn.com

ADHDのペアレント・トレーニングの 日本における展開

——家族による実践に着目して——

佐々木 洋子

1 背景と目的

本稿の目的は、ADHD (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder, 注意欠如・多動性障害) への対処法のひとつとして知られる「ペアレント・トレーニング (Parent Training, 以下PT)」について、その概要および日本での展開を概観することである。

PTとは、なんらかの行動上の問題を抱えているとされる子ども¹⁾の親に提供される、主にアメリカで発展した行動理論に基づく治療プログラムである。端的には、子どもの行動を観察し、適応的な行動には報酬を与え、不適応行動には反応しないことや、罰を与えることを通じて、子どもの適応行動を増やすことを目的とする。PTの歴史をまとめた免田賢によれば、様々な子どもの行動問題を改善するために、子どもに直接働きかける形の治療や訓練が専門家によって行われていたが、それらにはいくつかの課題があった(免田 2011)。たとえば、仮に診療場面において子どもの行動の変化(問題行動の改善)をもたらすことができたとしても、その効果が必ずしも持続しないという問題がある。また、専門家による治療を受けることができる時間には、限界がある。そこで、様々な環境・状況を配慮することができ、継続的に訓練を行うことができる(と仮定される)親の存在がクローズアップされ、治療対象者に直接働きかける媒介者として、親に「共同治療者」の役割が与えられたのである(免田 2011)。以後、PTは様々な子どもの行動問題に対する有効な手立てのひとつとして普及し、現代日本社会においても、ADHDへの対処法として注目を集めている。

数あるADHDへの対処法のうち、本稿がPTに着目するのは、第一に、ADHDへの標準的な対処法として、薬物療法とならんで重要な対処法と見なされていること、第二に、日本においてPTは、ADHDをもつ当事者への支援のみならず、ADHDの子をもつ親への支援にもなると見なされており、親自身が積極的にこのプログラムを取り入れている様子が見られるからである。

以下、2節では、ADHDに関する医学的説明の概要と、PTの基礎的な論理を確認する。次いで3節では、日本での展開として、新たに開発された日本版標準プログラムに基づき、PTプログラムの内実を確認する。4節では、ADHDの子をもつ親による家族版PTの実践例を紹介する。

2 ADHD対処法としてのPT

2.1 ADHDとPT

ADHDとは、アメリカ精神医学会の発刊する『精神疾患の診断とマニュアル (Diagnostic and Statistical Manual Of Mental Disorder) 』に定められた (精神) 医学的カテゴリーである。生来的な脳機能障害が発現の主要因であると想定され、年齢に不相应な多動性や衝動性、または不注意などがその特性として挙げられる。たとえば、「じっとしていることができない」「落ち着きがない」「待つことができない」「(学童期の子どもであれば) 座って授業を受けることができない」「集中力の持続が困難」「忘れ物が多い」などである。

日本では、2000年代になって広く一般に認知が高まった概念であり、「学習障害」や「高機能自閉症」「アスペルガー症候群」等とともに、「発達障害」のひとつとして、社会的な支援制度の構築が進められている。2012 (平成24) 年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、発達障害のある子どもを含む特別な支援を必要とする児童生徒は、約6.5%であり、そのうちADHDが疑われるような行動上の問題を抱えるとされる児童生徒は3.1%であった (文部科学省 2012)。

ADHDの子どもの抱える問題は、障害の症状あるいは特性そのものと考えられる一次障害と、そうした症状を起因としつつ、他者との相互作用の結果として現れてくる二次障害との混合であると考えられている。前者は、生物学的なものであるため軽減させることは難しいが、後者については、可変的であると捉えられている。

ADHDへの対処法は、主要なものだけでも複数あり、多くの場合、それらが併用されている。もっともよく知られるのは、塩酸メチルフェニデートなどの薬物を服用する薬物療法である。対症療法となるが、数少ない一次障害を改善するための方法であり、服用者のうち3分の1程度に効果があるとされる。また、社会的スキルを身につけるためのソーシャル・スキル・トレーニング (社会技能訓練) や、生活環境を見直し、周囲の環境を整えていく環境的対応もある。

PTは、そうした複数ある対処法のうちのひとつであり、ADHDをもつ子どもの周囲の人々 (多くの場合は保護者としての親) が、適切な養育技術を身につけることで問題状況を改善させていくことを試みる方法である。ADHDの子どもへの治療法として、薬物療法と合わせて活用すると効果的であるとされており、アメリカやカナダでは、ADHDの包括的治療法の柱として位置づけられ、重要視されている²⁾。ADHDの子をもつ親によるPTは、子どもの適応行動が増加するだけでなく、親の養育上のストレスを軽減する効果も持つという理由から、多くの専門機関で推奨されている。また、薬物療法に対する抵抗感が強い場合にも用いることができる手法でもある。

日本における医療機関での実施については、2007年に行われたアンケート調査³⁾によれば、「採用している治療法 (複数回答)」では、薬物療法 (84.3%)、育児に関する助言 (81.8%)、保育・教育機関との連携 (80.8%)、心理的対応 (75.1%) といった主要なものに次いでPT (34.9%) であった。採用している治療法のうち、有効だと感じているものについては、薬物療法 (86.0%) に次いで72.2%となっており、比較的有効感が高い。また、「現在は採用していないが、今後条件

が整えば実施したい治療手技」では、PTの52.1%がもっとも高い等、2007年段階では、実施している医療機関は決して多くはないものの、医療機関においてもその有効性に期待が持たれていると考えられる（AD/HDの診断・治療研究会 上林・齊藤・北編 2003）。

また、厚生労働省傷害保険福祉部による『今後の障害児支援の在り方について（報告書）：「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか』においても、「家族支援」のひとつとして位置づけられ、2015（平成26）年度から、PTを都道府県等が実施する場合には国庫補助対象となる等、徐々に広がってきている（障害児支援の在り方に関する検討会 2014）。

2.2 構造

PTは、「親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができる」という考えに基づいて親に対して行われる、主にアメリカで発展を遂げた行動理論に基づく治療プログラムである。その主目的は、行動問題があるとされる（＝治療が必要とされる）子どもの行動変容、すなわち適応行動を増やし、不適応行動を減らすための養育技術を親が習得することである。

PTには、個人に対して行われるものと、集団で行われるものがある。ADHDの場合、グループを対象に行われるものについての報告が多く、本稿でも、グループで運営されるものを念頭に置いている。PTは、次のような二重構造をもっており、通常は、専門性のある（あるいは研修を受けた）インストラクターによって運営される。

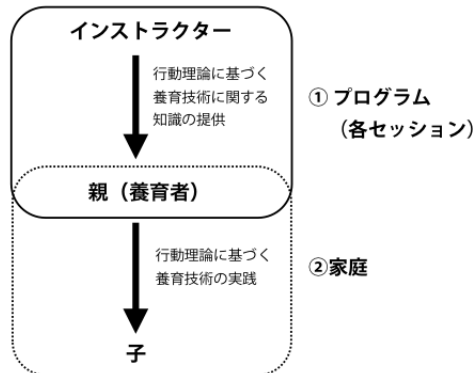


図1 PTの構造

PTの受講者は、①プログラムの各セッションにおいて、行動理論に基づく養育技術を学習し、②家庭において、PTで得た知識や技術を用いながら自分の子どもに接するという形をとる。後述のように、プログラムは継続的なものであるため（約2週間に1回半年間を目処に計画が立てられている）、受講者は、自分が家庭で行った実践記録を作成しておき、次のセッション時に①の場へとフィードバックするような構成となっている。

2.3 理論的背景

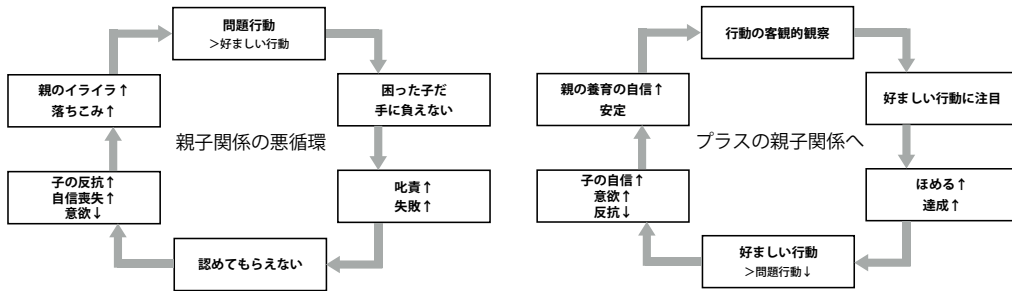
では、どうすれば、主目的である子どもの行動変容を促すことができるのか。その基礎となるのは、子どもに対する「注目の力」を活用することであるとされる。ひとはみな、注目されたいとい

う欲求を持っており、特に子どもたちはその欲求が強いという。応用行動分析学では、「行動の直後に出現すると、その行動の将来の生起頻度を上げる刺激、出来事、条件」を好子、「行動の直後に消失すると、その行動の将来の生起頻度を上げる刺激、出来事、条件」を嫌子と定義している。好子の出現や嫌子の消失経験は行動を強化し、行動は増加する。好子の消失や嫌子の出現経験は行動を弱体化させ、行動は減少する。また、強化され増加した行動に対して、好子の出現や嫌子の消失を中止すると、その行動は減少し、その後消失すると考えられている（佐藤 2010: 12-13）。ある行動に対して「注目」があれば、その行動は次から起こりやすくなるが、これは、「ほめる」などの肯定的な注目だけでなく、「叱責」のような否定的な注目によっても生じる。すなわち、子どもの「不適応行動」を叱責することは、子どもから見れば、ほめられた場合と同様、親や教師など大人からの注目を集めることに成功しているのであり、その「不適応行動」の誘因となる。したがって、不適応行動を止めたいと考える親にとっては、逆効果をもたらしてしまう。「子どもの行動は注目の影響を強く受け、適応行動に肯定的な注目をする（ほめる）ことにより、行動は増加し、不適応行動に注目しない・注目を取り去る（無視する）ことにより、行動は減少・消失する」（佐藤 2010: 15）。したがって、PTという文脈では、親は子どもの望ましい行動（増やしたい行動）が起こった際には、すかさず注目していることを伝えるために「ほめる」ことが求められ、望ましくない行動については「反応しない」ことが求められる。

2.4 PTの意義

上述のような子どもの行動変容により、親子関係を改善させることもまた、PTの効果として期待されている。ADHDをはじめとする発達障害は、見た目では障害をもつことがわかりにくい。また、ADHDの特性として知られる、不注意・多動・衝動性も、日常の行動の延長上にあり、障害の要因が目視できないため、特別な支援を必要とするとの理解が得られにくい。それゆえ、ADHDをもつ子どもは、周囲の大人から叱責を受けることや、友達との関係性がうまくいかなることが多々あり、ADHDのある子どもは、周囲から否定的評価を繰り返されることによって、セルフエスティームが低い状態に陥ることや二次障害に陥ることもあるとされる。ADHD児の一部が、反抗挑戦性障害（Oppositional Defiant Disorder：反抗的行動をとるが重大な権利侵害や器物損壊、人や動物への残虐行為などはとらない）、行為障害（Conduct Disorder：他人への攻撃、規則違反などの反社会的行動を繰り返す）との関連を「DBDマーチ（Destructive Behavior Disorder March：破壊的行動障害の行進）」として概念化した知見もある。適切な支援を受けることで、この経過を抜け出すことができるとされている（AD/HDの診断・治療研究会 上林・斉藤・北編 2003）。

また、そうした子どもを育てる親（保護者）も、子どもの「問題行動」をしつけの失敗や愛情不足などと養育の問題と見なされがちであることや、自身も、そのように捉え、養育上のストレスを抱えがちであり、落ち込みや酷い場合にはうつ状態を経験することが知られている。適切な養育技術の習得により、子どもの状態が安定することは、親（保護者）自身のストレスを軽減させることにつながり、また親（保護者）の子育てへの自信も回復することにつながると期待されており、家族支援のひとつとして位置づけられている⁴⁾。



(出所) 岩坂編 (2012: 23)

図2 親子関係のモデル

このようなADHDに特有の養育上の困難から、親子関係が悪化している場合も多く、PTではこうした悪循環を、好循環（「プラスの親子関係」）へと変えていくことも目標のひとつとなっている（図2）。

3 日本版PT

3.1 日本への導入

PTは、1960年代から徐々に研究が蓄積され始め、1970年代以降、訓練対象も発達障害から別の様々な問題行動へと拡大され、不従順、反抗的、攻撃的な子どもなどへも適用されている（免田 2008）。現在のアメリカ式ADHDのPTは1980年代に開発され、Barkleyによってマニュアル化されている（Barkley 1995=2000）。

日本では、1990年代から肥前療育所のグループによる知的障害もあわせもつ子どもへの生活能力の向上を目指す「親訓練」が行われており、90年代後半から要望の増えた発達障害に応じる形でアレンジされた「ADHDに対する肥前方式プログラムHPST」（2001）がある。また、90年代後半のADHDの診断と治療のガイドライン作りの過程で、UCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）のプログラム（Whiteham 1991=2002）とマサチューセッツ医療センターに所属していたBarkleyのもの（Barkley 1995）が紹介され、国立精神保健研究所グループと奈良医大グループの協同で、国内向けに修正した日本版PTが開発された（「奈良方式・精研式プログラム」）（ADHDの診断・治療研究会 上林・齊藤・北編 2003: 187-204）。前者は、学習と条件付けの原理を基礎に行動変容モデルに忠実に基づくアプローチ（応用行動分析アプローチ）であり、後者は、親が養育スキルを身につけることで、親子相互の肯定的感情体験を通し、子どもの自尊感情を高め、親子関係を強めることで治療を行う関係強化アプローチ（認知的変容アプローチ）である（免田 2011）。また、日米の文化的相違に着目し、アメリカ式と日本式との比較をした佐藤利憲によれば、日本式PTはアメリカ式PTに比べ、ほめる手法に重点を置いたプログラムで構成され、日本人の価値観や行動様式に配慮し、不足した手法を補足・強化するプログラムとなっている（佐藤 2010）。

3.2 日本版PTの標準プログラム

本項では、日本版PTの標準版プログラムを紹介する。その際、「奈良方式・精研式プログラム」を中心に話を進める。以下、「奈良方式・精研式プログラム」の標準プログラムについては、岩坂英巳編の記述に基づいている（岩坂編 2012）。

日本版標準プログラムは、グループで行われている。PTの受講者は、ADHD等のある子どもの親⁵⁾で、受講者は6人程度が望ましいとされている。子どもの年齢は、原則、幼稚園年長から小学校5年生ぐらいまでである。1回のセッションは約90分で、2週間に1回を基本とし、全10回を約半年かけて行われる。開催日時や費用はプログラムによって異なるが、たとえば筆者の受講したプログラムでは、平日の午前中に開催され、1回のセッションあたり2000円を目処に設定されていた。全体の流れは、第1回目にADHDをはじめとする発達障害やPTの目標を確認したのち、前半4～5回では、行動の客観的観察と観察に基づき子どもをほめることを学び、後半5回では、効果的な指示の出し方やタイムアウトなどのテクニック習得を行うように構成されている（表1参照）。また、プログラム終了後も一定の間隔でフォローアップの会が開かれることもある。PTで学ぶ技法は、日常生活において継続的に活用していく必要があるが、プログラム終了後は継続させることが難しいことも知られており、フォローアップの重要性も説かれている。

セッションにおいて、受講者は、ラウンドのテーブル等を囲んで座る。各セッションは、おおよそ前半にウォーミングアップ（子どもの良いところ探し）、前回のテーマの復習（「宿題」報告）を行い、後半は今回のテーマの実習、質疑応答と次回までの宿題の説明というように進められる。「子どもの良いところ探し」とは、日本版開発時に取り入れられたものである。最近見られた子どもの良いエピソードを順に披露することで、緊張感をほぐし、スムーズにセッションに入るためや、日頃から子どもの良いところに目を向けることを促すための試みである。続いて、宿題報告が行われる。「宿題」とは、各回の学習内容を家庭で実践し、その際のエピソードを所定の用紙に記入する作業である。宿題の主目的は、学習内容の継続的な実践による定着をはかり効果を高めることであり、強制されはしないが、基本的には毎回の提出が求められている。

4 家族版PTの事例

PTは、基本的に先述の標準版プログラムに準拠して行われるものの、行動変容を促したい対象者が誰であるのか、どのような問題を抱えているのか（たとえば、障害の別）、インストラクターが誰なのか、あるいは時間的な制約等によって、プログラムに柔軟に変更が加えられることがある。そのため、ADHDのPTといっても、多様なヴァリエーションが存在している。近年では、教師向けの「学校版ティーチャー・トレーニング」、幼児を対象とした「幼児版PT」や「幼児版ティーチャー・トレーニング」等のプログラムも開発されている（岩坂編 2012）。

プログラムを運営するインストラクターについても、医療機関における医師だけでなく、心理士・ソーシャルワーカー・特別支援教育士・保健師・教育相談員・発達相談員等、多様な職種によって担われている。また、必ずしも専門家だけではなく、プログラム修了生である家族がインストラクターとなってPTを行うケースも見られる。

表1 標準プログラム

	テーマ	プログラム内容
1	プログラムオリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> スタッフ紹介, 調査票回収 メンバー紹介 ミニ講義 (発達障害と PT) 会の進め方 お願い
2	子どもの行動の観察と理解	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの行動観察: 行動とは 子どもの行動の理解 (子どもの行動に影響を与える 4 つの要因) 子どもの行動の客観的な観察記録
3	子どもの行動への良い注目のしかた——行動の 3 つのタイプ分け——	<ul style="list-style-type: none"> 親子相互作用 (やりとり) をプラス (+) の方向に向ける 子どもの行動を 3 つのタイプに分ける <ul style="list-style-type: none"> ①あなたが好む, 増やしたい行動 → 〈ほめる〉 ②あなたが嫌いな, 減らしたい行動 → 〈無視 (ほめるために待つ) 〉 ③許しがたい, なくしたい行動 → 〈警告 → タイムアウト〉
4	親子タイムと上手なほめ方	<ul style="list-style-type: none"> 親子タイム: 子どもにとって特別な時間 (スペシャルタイム) <ul style="list-style-type: none"> ①親は干渉 (口出し) せずに, 子どもとかかわって一緒に遊ぶ (2 人きりで) ②子どもは, 自分の好きなことを自分で選んで遊ぶ. ③親はよく観察して, 子どものそばで, 子どものやっていることをほめたり, 声をかけたりしながら, 子どもの遊びに興味をもっていることを示す. 多少の不適切な行動は無視する. 上手なほめ方
5	前半のふりかえりと学校との連携	
6	子どもが達成しやすい指示の出し方	<ul style="list-style-type: none"> なぜ指示を達成できないのか (子どもの特性) 達成しやすい指示を出すためのテクニック <ul style="list-style-type: none"> A. 予告 B. CCQ: Calm 穏やかに, Close 近づいて, Quiet 落ち着いた声で C. 壊れたレコードテクニック (Broken Record Technique) D. 指示に従ったら忘れずにほめる
7	上手な無視の仕方 (ほめるために待つ)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの行動を 3 つのタイプに, 一貫して対応する (復習) プラスのほめかた (好ましい行動を増やす) (復習) プラスの無視の仕方 (好ましい行動を増やす)
8	なくしたい行動とリミットセッティング トークンシステム (ごほうび)	<ul style="list-style-type: none"> リミットセッティング (警告・イエローカード) タイムアウト (罰・レッドカード): ペナルティ, 「許しがたいこと」をした際に, 何か取られたくないものを取り去ること トークンシステム (ごほうび制度): 自分で決めた約束事が守れた場合にトークンを得られる
9	ほめ方, 無視の仕方, タイムアウトのまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 上手なほめ方: タイミング良く, 具体的に行動をほめる, 気持ちも伝えて 無視: 好ましくない行動に過剰に反応せずに少し距離を置いて見守り, ほめるために待つ タイムアウト
10	全体のまとめとこれからのこと, 学校との連携【再】	

岩坂編 (2012) をもとに筆者作成

インストラクターに特に資格が設けられていない理由のひとつには、PTのニーズに比してインストラクターおよび実施機関が少ないという日本の現状をふまえ、PTを普及させることを優先させたいと考えるプログラム開発者側の判断もある。一方で、PTの有効性を高めるためにも一定の研修やフォローアップを受けることが望ましいとされており、たとえば「奈良・精研方式」では、インストラクターやインストラクター希望者を対象とする講習会（「ペアレントトレーニング指導者養成講座」）が定期的に開催されている。

以下では、PTのヴァリエーションのひとつとして家族版PTを取りあげ、その実践の概要を紹介する。

4.1 家族版PT

家族版のPTは、家族会における家族支援のひとつとして提供されることが多い。家族会版のPTについて、岩坂らの報告によれば、家族によるPTにおいても、病院での専門家によるプログラムと同様に有効性が認められている（岩坂・楠本・大西 2004）。その特徴としては、インストラクターが受講者と同じADHD児を持つ親であることから、親の精神面のサポートに関わる感想が多かったことが指摘されている。さらに、医療機関におけるPTでは、子どもの年齢制限や、受講できる人数に制限があるため、受講希望者のすべてが受講することができるわけではないという状況において、家族会版のPTが重要な支援法として位置づけられている（岩坂・楠本・大西 2004）。

PTのインストラクターをつとめる家族による実践報告もなされており（楠本 2012）、これによると、プログラムには実践上の独自の工夫が加えられている。家族によるPTでは、専門家によるものに比して、多様な工夫が見られることも予想されるが、以下では、筆者が記録係として参加したPTでの観察記録⁹⁾と、AさんとAさんによるPTを受講者であるBさんへのインタビュー調査⁷⁾から得られたデータをもとに、Aさんによる家族版PTの実践を素描し、その特徴について4点挙げる。

4.2 Aさんによる家族版PTの実践

家族版PTのインストラクターであるAさんは、非専門家である。Aさんは、ADHDの子をもつ母親であり、日本版PTとして開発された「奈良方式・精研式プログラム」の病院版PTの終了生でもある。自身にとってPTが非常に有効であったという実感から、「もっとPTが広がってほしい」と当時のインストラクターへと伝えたところ、「じゃあ一緒にやろう」と言われ、インストラクターを始めることとなった。最初は、病院版PTを忠実に再現することから始め、回数を重ねるなかで、少しずつ自分なりのやり方を確立していき、現在では、Aさんは全国各地でPTのインストラクターを務めている。

(1) peer to peerの関係性

まず、改めて指摘しておきたいのが、インストラクターであるAさんは、受講者と同じ、ADHDの

子をもつ親であるという点である。したがって、PTの場そのものが、「同じような経験をしてきた者同士」というセルフ・ヘルプ・グループ的な側面をもつ集まりとなりうる。Aさん自身は、「グループで仲良くなってお互い高めあえるような、何でも言えて泣けるような場にして欲しい」とプログラムの初回に説明している⁸⁾。養育技術の獲得にとどまらず、そこでの実用的な情報交換も受講者にとっては意味のあるものとなることもある。

(2) 対象とする子どもの年齢

子どもの年齢についての制限が、標準プログラムとは大きく異なっている。医療機関で行われるPTの多くでは、対象となる子どもの年齢に制限が設けられており、原則として、幼稚園年長から小学校5年生ぐらいまでとされている。プログラムの中には、トークンシステムのように、年齢が高くなると使いにくい技法が含まれること、また、よりテクニカルな部分では、プログラムの効果判定を行ううえで受講者のコントロールが必要となってくる等の理由がある。しかし、Aさんの場合には、そうした効果判定を厳密な意味で行う必要性はないこと、そしてそれ以上に、PTを、「子どもの行動変容」というよりも、「親自身の（子の見方を変えるという）訓練である」と考えていることから、子どもの年齢は問題ではないとしている⁹⁾。したがって、AさんのPTの受講者の子どもの年齢は幅広く、筆者が参与したケースでは、下は4歳、上は32歳の子をもつ親の受講があった。

このような子どもの年齢の幅は、異なる発達段階のエピソードが同時に語られるため、受講者間の関係性のとり方や、話題が拡散しやすくなる可能性がある一方で、小さな子どもを持つ母親にとって、「先輩お母さん」の経験談を聞くことができるという大きなメリットもあると考えられる。現在抱えている問題について、「うちもそうだった」「そういうときは、こういう風にした」「落ち着くよ」「変わらないよ」等、必ずしも嬉しい情報ばかりではないが、先の見通しを立てるのに参考となる情報を得ることができる可能性がある。

(3) 日常生活での応用

Aさん自身が病院版PTの受講者であり、PTで学び、家庭で実践してきた経験を活かし、プログラムの運用面を独自に工夫している点も挙げられる。PTで教示される様々な事柄は、あくまでもひとつの例示であり、誰もがその通りに家庭で実践できるわけではない。Aさんは、インストラクターを務めるためには自分自身が使いこなせなければならないとの思いから、意識的にPTの教えを実践してきた。その中で、自身が実践できたこと／できなかったことをふまえ、日常生活で活用しやすいように補足やアレンジをしながら、運営している¹⁰⁾。そのため、Aさんの話のなかには、専門家によるPTではなかなか言及されないようなレベルの具体的な経験談が多く含まれ、共感を得やすいものとなっている。

(4) 「宿題」の位置づけ

AさんによるPTの独自性をもっとも表れていると思われるのが、この「宿題」を介して行われる受講者とのやり取りである。宿題とは、各回の学習内容を家庭で実践し、その際のエピソードを所定の用紙に記入する作業である。基本的には毎回の提出が義務づけられている。その主目的は、学習内容の継続的な実践による定着をはかり、効果を高めることであり、この点はAさんのプログラ

ムにおいても共通している。しかし提出された宿題への対応は異なる。

標準版プログラムでは、受講者のモチベーションを下げないように、また、いつも子どもをほめる立場の母親に、ほめられる体験をしてもらおうという意図から、宿題に取り組めていれば、その内容にかかわらず、互いに拍手して賞賛し合う(岩坂 2012)。他方、AさんのPTでは、宿題として提出された個々のエピソードについて、受講者の対応や意識の是非についてAさんがコメントすることが行われている。つまり、標準プログラムでは宿題に取り組んだこと自体を評価するのに対し、AさんのPTではより踏み込んで、取り組みの内容自体を評価するのである。この変更は、Aさん自身が受講者としてPTを受講していた際に、「いったい自分の対応は良かったのか悪かったのかわからなかった」という経験がもとになっている。したがって、AさんのPTにおいては、宿題をめぐるやり取りが、日常生活でPTを実践することや、日々の悩みについて、非常に具体的なやり取りがなされる時間となっている。このやり取りは、場合によっては、長い時間をとることもある。しかし、受講者の多くに好評なところでもあり、受講者のBさんは、PTの良かったところのひとつに、「宿題についてのやり取り」を挙げている¹¹⁾。Aさんからダメ出しをされることで、自分の対応はいったいどうだったのか、という自分の中の「答え合わせ」ができたことが本当に勉強になったと述べている。自分では「ちゃんとできている」と思っていたことに対してダメ出しされたことには本当に驚いたと述べていた¹²⁾。

5 おわりにかえて

本稿では、ADHDへのひとつの対応のモデルとして、PTへと着目した。まず、2節でPTの基本構造を確認したのち、3節では、日本における標準版プログラムを紹介することで、PTがどのような実践であるかを確認した。続いて、PTがどのように活用されているかを確認するひとつの事例として、ADHDの子を持つ母親がインストラクターをつとめるPTの事例を紹介し、その特徴を4点確認した。すなわち、(1) インストラクターと受講者がどちらもADHDの子をもつ母親であり、peer to peerの関係性で成り立っている場であること、(2) 病院版とは異なり、PT対象者(ここでは主として子ども)の年齢に制限を設けていないため、多様な発達段階の子をもつ母親が集まっており、それに応じた多様な経験談を聞くことができる場となっていること、(3) PTで提供される様々な養育技術は、インストラクターであるAさんが日常生活で実践した経験に裏打ちされているため、具体例が非常に多く挙げられる場となっていること、(4) 「宿題」におけるコメントのフィードバックである。本稿では、AさんのPTの実践を概観する形で紹介したが、こうした取り組みが、実際にどのように養育技術の変容に寄与するのか、といった点の検討については、今後の課題である。

【注】

- 1) 「子ども」にかかわる表記について、本稿では、中根成寿(2002)を参考に、親からみた関係性を重視する際には「子」を、それ以外の場合、たとえば一般に18歳未満の「児童」を意味する場合等には「子ども」を用いる。
- 2) the National Institute of Mental Health (NIMH)によって1992年に行われたADHDの治療に関する調査研究(the MTA study)より。「薬物療法単独でもADHDの治療に有効であることが示されているが、MTA研究では、行動療法と薬物療法を合わせて活用することが、家族や教師、子どもが家庭や学校で問題を引

- き起こすような行動を管理したり修正したりするのを助けるのに有効であることが示されている。加えて、これにより薬の量が減る子どももいる」としている (AACAP & APA 2013)。
- 3) 2007年11月～12月にかけて、児童青年精神医学会と小児精神神経学会に所属している医師を対象に行われた。1,644名の医師へ調査票を郵送、434名からの回収。
 - 4) なお、ここでは「親(保護者)」とされているが、筆者の知るかぎりPTの受講者は圧倒的に母親が多い。このことは、子の養育を主として担っているのが母親であることの反映であると考えられる。また、PTの開催日時が平日に設定されており、仕事をもつ父親が参加しにくいということも考えられる。筆者の参与したPTでは、夫婦ともに参加する場合には、受講料を割引するなど、夫婦での参加を推奨している。
 - 5) このプログラムは、ADHDをもつ子どもを対象に開発されたものではあるが、それ以外の障害(たとえばアスペルガー症候群等の自閉症スペクトラム)をもつ子どもの親も参加している。欧米では、PTのプログラムは、自閉症スペクトラムとDBD(破壊的行動障害)という障害別に分化し研究が進められてきたことが指摘されているが、日本の場合、障害種別を明確にわけたプログラム提供が困難であったという指摘もある(原口ほか2013)。
 - 6) 2012年度に関西で行われた2つのPTプログラムである。主催者は、ADHD親の会と自閉症の親の会であり、関西の公共施設で行われた。期間は、①2012年6月～12月、②2012年9月～2013年3月であり、いずれも平日の午前中に開催された。参加者は、全員母親であり、①11名②7名であった。子どもは、ADHDをはじめとする発達障害の診断を受けているか、疑いがある段階であった。筆者は、記録係として参加した。医療機関等で専門家主導に行われるPTでは、記録や進行を円滑にするため、またはインストラクター養成等のために、記録係を置くことが標準的である。しかし、Aさんは専門家ではなく、記録を残す必要性がないため、自分一人で行う場合が多い。初回の挨拶時に、研究目的での参加であることを伝え、プログラム中はメモを取り、終了後にメモをもとにフィールドノートを作成した。データについては、匿名化に十分注意を払った上での公表の許可を得ている。
 - 7) Aさんへのインタビュー調査は、2013年3月8日、飲食店の個室において約2時間半の半構造化されたインタビューを行った。Bさんは、PTプログラム②の受講者である。Bさんへのインタビュー調査は、2013年7月30日、飲食店において約2時間の半構造化されたインタビューを行った。いずれも対象者の許可のもと録音し、逐語録を作成した。匿名化に十分注意を払った上での公表の許可を得ている。
 - 8) 2012年6月7日、2012年9月21日のフィールドノートより。
 - 9) 初回のプログラムの概要を説明する際に、自身の経験を交えながらこのように述べている。2012年6月7日、2012年9月21日のフィールドノートより。
 - 10) Aさんのインタビューより。
 - 11) Bさんのインタビューより。
 - 12) これは、2012年11月16日の第4回での次のようなやり取りを指している。いつもはバスで騒がしいBさんの子が、自らバスで静かにするという目標を立て、実際に静かにすることができた日があった。バスを降りてからBさんの子が「僕、静かにできたでしょ?」と聞いてきたのに対し、Bさんは、「ほんとすごい。ずっと静かにできたね。お母さんこれで安心だね」と返答した。Bさんはこれを、「宿題」報告の一環として、ほめることができたエピソードとして話した。それに対し、Aさんは「失敗しているね」と指摘した。Aさんによると、子どもが自ら聞いてくるよりも先に声をかけないと、ほめたことの効果がないのだそうである。この時Bさんは「いかんとは(ダメだとは:筆者注)まったく思っていなかった」と述べており、このやり取りは、後にも何度か引用される、Bさんにとって印象深い出来事となっている。

[文献]

- AD/HDの診断・治療研究会 上林靖子・齊藤万比古・北道子編, 2003, 『注意欠陥/多動性障害—AD/HD—の診断・治療ガイドライン』じほう。
- American Academy of Child & Adolescent Psychiatry and American Psychiatric Association, 2013, *ADHD Parents Medication Guide*. (2016年10月13日取得, https://www.aacap.org/Ap_p_Themes/AACAP/Docs/resource_centers/adhd/adhd_parents_medication_guide_201305.pdf).
- 原口英之・上野茜・丹治敬之・野呂文行, 2013, 「我が国における発達障害のある子どもの親に対するペアレントトレーニングの現状と課題」『行動分析学研究』27(2): 104-27.
- 岩坂英巳(奈良教育大学特別支援教育研究センター)編, 2012, 『困っている子をほめて育てるペアレント・トレーニングガイドブック—活用のポイントと実践例』じほう。
- 岩坂英巳・楠本伸枝・大西貴子, 2004, 「ADHD(注意欠陥/多動性障害)を持つ子どもへの親訓練

- プログラム家族版の開発と実践」『研究助成論文集』39: 181-4.
- 楠本伸枝, 2012, 「第8章 実施機関に応じた工夫 2 家族会」岩坂英巳(奈良教育大学特別支援教育研究センター)編, 『困っている子をほめて育てる ペアレント・トレーニングガイドブック—活用のポイントと実践例』じほう, 163-73.
- 免田賢, 2008, 「AD/HDに対する親訓練プログラムの効果について」『教育学部論集』19: 17-26.
- , 2011, 「親訓練研究の歴史と展望: 効果的プログラムの開発に向けて(その1)」『佛敎大学教育学部学会紀要』10: 63-76.
- 文部科学省初等中等教育特別支援教育課, 2012, 『通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について』文部科学省ホームページ, (2015年3月2日取得, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/__icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf) .
- Barkley, Russell A., 1995, *Taking Charge of ADHD: The Complete, Authoritative, Guide for Parents*, New York: Guilford Press. (=2000, 海輪由香子訳『バークレー先生のADHDのすべて』ヴォイス.)
- 佐藤利憲, 2010, 「注意欠陥/多動性障害のある子どもの保護者へのペアレントトレーニングについて—日本式と米国式ペアレントトレーニングの比較」『研究紀要青葉』2(1): 5-17.
- 障害児支援の在り方に関する検討会, 2014, 『今後の障害児支援の在り方について(報告書)—「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか』厚生労働省ホームページ, (2014年9月24日取得, http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushou_gaihokenfukushibu-Kikakuka/0000051490.pdf)
- 中根成寿, 2002, 「『障害をもつ子の親』という視座: 家族支援はいかにして成立するか」『立命館産業社会論集』38(1):139-64.
- Whitham, Cynthia., 1999, *Win the Whining War & Other Skirmishes: A family space plan*, New York: Perspective Publishing. (=2002, 上林靖子・中田洋二郎・藤井和子・井潤知美・北道子訳『読んで学べるADHDのペアレントトレーニング—むずかしい子にやさしい子育て』明石書店.)

大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター研究員
ささき ようこ
sa-yo@pop02.odn.ne.jp

田中研之輔 著
『都市に刻む軌跡 スケートボーダーの
エスノグラフィー』

(新曜社, 2016年, 四六判上製274頁, 3200円+税)

有國 明弘

本書の著者、田中研之輔が研究に着手した2000年代には、スケートボードは路上に湧出していた代表的な〈下位文化〉であったという。しかしながら昨今では、2020年の東京オリンピックの正式種目として採用されることが決まり、スケートボードは注目を浴びつつあるカルチャーとなり、若者を中心に世界中で競技されている。しかし、そのような光景が見られるようになったのは、ごく最近のことであり、田中が調査を行った当時のスケートボードの練習場所といえば人気のない空き地や広場、〈ストリート〉であった。そのような環境でスケートボードをする若者たちを見て、「なぜ、若者たちはフェンスに囲われた暗がりの広場でスケートボードをしているのか (236頁) と疑問を抱いたのが本書の出発点であるという。

スケートボードを媒介に形成される若年集団を対象にするにあたり、田中は以下の三つの問題関心を設定している。①スケートボードという文化的行為に向けられる「社会の眼」に関する問題、②スケートボードという文化的行為を生み出す「身体の経験」に関する問題、③スケートボードへの身体的な没入と時間の投資がもたらす「行為の帰結」についてである。これらの問題に対応し、本書では相互行為の経験的分析を通じて、都市に形成される下位文化集団が行為者たちのいかなる行為や、集団を取り巻く諸環境との相互行為の集積によってどのようにして生成され、維持されるのかという、そのメカニズムと実践の内実を解明しようと試みている。加えて田中は、都市下位文化集団へのコミットメントと文化的行為の継続が、いかにして彼らの社会空間の移動を導いていくのかについても探っている。

第1章では都市下位文化集団の社会的世界に迫るため、初期シカゴ学派都市社会学、パーミンガムの初期カルチュラル・スタディーズ、ポストサブカルチャーズ研究の蓄積から、理論と方法について整理、検討している。田中は都市民族誌的手法が用いられてきたこれらの研究を概観し、下位文化的行為が特権化され、文化的行為を取り巻く社会的・経済的背景が看過されていること、民族誌的記述と理論構築とが乖離していることといった疑問点を指摘している。また、これまで都市民族誌は、社会諸関係と都市空間の枠組みが切り離されて論じられがちであった。しかし近年では、生きられた経験を通じて空間を対象化する記述の試みがなされているも、その記述と方法の困難さ

から都市下位文化集団を記述することへの新たな課題も提示している。これらを踏まえ本書は、下位文化集団の社会的世界の意味分析を展開しつつも、集団の担い手の社会的立場、集団を取り巻く社会構造、集団を取り巻く物理的空間、社会的空間、象徴的空間の社会学的分析に取り組んでいく。なお、ここでは茨城県土浦駅前西口広場を利用する22歳から28歳までの男子15名、東京都新宿駅東南口の路地裏に集まる21歳から32歳までの男子19名で構成される2集団を調査対象としている。

第2章では、スケートボードを媒介に若者がいかに出会い、いかなる場所で集団を形成していくのか、集団の形成過程と集団が生成する場所の分析を行っている。田中は、スケートボードという行為をストリートでの文化的活動、スポーツ的な身体活動、非行・逸脱的行動といったこれらの領域を揺れ動きながら生み出されている実践と考え、行為者か他者かによって認識がそれぞれ異なる文化的行為をめぐる、都市では日々交渉と折衝が繰り返され、下位文化が都市に根付いていくメカニズムを捉えている。

第3章では、田中が実際にスケートボーダーの集団に入門者として所属し、その集団が「キャップ、Tシャツ、太めのズボン」といったスタイルや、「ぐりった」「大根おろし」「事故った」などの特有の言語を共有していること、彼らが都市空間の建造物を自分たちの行為対象に読み替え、怪我への恐怖を乗り越えながら難易度の高い技に挑戦することでスケートボーディングへの快楽を見出していることを、参与観察から明らかにしている。

これらの文化的行為をもとにして集団を形成する若者は、文化的アイテムと集団内外のコミュニケーションを共有することで集団への帰属意識を強めている。しかし本書における重要な発見とは、スケートボードによる快楽とリスクの身体的経験と、それに伴って得た「痛み」を共有することが集団への帰属意識を維持するのに最も重要な役割を果たしていることを見出した点である。

第4章では、スケートボーダーが利用する若者専用広場における集団内の役割や規範、ジェンダーについて分析している。ここで田中は、スケートボードによって媒介される文化集団においては、怪我や痛みを恐れることなく、難易度の高いトリックを習得するため自己の身体に徹底的に向き合っていくマスキュリティ的側面が男女を問わず見られることを確認している。このスケートボーディングによって身体に刻み込まれた痛みを、前章で見てきた働きのほかにも、集団を構成する上での卓越化や秩序化、集団内での自己存在を内面化する働きをしていると分析している。

第5章では、公共空間の利用をめぐる立場の相違からスケートボーダーと他のアクターとの間で生じたコンフリクトを解消すべく、専用広場獲得のため署名活動を展開してきた若年集団の様子を追っている。土浦駅西口広場での事例では、若年集団は主体的な活動と市民ネットワーク組織との協力によって、広場の獲得を実現させたものの、結果的に広場の獲得は、逸脱的な不良行為としても認識されうるスケートボードの活動場所を囲い込み、管理する動きとなっていた。さらには、若年集団は地元組織との恒常的な関係を構築できなかったため、彼らが他の社会集団と一定の距離をとりつつ、独自の社会的世界を保持していくことになったという経緯を、田中は当事者たちへのインタビューから導き出している。

第6章では、これまでの都市下位文化研究は身体化された行為がもたらす帰結について看過して

きた点を批判し、都市下位文化集団に帰属しているスケートボーダーたちの軌跡という身体的な行為の帰結を社会空間の移動から捉えることで、都市下位文化を媒介に形成された集団の社会的軌道を見出そうと試みている。結果として、都市下位文化集団へのコミットメントが自らの居場所と自己肯定感を高める働きをしつつも、地元の下請け工場への就職や高卒でアルバイトを繰り返すといった、自身らの進路選択をする意思決定の軽視をもたらしていた。このことから田中が捉えたのは、集団で共有される文化を媒介にして社会的な再生産に加担しているにもかかわらず、意識的に構造をかえていく行為を生み出せず、この先への不安、辞めたくても辞められない職場といった社会的な痛みを身体に上書きしていく若者たちの現状であった。

結論の章では、スケートボードという都市下位文化から以下の4つの結果が提示される。すなわち、①行為に対する認識をめぐる問題、②集団的な相互行為過程としての分析、③都市社会から隔離された孤立集団ではなく、都市社会のポリティクスと無縁ではないこと、④相互行為に費やす時間的経過の分析を通じて得た結果を提示する。加えて、都市空間における下位文化行為には、場所の限定化や行為の制度化など行為を統制する力が作用すること、都市下位文化集団は文化的行為を共有し創出していく過程で、行為の担い手たちの社会空間での移動を規定し社会的な再生産装置として機能していることを明らかにした。最後に田中は、各々の思い描く社会空間の移動を導くには、下位文化的行為を客観的に捉え、自身の身体資本をいかなる資本へと転換していくかという的確な認識と戦略が不可欠であると論じている。

後半では、評者が本書から考えた論点を中心に述べていく。従来の研究では、都市下位文化集団の構造やシステムに対する「抵抗」のニュアンスを含み得る行為を捉えてきたのに対し、本書では我が国におけるスケートボードという文化的行為を媒介にして形成される集団を、都市空間ないしは社会空間の移動から捉えている点、文化的な帰属が社会への「抵抗」ではなく、むしろ身体に刻み込まれているがゆえに集団の描く軌道を受け入れていき、再生産されていくという結果が得られた点は大変興味深い。また、多様な学業的、家庭的背景の若年集団の15年間の経年変化を追うことによって、学校から職場への移行の中での都市下位文化に着目している点に本研究の独自性を感じる。

しかし一方で、田中は若者がスケートボードに没入していく要因を単に「探求・深化・共有の面白さ」と説明している。学校から職場への移行に着目しているのであれば、文化的行為への没入・継続に向かわせる背景として、行為者が関与しているコミュニティ間で生じる相互作用からの体験にもより注意が向けられるべきだったのではないかと評者は考える。例えばそれは、学校、階層、職場および家庭環境などである。

田中は、個人の学校から職業への移行期、職業の履歴といった行為者達の軌跡の記述することで、集団で共有される文化が彼らの社会的軌道を規定し、再生産する機能があることを導き出しているが、そこで重要になるのは、個人が集団からどのような影響を受けたことによって、集団の軌道に埋め込まれていくのかという論点である。しかし本書では、個人の軌跡を分析していく際に、集団内の構成員同士の相互行為に関する記述が希薄なため、個人と文化集団との影響関係が描かれていない。個人の軌跡をみていくことで、アルバイトを繰り返したり、辞めたくても辞められない仕事に

就くなど、スケートボーダーたちはみな同じような道を歩んでいるということは明らかになった。その一方で、彼らがそのような進路選択をしていく要因を生み出す集団の内実については、個人と集団とが切り離されて記述されているため、見落とされているのではないか。この文化集団内での行為者間の言動といった内実の分析なしに、本書が集団の社会的軌道を述べているということに評者は疑問を抱く。

田中が本書の調査を行っていた同時代の論文に、新谷（2002）がある。新谷は、若者が「フリーター」を経験するプロセスや、それに対する若者集団の下位文化の影響力について、同じく都市下位文化であるストリートダンスグループへの調査から、以下のように述べている。すなわち、ローカルの限られた人間関係での場所・時間・金銭の共有が「地元」での生活を成り立たせており、この「地元つながり文化」を維持するため、彼らはこの生活に適合的なフリーターとなることを選択していくということ。また、彼らが学校外の下位文化に居場所やアイデンティティを見出し、埋め込まれていった背景には、学業体験や家庭経験、就職や親による拘束への抵抗、親の職業・経済力が効果的に作用していること。

新谷論文の若者にとって、学校、家庭から離脱したとき、彼らのアイデンティティを支えた学校外文化の存在は重要である。新谷は場所・時間・金銭を共有できる「地元つながり文化」を文化集団での若者たちの相互行為から見出し、それを重要視している彼らが、「地元」で「フリーター」という相対的に低位な状態を自ら選びとっていくプロセスを解明している。このことから、本書においてもスケートボードという学校文化外での文化的活動の、集団としての下位文化の内実を理解する必要があるのではと考える。

次に、本書における方法の問題という論点についてである。田中によると、その調査方法は、ヴァカン（Wacquant 2004=2013）に倣ったものだという。ヴァカンは、「身体を問いのツールとして、知識のベクトルとして展開する」ことを目指し、空間と身体との関わりの中で生じる場所がいかなるものかを「行為の味わい、痛み、社会的世界の音と激しさをしっかりと伝え解読していく」ために、実際にボクシングジムに入会し調査した。田中もこれに倣い、実際に自身の身体を投じ、身体に書き込まれる経験をも調査対象とする方法をとったという（44頁）。しかし評者は、本書の中に田中の身体を感じることができなかった。単にスケートボードを買い、行為者たちに教えてもらいながら基本を習得しただけで、身体と時間を賭けてスケートボードに没頭する若者の実態は捉えられるはずはない。基本を習得した後、オーリーやその他の技（＝トリック）を習得するため、身体に恐怖や怪我を刻み込みながら練習する田中の姿を、評者は最後までうかがい知ることはできなかった。ヴァカンに倣った「身体を問いのツール、知識のベクトル」として用いる手法をとるのであれば、「キャップ、Tシャツ、太めのズボン」といった文化的アイテムを身につけ、トリックを習得するために怪我をも恐れず身体を賭ける彼らの文化的営為により迫ることが、スケートボーダーの軌跡をみていく上では必要だったのではないか。「本書の目的とはスケートボードを媒介に形成される都市下位文化集団を対象に、集団と集団を取り巻く諸環境との相互行為の経験的分析を通じて、下位文化集団の生成過程と実践の内実を明らかにすることにある」（6頁）と述べているにもかかわらず、田中はスケートボードという文化的行為が抱える固有の社会的世界のリアリティに肉薄できていない。スケートボーダーの社会的軌跡はわかったが、文化的営為のリアリティに迫ることこそ、

彼らの軌跡をよりの確に把握するために最も重要だったのではと評者は考える。

田中は、ヴァカン (Wacquant 2004=2013) の共訳者でもあるが、本書の手法からは、田中の、スケートボードによって身体に刻み込まれてゆく経験と痛み、文化的活動・身体的活動・逸脱的活動の領域を行き来することによるスケートボーダーの日常実践の様子が生き生きと感じられず、訳書で描かれているような記述とは乖離がある。スケートボーダーの身体化された資本と田中の身体に刻み込まれている経験との差は、書中の「スケーター撮影」の写真と「筆者撮影」の写真の撮り方の違いからも明らかである。前者はスケーターがトリックをしている決定的な場面を、躍動感が伝わるように被写体はかなり接近して撮影されている。これは彼らが日々見ているスケートボードマガジンや動画の撮影の仕方を意識していたり、ここが一番の見せ場だという瞬間を身体的に会得し共有している現れであろう。一方後者は、トリックをするスケーターを中心に、パーク全体を捉えるように撮影している。スケートボーダーの身体に刻み込まれた経験から創出される視点ではなく、観察者として文化的営為を捉えようとする田中の写真は、自身がスケートボーダーに迫りきれていないことを象徴しているといえよう。

評者もまた、ストリートダンス実践者であり、同時に若者の下位文化を研究対象としている。実践者(当事者)であることと研究対象の距離感との問題は、松村(2014)を始め多くの議論がなされているが、その意味でも本書は、大変示唆に富むものであった。本書で取り上げているような文化集団は他にもたくさん存在しているに違いない。田中も本書中でそう述べている(246頁)。そして、このような問題に直面している若者にとって、本研究は有益な方策を見つけ出すための一助となり得るであろう。しかしながら、スケートボードやストリートダンスなどのいわゆる〈ストリート・カルチャー〉や、他の都市下位文化全般に当てはめることができるのなら、本書で導き出した都市下位文化集団における地位の再生産機能は、上述したように新谷が既に明らかにしている。そのため評者が本書に期待していたのは、新谷も描けていなかった都市下位文化集団の担い手としての彼らの生きられた軌跡がいかん記述されているのかであった。今後は各々の下位文化集団の若者が見ている固有の社会的世界のありように迫った、次段階の研究展開がなされなければならないだろう。

【文献】

- 新谷周平, 2002, 「ストリートダンスからフリーターへ——進路選択のプロセスと下位文化の影響力」『教育社会学研究』71: 151-69.
- 松村和則, 2014, 「『フィールド』を持って研究するという事——二重の『負い目』と『大文字の学知』」『スポーツ社会学研究』, 22(2): 9-21.
- Wacquant, L., 2004, *Body & Soul: Notebooks of an Apprentice Boxer*, New York: Oxford University Press. (=2013, 田中研之輔・倉島哲・石岡丈昇訳『ボディ&ソウル——ある社会学者のボクシング・エスノグラフィー』新曜社.)

< 書評 >

原口剛 著
『叫びの都市 寄せ場、釜ヶ崎、
流動的下層労働者』

(洛北出版 判類：46判 総頁数：410頁 発行年：2016年 定価：2400円＋税)

澤井 久実

釜ヶ崎を研究したいと大学院の門を叩いて以降、フィールドワークと並行して、それに準ずる貧困問題、都市問題、ホームレス問題、支援者と現場の関わりおよび居場所論など様々な書籍に当たってきた。そのなかで、度々目にする著者の名前。著者は、2000年より釜ヶ崎地域の研究を継続してきており、当該地域研究者のなかでは中堅の代表格の一人といえる。共編著である『釜ヶ崎のスヌメ』という書籍での活躍が目覚ましいと思われるが、本書はジェントリフィケーションに抗するという筆者の研究目標への導入書であり、なおかつ暴動時を整理した歴史的書物と位置づけることができる。釜ヶ崎の存在を知らずにいる、または暴動の時期に生まれていなかった世代にとっては、貴重な図書になることだろう。

本書の目次の概略は、以下のとおりである。

序章 アスファルトを引き剥がす

第1章 戦後寄せ場の原点 大阪港と釜ヶ崎

第2章 空間の生産

第3章 陸の暴動、海のストライキ

第4章 寄せ場の生成（1）拠点性をめぐって

第5章 寄せ場の生成（2）流動性をめぐって

終章 地下の都市、地表の都市

本書の目的は釜ヶ崎で暴動が起こった当時の記憶を留め、資本の眼にはたやすく映りこまないような、重層的な深みを描くことである。その内容は、釜ヶ崎がいかんにして例外化され、特異化されたのかという過程に重点が置かれている。釜ヶ崎は、暴動をはじめとして、労働と生存をめぐる数々の闘争が積み重ねられてきた土地である。日雇労働者たちや活動家たちは、いかなる闘争を繰

り広げ、どのようにして自らの空間を生みだしていったのかを記述している。

第1章では、高度経済成長の只中1950年代半ばから60年代の大阪港を対象に、労働を担う者がどこから供給されていたかを明らかにしている。港湾労働は時期によって荷役の量が大幅に増減する特徴があり、これを筆者は「波動性」という言葉で表している。この波動性ゆえに、港湾運送業では重層的な下請け構造が形成され、構造の最下層に位置づけられているのが日雇労働者たちである。経済成長をひた走る中で、大阪湾岸一帯に飯場が濫立され、釜ヶ崎のドヤにさらに予備的な労働力を確保するというかたちで、日雇労働力の供給経路が地理的に配列されていった。釜ヶ崎の特徴とされる飯場や手配師が活用されるに至った背景には、港湾・海運資本に対し柔軟かつ迅速な労働力を供給する合理的な労働力供給システムを実現していたことがあると国策と資本の矛盾を突いている。そのような状況下で、釜ヶ崎の日雇労働者は、この矛盾を背負わされた存在だとし、釜ヶ崎という特定の空間において、例外として「公認」することで外部化され、封じ込められたと描く。戦後の労働法では^{あいたい}相対方式^りの契約は禁じられていたが、港湾資本にとっては日雇の労働力が必要であったため解消されず残っている。

第2章では、釜ヶ崎が暴力や監視で統治され、「西成」イメージが形成されるまでの歴史を細かく辿っている。1950年代後半には「釜ヶ崎＝スラム／山王・東田町＝暴力」というフレームが成立しており、それを一括する表現として区名である「西成」が流用される。これがマスメディアによって暴動やそれへの対策の地として、地名が広くまき散らされることにより否定的な場所イメージが拡散されていく。その後、負のイメージ抹消のために「あいらん」という新しい地名に置き換える戦略がとられた。「あいらん対策」と呼ばれる一連の制度的実践は、1961年の第一次暴動以前の時期、61年～66年までの暴動の最盛期、66年の「あいらん地区」指定以降の時期と三区分期できるが、それぞれの段階を経るに従い、大阪市から大阪府、そして国家へと指導者が変転し、それは同時に釜ヶ崎への視点と論理の変化を伴うものであった。一区分期では家族の貧困問題に焦点が当てられスラム対策がとられ、二区分期では治安問題も唱えられ家族を釜ヶ崎から分散させるような対策がとられた。そして三区分期には、釜ヶ崎問題がローカルな課題ではなく国家の介入を余儀なくされるまでに至り、日雇単身労働者の街へと舵を切るようになった。

第3章では、大阪湾のストライキと釜ヶ崎で起こった暴動から、前者が常雇の港湾労働者たちで日雇労働者との間には分断線があったが、港湾で勝ち取られた成果は釜ヶ崎の立ち呑み屋で語られ、次第に集団性を獲得していくようになる過程が描かれている。しかし、70年代後半の予期せぬ機械化のためにこの労働運動は尻すぼみになり、そして寄せ場の産業構造が建設業へと急展開を見せる。1980年代以降の新たな文化景観の建設は、記憶のリストラクチャリングの過程でもあった。レジャー施設を「天保山」と名づけることで、以前の土地のイメージを払拭し、築港と釜ヶ崎は実態においてもイメージにおいても完全に分断された。

第4章では、本章の核ともいえる暴動とは何であったかについて記述されている。釜ヶ崎においては、61年の第一次暴動以来、24回暴動が勃発している。

表1 釜ヶ崎暴動の発生時期

年	月 日	各暴動
1961	8月1日	第1次暴動
1963	5月17日	第2次暴動
	12月31日	第3次暴動
1966	3月15日	第4次暴動
	5月28日	第5次暴動
	6月21日	第6次暴動
	8月26日	第7次暴動
1967	6月2日	第8次暴動
1970	12月30日	第9次暴動
1971	5月25日	第10次暴動
	6月13日	第11次暴動
	9月11日	第12次暴動
1972	5月1日	第13次暴動
	5月28日	第14次暴動
	6月28日	第15次暴動
	8月13日	第16次暴動
	9月11日	第17次暴動
	10月3日	第18次暴動
	10月10日	第19次暴動
1973	4月30日	第20次暴動
	6月14日	第21次暴動
1990	10月2日	第22次暴動
1992	10月1日	第23次暴動
2008	6月14日	第24次暴動

(出典) 本著221頁掲載

第一次暴動のきっかけは、ひき逃げされた日雇労働者に対する警察の処遇であった。この暴動は警察に対する抗議行動であり、日雇労働者の自立的な共同性や集合性が発露されたものといえる。暴動は暴徒化ではなく、一定の倫理が潜んでいたのである。60年代末以降、この暴動のエネルギーを原動力としつつ、釜ヶ崎の地に日雇労働運動が胎動していく。警察本部長自らが、警察力というムチだけでは暴動を抑えることはできず、失業保険や健康保険の加入増などのアメの対策がなくては統御できないと認めるほどであった。

全港湾西成分会と暴力手配師追放釜ヶ崎協議会（釜共闘）の日雇労働者の捉え方の違いから、元は一緒の活動体であった両者が路線を分かつことになる。前者は、日雇労働者も労働者階級の一員であると考えのに対し、後者は、労働者一般に包摂されない固有の存在であると説き、流動的下層労働者という名を与えることで固有の階級的存在をあらわにした。以降、釜共闘は合法か否かを問わない直接的エネルギーを行使し、空間を領有していく。釜共闘自体は短命であったが、勝ち取ったもの（夏祭りや炊き出しなど）は釜ヶ崎固有の政治文化として今なお受け継がれている。

第5章では、「寄せ場の労働者になるとは」と題され、I氏の流動的な個人史がたどられている。それに続いて、複数の寄せ場についての記述があり、流動的下層労働者の運動が飛び火する流れが描かれている。ここで見過ごしてはならないことは、これらの運動の展開が、ドヤ街という拠点が決われる最中であって再現されたという事実である。飛び火する闘争は、その過程が進むほどに、それら複数の場所（東京の山谷、横浜の寿町など）を一言で指し示し、共約しうるような「寄せ場」という概念を結晶化させていった。

終章は、ジェントリフィケーションに対する本書の効用を示した箇所である。社会の総寄せ場化という概念が出てくるが、これは仕事を探す経路が寄せ場での対面方式から携帯電話での登録に切り替わったことから成る。または「デジタル寄せ場化」とも唱えられるが、意味するところは労働者たちを特定の地点にとどめておかねばならないという場所の縛りから資本が解放されたということである。このような状況下で、釜ヶ崎の社交性とよばれる、路上や居酒屋での情報交換の機会が失われたことを筆者は危惧している。

2000年代は公共空間をめぐる占拠闘争の時代であったと説く。野宿者たち下層労働者たちは、ジェントリフィケーションというむき出しの敵意にみちた浄化に立ち向かわなければならない。全国の寄せ場を渡り歩いてきた寄せ場の労働者にとっては、流動の自律性や力能が奪われることは死を意味する。だからこそ問われるのは、私たち自身の叫びの能力である。過去からの声に耳を傾けることに、都市に寄せ場を取り戻す可能性は賭けられていると筆者は締めくくる。

本書の意義は、寄せ場を生きた無数の、無名の労働者たちの熱い軌跡から、労働者として今を生きる術を手繰り寄せる手がかりを示したことがまず一点挙げられる。手がかりとは、労働者が連帯し自らの権利を主張することである。筆者は、2008年の釜ヶ崎暴動および大阪市内の各公園テント村の強制排除を目撃した経験がある。これらを背景とした筆者の問題意識は切実である。釜ヶ崎に一番活気があった暴動期を知らない世代にとっては、釜ヶ崎史を学ぶ一資料としても大変貴重な著書である。様々な研究者や活動家の著書・論文を紹介し、この一冊を読むだけで釜ヶ崎研究の概要を網羅することができる。

そして、これまでの釜ヶ崎研究の中にジェントリフィケーションの概念から西成特区構想以降激変の渦中にある釜ヶ崎を検証し直している点が新しい。暴動が労働者の異議申し立てであった事実から、釜ヶ崎へと排除され困り込まれた労働者が、今度は釜ヶ崎からも排除されつつある現在を大変危惧している。このことについては、スミス（2014：175）も「ジェントリファーとして参入する人々とそれによって立ち退かされる人々とがきわめて明確に分極化されているという事実から、目を背けるべきではない」と唱えている。

筆者の釜ヶ崎研究は新たな一步を踏み出した訳だが、ジェントリフィケーションの波に抗して変わっていない街で何をしたいのか、今後の釜ヶ崎をどういった街にしていくのか、その将来像が描かれていない。現在の釜ヶ崎は、現役層（労働によって生計を立てる人々）よりもそうでない層（生活保護受給者や介護施設利用者）が大多数を占めているが、なぜ労働者らに焦点を当てるのか。釜ヶ崎の歴史を引き継ぐのはこの労働者層の人々だけであるが、なぜ少数派にしか目を向けることがないのか。むしろここに釜ヶ崎史の変遷を見ることが出来るのでないだろうか。平成時代の釜ヶ

崎で、誰が何に対応するかが問われるべきであると考える。かつての寄せ場のような連帯の拠点さえ奪われた労働者たちは、いかに抵抗し欲求を叫べばよいのか。

以上のような課題を持ちつつも、今後釜ヶ崎をフィールドにする者、労働問題や都市問題研究を志す者にとって本書は必読の文献になると思われる。筆者のこれまでの研究および問題意識が詰まった良書である。

【注】

- 1) 求職者と求人者が直接に労働力の売買を取引する形態のこと。

【文献】

- 原口剛, 2003, 「『寄せ場』の生産過程における場所の構築と制度的実践-大阪・『釜ヶ崎』を事例として」『人文地理』, 55(2): 121-43.
- , 2008, 「都市のイマジニアリングと野宿生活者の排除 —1980年代以降の大阪を事例として(民際学特集)」『龍谷大学経済学論集』, 47(5): 29-46.
- , 2010, 「寄せ場『釜ヶ崎』の生産過程にみる空間の政治—『場所の構築』と『制度的実践』の視点から」青木秀男編著『ホームレス・スタディーズ—排除と包摂のリアリティ』ミネルヴァ書房, 63-106.
- Smith, Neil, 1996, *The New Urban Frontier: Gentrification and the Revanchist City*, London: Routledge. (=2014, 原口剛訳『ジェントリフィケーションと報復都市—新たな都市のフロンティア』ミネルヴァ書房.)

大阪市立大学大学院文学研究科 前期博士課程 人間行動学専攻社会学専修

さわい くみ

m161bm0202@st.osaka-cu.ac.jp

『市大社会学』第14号 編集後記

笹島秀晃

2017年3月22日

『市大社会学』は大阪市立大学社会学教室の大学院生を中心に編集されていた紀要でしたが、院生数の減少とともに編集体制の維持が困難になり、2012年の第13号より休刊しておりました。この度、紙媒体からオンライン版へと変わり、院生主体から教員・院生の混合体制へと刷新し、無事復刊の運びとなりました。ご協力いただきました査読委員の方々に改めて御礼申し上げます。論文4本・資料2本・書評2本のエントリーがあり、査読委員による審査後、投稿されたすべての論考が掲載となりました。今号の編集作業を終え、研究発表の機会としてだけでなく、学術論文を執筆し投稿するための「作法」をトレーニングする機会として、教室紀要の重要性をあらためて再確認しています。今後も継続して雑誌が発刊できるよう安定した編集体制を作っていきたいと思います。

市大社会学オンライン創刊号（通巻 第14号）

2017年3月30日発行

編集 『市大社会学』編集委員会

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学大学院文学研究科 社会学教室

発行 大阪市立大学社会学研究会

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪市立大学大学院文学研究科 社会学教室

謝辞 『市大社会学』は大阪市立大学社会学教室の助成を受けて運営しています。

また、文学研究科・文学部教育促進支援機構の研究誌出版支援事業の補助を受けています。

mail : ocu.journal@gmail.com

URL : <http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/soc/js/>